

並びに修正部分を除く原案につきましては、いづれも全会一致をもって可決され、よって、本法律案は修正議決されました。

る一般会計に対する未納付益金、前受金及び補助貨幣回収準備資金に対する未編入益金は、この会計に属している引きかえ貨幣または回収貨幣等の地金を同資金に引き渡すことにより、決議することとするほか、同年度末における決算上の損失は減資により処理することとしたしております。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、本十四日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この法律案は、造幣局特別会計の運営の合理化に資するため、次の諸点に改正を加えようとするものであります。すなわち、第一点は、従来特別会計に帰属していた引きかえ貨幣または回収貨幣は、これを補助貨幣回収準備資金に属せしめることとし、特別会計において貨幣製造のためこれを地金として使用する必要があるときは、このための所要量を特別会計に払い出すこと。第二点は、資産の評価益、固定資産の増減等、企業努力以外の要因によって生ずる資産の増減は、これをこの会計の損益勘定で処理することなく、直接この会計の固有資本の増減として処理すること。第三点は、固定資産の拡張及び改良が行われた場合、直ちにこれを資本の増加とすることなく、固定資産にかかわる支出額が当該年度の減価償却費に比して超過する場合にのみ、その超過する分を増資に充てるとともに、不足した場合には、その不足する分は資産勘定に減価償却費受け入れ未済金として特掲すること。第四点は、当該年度における純益は、補助貨幣回収準備資金の一部を編入する場合を除いては翌年度に繰り越すこととし、逆に欠損が生じたときは、前年度の繰り越し利益があれば、これをもって埋めることができるようにすること。第五点は、本法は公布の日から施行し、昭和三十三年年度予算から適用することといたしますが、昭和三十二年年度決算結了のときにお

最後に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況に顧みまして、所要の改正を加えようとするものであります。おもなる内容は次の通りであります。まず第一に、酒類業組合等の行う規制事業の前提条件及び規制の範囲等を、最近における組合制度の立法例に準ずる程度に整備することといたしております。第二に、酒類業組合中央会には評議員会を置くことができることとするとともに、二百名以上の組合員を擁する酒類業組合には、総会にかわるべき総代会を設けることができることといたしております。第三に、この法律施行後四年間の経験に顧み、検査員制度、中央会等の特別議決制度、交付金制度等につきまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本十四日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、

全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十七日)

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一四八)の委員長報告と一括して掲載)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一四八)の委員長報告と一括して掲載

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一四八)の委員長報告と一括して掲載



### ◎公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三二、五、二八法一三九)

#### 一、提案理由(二月二十七日)

(社会教育法の一部を改正する法律(昭三二―法九五)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院文教委員長報告(五月十四日)

○長谷川保君 たいま議題となりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。

本案は内閣の提出にかかり、その要旨を簡単に申し上げますと、不正常授業を解消するため公立小学校校舎の建築費に対して国が補助を行うことができる坪数算定の基準日を、現行法では当該建築年度の五月一日としているのに対して、本案は、一定の集団的住宅の建設により新たに校舎の不足を生じた場合には、五月二日以降においても、文部大臣の定める日をその校舎の坪数算定の基準日としてとり得るように、特別の規定を設けるものでございます。

本案は、去る二月二十五日当委員会に付託されて以来、各般にわたって慎重に審議を重ねて参りましたが、そのおもなる点を申し上げますと、すなわち、義務教育が国と地方公共団体との共同責

任にかかる重要事項であるにもかかわらず、国は学校施設に十分な財源措置をとらない結果として、地方はやむを得ず乏しい財政で苦しむつつ校舎の建築、改築を行なっている。しかも、なお、学校の実情は、正常な授業を行うに必要な最低の施設すら足りないために、義務教育の正常な運営に支障を来たしている。従って、国はこれに対して強力な恒久的対策を講ずべきであると強く主張されたのでございます。これに対して、文部大臣も、率直に、同感である、大いに努力するとの答弁がありました。これらの詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月十一日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次いで、佐藤観次郎君から、本法律案に対して、  
一、義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかる重要事項たる点と、地方財政の実情とに鑑み、公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は、すみやかに、義務教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために必要な措置を講ずべきである。

二、公立義務教育諸学校における教育効果の向上と教育財政の有効化を期して、多くの市町村が学校統合を企画しつつある現在、政府は義務教育の重要性と地方財政の実情とに鑑み、すみやかに、有効適切な措置を講ずべきである。

という附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもって原

案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院文教委員長報告(五月十八日)

○矢嶋三義君 たいま議題となりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の本法案提出の理由とその内容について御説明いたします。

近年、地方公共団体等の行う住宅の建設によって、一つのまとまった地域に、相当多数の住宅が集団的に建築され、その近隣の小学校では、校舎の増築を必要とする例が多くなつたのでござい

ます。本法案は、このような事情から発生する不正常授業の解消に対する補助金算定の基礎として、当該年度の五月一日現在の児童数をとる現行法の建前に対して、五月二日以降の日における児童数を取り得るよう、特別の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が展開されたのであります。質疑応答の詳細は会議録をごらん願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたが、矢嶋委員から本案に賛成の意見を述べ、かつ各会派を代表して、次の付帯決議を付することの動議を提出しました。付帯決議案を朗読いたします。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律

政府は、義務教育の重要性と地方財政の実情とにかんがみ、すみやかに次の措置を講ずべきである。

一、公立義務教育諸学校の施設の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう関係法を整理し、もって義務教育費国庫負担法の趣旨を完全に実現すること。

二、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を、国庫補助または起債の対象とすること。

右決議する。

以上であります。

続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案の付帯決議案も全会一致、これを委員会の決議とすることに決しました。

右、御報告申し上げます。



### ◎生糸製造設備臨時措置法

(昭三二、五、二八法一四〇)

#### 一、提案理由(三月二十六日)

○八木政府委員 生糸製造設備臨時措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、近年製糸設備と原料供給の関係が不均衡のために製糸業の経営の安定を欠いており、ひいては生糸の輸出増進の障害になっている実状にかんがみまして、過剰設備を処理して製糸業の合理化を促進するために、必要な立法措置を講じようとするものでありまして、その要点は、生糸製造業者が共同行為によってその設備を処理する事業を行うことができるようにするものであります。

以下法案の内容について、その概略を申し上げますと、第一は、免許または許可を受けている生糸製造業者は、業態別に設備処理組合を組織することができることとしたこととあります。

この組合に対する加入及び脱退は自由でありまして、その事業は過剰設備の処理及びこれに附帯する事業に限定いたしております。

次に、生糸製造設備の処理は、ただいま申し上げました設備処理組合の共同行為によって、自主的に行われることを建前としており、それによって目的を達するように指導して参るつもりであります。生糸製造業者の大部分が組合の設備処理規程の適用を受けて過剰設備の処理を行なっているにもかかわらず、一部の非組合員の

事業活動がこの法律の目的を達成する上に著しい障害となつていない場合には、整備の目的を達するために真にやむを得ないときは、非組合員をも含めて組合の設備処理規程に従うようにすることができるといたしましたのであります。

なお、製糸設備の処理は、当面の蚕糸業振興対策の一環として、きわめて緊要な問題であります。これが実施に当りまして、関連産業並びに国民経済全般に対する影響について十分慎重な配慮のもとに行うべきはもちろんのことでありまして、農林大臣が設備処理規程の認可をし、または非組合員をも含めて設備の処理を行わせる措置をとる等の場合は、蚕糸業振興審議会の意見を聞くとともに、公正取引委員会の同意を得ることとし、この法律の運用に当つて特段の意を用いているのであります。

なお、この法律の有効期間は設備処理の遂行に必要な期間に限定いたしております。

以上が生糸製造設備臨時措置法案の趣旨でございます。

次に蚕糸業法の一部を改正する法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、農林省に蚕糸業振興審議会を設置するに必要な規定を加えるための改正であります。

蚕糸業は、わが国農家の経営の安定向上のためにも、また広く輸出増進対策の一環としても、その積極的な振興を要望されているのであります。その実現には各界有識者によって基本的な振興対策を樹立することが必要であり、そのための調査審議の機関として新

たに蚕糸業法に基づいて蚕糸業振興審議会を設置したいと存ずるのであります。

今後わが国の蚕糸業の積極的な発展をはかりましたためには、生糸及び絹製品の輸出の振興、繭の能率的な増産、技術指導体系の整備強化、繭処理の調整等多くの問題について、早急に具体的な方策を検討して実施に移す必要がおりますので、この審議会の蚕糸業振興対策に関する査審議に多大の期待を寄せている次第であります。

なお、別に審議をお願いいたします生糸製造設備臨時措置法案によりまして、審議会に諮問する事項も、この審議会で審議することになっておりますので、申し添えておきます。

以上が蚕糸業法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

#### 二、衆議院農林水産委員長報告(五月十五日)

○小枝一雄君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告いたします。

まず、生糸製造設備臨時措置法案について申し上げます。

近年、製糸設備と原料繭供給の関係が不均衡のために、原料獲得に対する冗費の増高、操業率の低下等を来し、製糸業の経営が不安定となり、生糸の輸出にも障害となっておりますので、この際、過剰設備を円滑に処理して製糸業を合理化するための措置を講じようとして、本案が提案されたのであります。

本案の内容について概要を申し上げますと、第一に、生糸製造業者が自主的に共同してその設備を処理できるようにするために、免

許可を受けている生糸製造業者は、機械製糸、機械座繰製糸、玉糸製糸の各業態別に設備処理組合を組織することができます。しかし、機械製糸及び玉糸製糸は、全国を地区とする組合を組織し、機械座繰製糸は、まず、地域別に組合を組織し、次いで全国を地区とする連合会を組織することとしております。第二に、組合の事業として、組合は、組合員の申し出により、過剰設備を買い上げ、スクラップとして処分することになっておりますが、申し出の数が目標数に達しないときは組合員に割り当てることとすることができるとしております。買取価格は残存価額とし、三十二年度予算には製糸設備処理費補助金五千万円を計上しており、これと少くとも同額を組合が負担する予定であります。第三に、組合の定める設備処理規程については農林大臣の認可を必要とすることとしたしております。第四には、農林大臣の発するアウトサイダー規制命令を規定しております。第五に、設備処理期間は二カ年とし、なお、組合または連合会は、残務整理のためさらに二カ年間存続することとしております。

本案の実施が養蚕業のあるいは労働者等へ与える影響を考慮して、その審議には特に慎重を期し、関係各業者、労働組合代表等から参考意見を徴する等、熱心な検討を行なったのであります。詳細は省略いたします。

本日一切の質疑を終了しましたが、採決に先立ち、社会党栗原委員より、自民、社会の共同による修正案が提出されました。修正箇所は三点ございます。その第一点は、過剰な生糸製造設備の処理を行うに当つては過剰設備の全部の処理を行うものではない旨を明記し



たことであります。第二点は、農林大臣が設備処理規程の承認を与える場合の条件の中に、養蚕農家に不利益を与えることとならないように明記したことあります。第三点は、本法の施行期日について、原案では公布の日から六カ月以内に政令の定めることといたしておりましたが、蚕糸業振興審議会における審議の関係を考慮して、これを昭和三十三年十一月一日と明定したことであります。

右の修正案及び修正部分を除く政府原案について採決を行います。ところで、いづれも全会一致をもって可決いたしました。

なお、本案については、自民、社会両党の共同提案により五項目にわたる附帯決議を付しましたが、時間の都合上省略いたします。

次に、蚕糸業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

蚕糸業は、わが国農家経営の安定向上並びに輸出を増進して一そう外貨を獲得するため、積極的な振興が要望されております。これがためには、この際広く各界有識者によって再検討を加え、基本的な振興対策を樹立する必要がある、これが調査審議の機関として農林省に蚕糸業振興審議会を設置しようとして、本案が提出されたのであります。

審議会は、蚕糸業に関し学識経験を有する者の中から任命された三十人以上の委員をもって構成され、農林大臣の諮問に応じ蚕糸業振興に関する重要事項を調査審議する等の権能を与えられております。

本案は、生糸製造設備処理法案と一括審議いたして参り、本日採決いたしました。これもまた全会一致をもって可決いたしました。

なお、本案に対しましても、両党共同提案の附帯決議を付し、行政運営の万全を要求することといたしました。詳細は会議録によりごらんを願うことといたします。

以上をもって御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(五月十七日)

○藤野繁雄君 たいま議題となりました蚕糸関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、生糸製造設備臨時措置法案であります。この法律案は、製糸業の現状にかんがみ、過剰な生糸製造設備の処理を円滑に行うための措置を定めて、その合理化を促進し、生糸の輸出の増進をはかるために提案されたものであります。これが内容を要約いたしますと、機械製糸、国用製糸及び玉糸製糸等の各業態別に出資をしない、加入脱退の自由な設備処理組合を組織することができることとし、農林大臣の認可を受けて組合を設立し、組合は農林大臣の認可を受けて設備処理規程を定めて過剰設備の処理を行う仕組みとなし、かようにして組合の自主的な共同行為によるものがその建前となっております。しかし非組合員の事業活動が、この法律の目的を達成する上に著しい障害となつておる場合には、組合の申し出によって、農林大臣は設備処理命令、すなわち組合員以外の者をも含めて、すべての者に対して、組合の設備処理規程に従うことを命ずることができるとし、しこうして農林大臣が設備処理規程を認

可し、または設備処理命令を行う等の場合には、あとに述べます蚕糸業振興審議会の意見を聞くとともに、公正取引委員会の同意を得なければならぬこと等あります。なお、この法律は本年十一月一日から施行し、その有効期間は施行の日から二カ年となっております。

次に、蚕糸業法の一部を改正する法律案であります。蚕糸業は、農家の経営安定のためにも、また輸出増進対策の一環として、その振興が要望されておるのであります。これが基本的対策を調査審議するため、農林省に蚕糸業振興審議会を設置することとし、その組織及び運用等について規定しようとするのが、この法律案が提出された理由とその内容であります。

委員会におきましては、以上二つの法律案を一括して審議を行い、提案の前提をなす諸事情並びに法律案の内容等、諸般の問題について政府当局との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。これが詳細については会議録によって御了承を願いたいと思ふのであります。

しこうして質疑を終り、討論に入りましたところ、藤野、清沢、島村及び千田の各委員から、養蚕業の振興、養蚕農家の保護、生繭の反当収量増加施策の強化、繭価の維持安定、抜本的凍霜害対策の確立、生糸及び絹製品の輸出増強、大企業の中小企業に対する圧迫の防止、設備整理の合理化と補償の公平化、設備整理が養蚕農家に及ぼす不利益の防止、設備整理と労務者対策、審議会に対する養蚕農家及び中小企業等の発言の強化等の事項についてそれぞれ意見あ

るいは希望を付して賛成が述べられ、続いて採決の結果、両法律案は、いづれも全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。



### ◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三二、五、二八法一四一)

#### 一、提案理由(四月十六日)

○政府委員(長谷川四郎君) 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年六月第二十四回国会におきまして、機械工業振興臨時措置法が成立施行されて以来、政府はこの法律の趣旨に基き、機械工業のうち最も劣弱な部門とされております基礎機械及び共通部品部門を中心として、設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等の合理化施策を推進して参つたのであります。

御承知のように、現行の機械工業振興臨時措置法の規定によりまして、これらの合理化施策の推進につきましては、通商産業大臣がその運用に当って参つたのであります。このほど運輸省の所掌に属する造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種につきましても、本法制定の趣旨に合致するものにつきましては、運輸大臣も本法を運用することによりその振興をはかることが適当であると結論に到達いたしましたので、現行法中「通商産業大臣」と定めてあります規定のうち、必要なものについて、これを「主務大臣」と改めることといたした次第であります。

なお、本法の運用に当りましては、関係行政機関の間で充分協議の上、その一体的運用をはかる所存であります。

べき幾多の問題に当面していると言わねばなりません。すなわち、わが国の電子工業は戦後十年を経てようやく一応の生産体制の整備が行われたにすぎない段階でありまして、それも主として外国技術との提携に依存してきたといえるのであります。

しかも、世界各国における電子技術の進歩はまことに目ざましく、このまま推移すれば、現在の企業の技術的並びに資金的能力から見て、わが国電子技術のおくれは、ますます大きくなるものといわねばなりません。のみならず、電子機器の基礎となる部品工業の分野におきましては、多数の企業が乱立して、それぞれ多種類のものを小量ずつ生産しているという現状であります。

かかる現状とこれに対処すべき国家的要請とにかんがみ、政府といたしましては昨年十月通商産業省内の機械工業審議会に電子工業振興特別部会を設置し、関係官庁の職員、学識経験者、業界代表等を委員に委嘱し、その振興対策につき慎重審議して参りましたが、最近に至り一応の結論が得られましたので、この結論に基き、かつ、さらに各方面からの検討を重ねた結果、このたびようやく法案としてこれを上程することとしたのであります。

本法案は、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進することにより、総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものでありまして、その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる電子機器等は、試験研究促進の必要なもの、新機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

以上が機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、電子工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。

電子工業は、最近において急速な発展を見つつある近代産業の一つであり、国の基幹産業として関連各産業部門への応用面は、まことに無限の広がりをも有していると申すべく、その将来性について最も期待を持たれている重要な産業であります。

わが国の電子工業は、過去五十年の歴史を有しておるとは申せ、それは主として電気通信の分野においてその応用研究がなされていかにすぎず、戦時中及び戦後を通じ、欧米諸外国がその産業各部門への広範なる応用についてきわめて長足の進歩を遂げたのに対し、はなはだ立ちおくれしており、今後政府及び民間の総力を結集して、できる限りすみやかにその振興をはからねばならぬことを痛感する次第であります。

わが国電子工業がこの大きな国家的要請にこたえるためには、一方において広く海外先進諸国の優れた技術に学ぶことも必要であります。基本的にはわが国技術水準の着実な向上と経営基礎の確立をはかるとともに、その部品、材料及び機器全体について一貫した均衡のとれた形で電子工業全体が総合的に発展してゆくことが切に望まれる次第であります。

このような見地からわが国電子工業の現状を見ますに、解決さる

たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、合理化の必要なものの三つに分けて、それぞれ政令で定めることになっておりますが、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的にとり上げていきたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べました電子機器等ごとに目標年度を定めて策定することといたしまして、試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費その他生産の合理化の目標となるべき事項をそれぞれ定めることとし、さらにそれらの実現をはかるために設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなっております。この計画は、電子工業に関する学識経験者等をもって構成する電子工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して電子工業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案にはまた設置近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、品質管理確保のための検査設備の基準の公表等の措置が定められております。

設備資金の確保につきましては、特に合理化機種に関しては機械工業振興臨時措置法による特定機械と同様の方法による日本開発銀行による融資のあっせん等を行いたいと考えております。その他の機種につきましても同銀行の通常の融資条件による資金あっせんを



考えております。

次に、生産分野の専門化、規格の統一、部品原材料の購入等を目的とする合理化カルテルの指示につきましては、現行独禁法に規定する合理化カルテルの趣旨をさらに一歩前進させて、生産品種及び使用する部品の規格の統一、生産品種別の製造数量の制限、部品または原材料の共同購入などの共同行為について積極的に合理化のためのカルテルを締結させることにした次第であります。

最後に、品質管理の確保のための検査設備の基準の公表につきましては、単に振興基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき検査設備とその維持に関する具体的な基準を定めて公表し、各企業における電子機器の品質管理の励行を期待しようとするものであります。

なお、本法は、独禁法の適用除外の関係等から、七年の臨時立法といたしておりますが、その間所期の目的達成のため、政府といたしましても最大の努力を傾注いたす所存であります。

以上本案の概略をご説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、参議院商工委員長報告(四月二十四日)

(日本科学技術情報センター法(昭三二一法八四)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、衆議院商工委員長報告(五月十八日)

臨時措置法によって振興措置が講ぜられていたのでありますが、これでは十分目的が達せられず、このまま放任いたしますと、欧米諸国に比べ技術の立ちおくれが一そうはなはだしくなりますので、単独立法として画期的振興をはかることとした次第であります。

次に、法案の主なる内容を申し上げます。第一は、電子工業審議会の意見を聞いて、通商産業大臣は、電子工業振興基本計画及び毎年の実施計画を樹立決定すること、第二は、合理化のための設備資金の確保に努めることとしたこと、第三は、カルテルの実施に対する指示でありまして、基本計画に定める合理化の目標達成のため特に必要と認めるときは、通商産業大臣の指示によりカルテルの結成ができることとしたことであります。そのほか、企業の備える検査設備の基準を決定するとともに、報告の徴収等の関連規定を設けたことでもあります。最後に、この法案は臨時法でありまして、七カ年の期限付となっております。

本案は、四月二十六日付託され、五月六日提案理由の説明を政府委員より聴取し、同十五日慎重なる質疑を行なったのであります。

次いで、本五月十八日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決することに議決した次第であります。採決後、自由民主党及び日本社会党共同提案の附帯決議案が提出され、田中武夫君より趣旨の説明がありました後、採決いたしましたところ、これまた全会一致附帯決議を付することに決した次第であります。

次に、輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして御報告

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

○福田篤泰君 ただいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案外二件について、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律は、機械工業の振興をはかる目的をもって、昨年六月、第二十四回国会において成立したのであります。本法は通商産業大臣が運用することになっていたのでありますが、このほど、運輸省の所掌に属する造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種についても、本法制定の趣旨に合致しますので、運輸大臣も本法を運用できるようにすることが適当であるとして、そのために、現行法中「通商産業大臣」とある規定を「主務大臣」に改めようとするものであります。

本案は、五月六日政府委員より提案の理由を聴取し、同十五日より質疑に入り、同十八日質疑を終了したので、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、電子工業振興臨時措置法案について申し上げます。

本案の目的としましては、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進することにより総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の設備の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。従来、電子工業は、昨年制定されました機械工業振興

申し上げます。

輸出入取引法は輸出入取引の秩序を確立することを目的として制定されたものでありまして、制定以来、関係業界の自主的協調体制は着々整いつつある状況であります。しかしながら、輸出入における過当競争は依然として跡を断たないことは御承知の通りでありまして、わが国貿易の健全な発展のために、このような障害をすみやかに排除することが当面の重要な課題と相なっております。

本改正案は、現行法の輸入に関する協定締結事由の制限を緩和するとともに、アウトサイダー規制命令に関する事務処理の能率化をはかり、また、輸出に關し指定機関制度を設けることを内容としておりまして、これによって貿易における過当競争の除去と業界の協調体制の確立に寄与せんとするものであります。

本案は、参議院において若干修正されました後本院に送付されて参り、去る五月十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取いたし、十六日より質疑に入りました。

その後、本十八日に質疑を終了いたしました後、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、自由民主党並びに日本社会党共同提案の附帯決議案が提出せられ、松平忠久君より趣旨弁明がありました後、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

以上三案に關する質疑の内容及び附帯決議等につきましては會議録をごらん願うこととし、これにて簡単に御報告を終わります。



### ◎東北興業株式会社法の一部を改正する法律

(昭三三、五、二八法一四二)

#### 一、提案理由(三月二十六日)

(東北開発促進法(昭三二一法一一〇)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院国土総合開発特別委員長報告

(四月二十七日)

○五十嵐吉蔵君 ただいま議題となりました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東北地方開発の重要性にかんがみ、東北興業株式会社に東北開発に必要な事業を行わせるため、会社の名称を変更して東北開発株式会社とするともに、その目的を明記し、また、会社が行うべき事業の範囲を拡大し、新たに産業立地条件を整備するため必要な施設に関する事業を加えることとしたのであります。このほか、会社に対し政府が予算の範囲内において出資することができ、ことを明記し、会社の役員等、組織について整備するとともに、会社の監督は内閣総理大臣が行い、経済企画庁長官がこれを補佐すること等を規定したことであります。

本案は、去る三月二十六日本委員会に付託されて以来、慎重審議を重ねたのでありますが、これら質疑応答の内容は会議録に譲ること

といたします。

昨二十六日質疑を終了し、本日、松沢雄蔵君より、本案に対し、関係法律の整理を内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院商工委員長報告(五月十八日)

○西川弥平次君 ただいま議題となりました東北興業株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概略を、提案理由によりまして御説明いたします。

御承知の通り、東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため、同地方における殖産興業を目的として、昭和十一年に設立された会社でありまして、政府の財政援助のもとに、東北地方の振興に関する各種の事業の経営と投資を行なつて、同地方の産業振興に従事してきたのであります。戦後、国内経済事情の激変と、法人に対する政府の財政援助の打ち切りとが、会社の経営事情の悪化を招き、事業を縮小して参つたのでありますが、昨年、第二十四国会において、会社の発行する債券の元利支払いについて、政府が保証することができるよう法律の改正が行われましたので、会社の事業資金が円滑に調達され、事業の推進が期待されているのであり

ます。しかしながら、東北地方の資源及び産業につきましても、その現況より見て、さらに積極的にその開発を促進することが、国民経済の発展上緊要と考へるものであります。このため、東北興業株式会社につきまして、その名称を変更し、会社の行う事業の範囲を拡大する等、所要の規定を整備する必要があると考へるといふのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

改正の第一は、会社の名称を東北開発株式会社と改めるとともに、会社の目的を明確にし、東北地方の定義を明らかにすることであり、改正の第二は、会社に対し、政府が予算の範囲内において出資することができる旨を明記することであり、改正の第三は、会社の行う事業の範囲を拡大し、新たに産業立地条件を整備するため必要な施設に関する事業を加えることであり、改正の第四は、政府の所有する会社の株式について、後配株の制度を復活することであり、改正の第五は、会社の監督は、内閣総理大臣が行うものとし、経済企画庁長官がこれを補佐することとするともに、会社の監督に関する規定を整備することであり、

本法律案につき、委員会においては、きわめて慎重に審議をいたしました。その質疑は、主として東北興業株式会社の過去の業績と、新発足する東北開発株式会社の今後の事業計画の内容について行われ、特に会社の人員配置、セメント事業、東北ドックの事業の進捗状況について詳細なる説明を求め、さらに今後の新規事業の計

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

画、別に東北開発促進法によって設置される予定の東北開発審議会の構成並びに運営方針等について熱心な質疑が行われたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたところ、近藤委員より、「各派共同提案の付帯決議を付して賛成する」旨の発言があり、決議案として、

政府は、本法の施行に当り特に左記の諸点に留意すべきである。

一、経営の刷新、人員配置の適正化を期し、特に会社幹部の現地指揮の体制を強化すべきである。

二、企業の合理化を徹底的に行うとともに、東北開発に真に必要な事業を重点的かつ強力的に実施せしめること。

要な事業を重点的かつ強力的に実施せしめること。を朗読され、さらに、「今後、人事刷新、陣頭指揮がぜひとも必要であり、かつ企業を合理化し、経営を能率的にする」とともに、これから行う新規事業に対しては、特に慎重を期することを強く要望する」との意見の開陳が行われたのであります。また、西川委員より、自由民主党を代表して、「本法案に賛成する」旨を述べられ、「本法案によって、恵まれざる東北民の福利増進を期待する」との意見の開陳がありました。さらに豊田委員よりは、緑風会を代表して、「賛成するものであるが、人材の配置、経営の能率を増進することを切に要望する」との意見が述べられました。

以上で討論を終り、採決しましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。



次いで、近藤委員提案になる各派共同の付帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致で商工委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律 (昭三二、五、三二法一四三(参))

#### 一、提案理由(五月十五日)

○岡三郎君 文教委員会提出の公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案につきまして、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

学校医は、学校教育法施行規則によりまして各学校に置かれております。これら学校医は、教職員の保健活動、児童生徒の健康管理はもちろん、修学旅行、遠足、運動会等の学校行事の企画運営等にも参画いたし、学校保健にきわめて重要な職務を持っております。現在、公立の学校におきましての学校医の身分は、地方公務員におきまして特別職の非常勤職員となっております。従いまして、これらの学校医が学校の教育活動におきまして、公務上災害をこうむりましたも、その補償が受けられないことになっております。去る昭和二十四年七月熊本県津森小学校の修学旅行に同行いたしました一学校医が、突風による乗船の転覆事故によって遭難し、二十二名の児童、一名の教師とともに殉職いたしました事件は、当時、天下の耳目を聳動させたのでありますが、学校医の公務災害補償についての法的規則がございませんため、適切な補償が行われず、遺家族をきわめて悲惨な状況に追い込んだのであります。また、このことが全国五万余名の学校医に与えました衝動も大きかったのであります。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律

す。

近年、学校行事に伴います各種の災害が学校内外におきまして、ひんびんとして起っておりますことは、まことに遺憾でございませぬ。一方、これらの学校行事に学校医が直接に参加いたしますことは、その運営上きわめて適切な措置であることは申すまでもありません。すでに述べましたように、これらの行事に学校医が参加することは、きわめて必要であるにかかわらず、その際、万一不幸にして災害をこうむりましても、補償については何らの法的規制がありませんから、この現状を改善し、学校に対する学校医の熱意と関心を深め、学校医が安心して学校保健に積極的に参画できるように、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うこととする必要があると存じますので、ここにこの法律案を提案いたしました次第であります。

以下、本案の内容のおもな点について申し上げます。

まず、地方公共団体は、その設置する学校の非常勤の学校医の公務上の災害に対して補償をしなければならないことを規定いたしますとともに、その補償の種類を定めております。次に右の補償の範囲、金額及び支給方法等は、政令で定める基準に従いまして、地方公共団体の条例で定めることとし、その政令を定める場合には、国家公務員災害補償法の規定を参酌する等の定めをいたしております。さらに、都道府県が市町村立の義務教育諸学校の学校医にかかわる補償に要する経費を負担することとし、国はその二分の一を負担することとしたす等の規定を設けております。その他、市町村教



育委員会と都道府県教育委員会との協議、補償の実施についての審査請求等の規定をいたしたのであります。なお、附則におきまして、本法律は、公布の日から起算いたしましたて、三カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することといたすとともに、関係法に所要の改正をいたすこととなっております。

以上、本法律案の提案の理由と、その内容について御説明申し上げます。

文教委員会におきましては、慎重に協議検討いたしました上、政府の意見をただしましたところ、文部大臣より、「この法案の内容には問題があり、予算措置もなされていないので、にわかには賛成できない」旨の意見が述べられましたけれども、委員会といたしましては、本法案は、この際適切な措置であると思惟いたしましたので、全会一致をもちまして、ここに委員会提案として発議いたしました次第であります。なお、委員会におきましては、本法成立施行の際には、公務災害に対する認定は適正に行われるべきであり、法の適用に不当な拡大解釈があつてはならない旨の意見が述べられましたことを申し添えます。

何とぞ、すみやかに御審議の上、御賛成下さいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院文教委員長報告(五月十六日)

(農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭三二一法一四五))

の委員長報告と一括して掲載)  
(註、参議院においては委員会の審査は省略された。)

## ◎教育職員免許法施行法の一部を改正する法律 (昭三二一、五、三一法一四四)(衆)

### 一、提案理由(五月十六日)

○永山委員 ただいま議題となりました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。

元来、教育職員免許法施行法は、教育職員免許法制定以前の旧教員免許関係法令による教員免許状を有する者及び旧制の学校の卒業者の新免許法への切りかえについて規定したものであります。このうち、旧制の学校の卒業者の免許状の切りかえにつきましては、旧制大学、旧制高等専門学校等比較的教員となる者の多かった学校の出身者の場合は、その修業年限及び旧免許状の授与資格等を検討し、適当な新免許状への切りかえ規定が設けられております。ところが旧軍関係学校の場合は、旧制高等専門学校と同格に認められているにもかかわらず、その出身者に対しては適切な切りかえが行われていなかったであります。

現在、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、海軍兵学校、海軍機関学校及び海軍経理学校の卒業者で現に教職についている者は全国で約三百名ほどありますが、その職務内容と能力は他の学校出身者と同様でありますので、そのうち在職一年以上のものに限り旧制高等専門学校の卒業者と同様の免許状を授与することを適当と認めてこの改正案を提出することにいたしました。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院文教委員長報告(五月十六日)

(農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭三二一法一四五)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院文教委員長報告(五月十九日)

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三二一法一三七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

(昭三一、五、三一法一四五(衆))

#### 一、提案理由(四月四日)

○赤城委員 たいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案につき、その立案の趣旨を御説明申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育の振興につきましては、さきに産業教育振興法の制定以来見るべきものがありますことはすでに御承知の通りでありまして、同法に基づく国庫補助金により特に産業教育関係の高等学校の施設、設備が充実されつつあることは、御同慶の至りであります。しかしながら、教育の振興は、施設設備など物的な面の充実のみでは達成できないのでありまして、教員に優秀な人材を得ることがぜひとも必要なのであります。しかも、産業教育におきましては、その勤務の特殊性から見まして、その資格、定員、待遇等につき特別の措置を講ずる必要があるのであります。

産業教育振興法におきましては、特にこのような観点から第三条の三において「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇につ

いては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない」と規定しているのであります。ところが、教育職員免許法で資格についての若干の配慮がなされたのみで、待遇については、今日まで何らの措置もとられなかったものであります。

そこで、本案は、この規定に基き、農業及び水産関係の教員の待遇について特別の措置を講じようとするものであります。

従来、農業、水産に関する教育は、第一次産業に直結するきわめて重要なものであるにもかかわらず仕事がいじめであるため、とかく敬遠されがちであり、さらにその勤務の内容は、自然的条件に支配されやすく、かつ、生物を相手とするものでありまして、時間を超越し、寸時もゆるがせにできない性質のものであります。たとえば、高等学校の農業科の教員は、農場、畜舎等において作物、家畜など、生命を持つものの栽培や飼育等を担当し、その管理の責任から寸時も解放されることはないものであり、さらに、生徒の教育に際しても極度に困難な実習を伴うものなのであります。また、水産科の教員は、生徒の教育のほか、実習船、和船、カッターを始め海中に設置した漁具、水中に養殖中の生物、製造工場の管理等特に困難かつ複雑さを伴う業務に当らなければならない責務を有するものであります。従って、これらの責務から生ずる早朝、夜間の作業、天候異変、疾病等に應ずる細心周到を要する適時適切な措置などその勤務は、全く特殊なものでありまして、これらの勤務に服する者に対しては、当然特別措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

す。

そこで本案は、これらの教員に対しまして、産業教育手当を支給することとした次第でございます。

次に本案の概略を御説明申し上げます。

まず、産業教育手当を支給する者の範囲は、産業教育に従事する者のうち、高等学校において農業教育と水産教育に従事する者に限定しております。すなわち、農業または水産に関する課程を置く国立及び公立の高等学校の農業、農業実習、水産または水産実習の教諭または助教諭の免許状を有する者または法令により免許状を有しないでも当該教科を担当し得る者が農業または水産に関する課程において、実習を伴う農業または水産に関する科目を主として担任する教諭、助教諭及び常勤講師に産業教育手当が支給されるわけです。

ここで支給の対象を農業と水産関係に限定しましたのは、さきに述べましたように他の産業教育の勤務と比較いたしました著しく特殊なものでありますため、まずその必要性を痛感いたしますのでこれを取り上げた次第であります。また、農業、水産関係のうちでも特に高等学校の教員にのみ産業教育手当を支給することとした理由は、高等学校の産業教育が特に実務者養成の中核として、実習に多くの時間をさいていることにかんがみましてこれを取り上げたわけです。なお、本案の立案に際しましては、実習助手を対象とすべきかいなかについて考慮いたしましたのでありますが、実習助手は、責任の度合も低く、資格も明確でありませぬので、この際

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

は、一応支給の対象からはずした次第であります。

次に産業教育手当の支給の額並びに方法であります。国立の学校の教員につきましては、俸給月額額の百分の十の範囲内で、文部大臣が人事院の意見を聞いて定めることになっておりますが、この場合俸給月額に一定率を乗じた金額を月額で支給することを予想いたしております。

公立の学校の教員につきましては、地方公共団体の条例で定めるところにより、産業教育手当が支給されるのであります。国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めることといたしております。

なおこの法律は、昭和三十二年四月一日にさかのぼって適用することとし、本年の四月分から産業教育手当を支給できるようにいたしております。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ、御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

#### 二、衆議院文教委員長報告(五月十六日)

○長谷川保君 たいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案、教育職員免許法施行法の一部を改正す



る法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。

まず最初に、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、国立または公立の高等学校において農業または水産にかかる産業教育に従事する教諭、助教諭、常勤講師に対して産業教育手当を支給することとし、その支給額等については、国立学校の教員に対しては、その者の俸給月額額の百分の十の範囲内で、文部大臣が人事院の意見を聞いて定め、公立学校の教員については国立学校教員の産業教育手当を基準として定めることを規定しております。

本案は赤城宗徳君外七名の提出にかかり、去る三月三十日当委員会に付託されて以来、産業教育手当支給の対象としては、さらに工業高等学校等の教員及び農工水産等の高等学校におけるその実習助手などを含ましめるべきであることなどについて熱心に審議されたのでございますが、それらの詳細に関しては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月十六日に至り質疑を終了、引き続き本案に対し内閣の意見を聴取した後、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、辻原弘市君から本案に対する附帯決議案が提出せられま

どを規定しております。

本案は、五月十三日当委員会に付託されて以来、盲ろう養護学校の特殊性及び当該学校における給食の必要性等について熱心なる質疑が行われました。その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月十六日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案について申し上げます。

本案は参議院の提出にかかり、その要旨は、公立学校の学校医の公務上の災害に対して療養、休業等の補償をすることとし、その補償の範囲、金額及び支給方法等は政令で定める基準に従い地方公共団体の条例で定め、さらに、市町村立の義務教育諸学校の学校医にかかる補償に要する経費は都道府県の負担とし、国はその二分の一を負担することなどについて規定しております。

本案は、五月十五日当委員会に付託されて以来、学校医の公務災害補償に関する実施基準について、また、これに関連して、児童、生徒の災害補償対策等に関して熱心に審議されたのでございますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月十六日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

した。すなわち、

産業教育の重要性にかんがみ、政府は農業高等学校及び水産高等学校とこれら以外の産業教育をなす高等学校との間における均衡を保持せしめるため、特に工業高等学校及び商船高等学校に対しては、昭和三十三年度において、同種の教員に対する産業教育手当を支給し得るよう所要の措置を講ずべきである。

なお、産業教育をなす高等学校における実習助手の職務内容は、教員に準じ、極めて重要にしてかつ、特種の性格を有する点にかんがみ、政府は、昭和三十三年度において、前項記載のそれぞれの学校における実習助手をも、産業教育手当支給の対象となし得るよう所要の措置を講ずべきである。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案について申し上げます。

本案は参議院提出にかかるものでありまして、その要旨は、盲ろう学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼児及び義務教育関係以外の生徒に対しても学校給食を実施することとし、これに必要な施設、設備に要する経費及び学校給食の運営費のうち政令で定めるものは当該学校の設置者負担とし、これら以外の経費は保護者の負担とし、さらに、国は、食糧管理特別会計の負担において、学校給食用小麦等の代金を特別低廉に定めるとともに、関税率法の適用により低廉な脱脂粉乳を供給することな

最後に教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、教育職員免許状の新旧の切りかえが適切を欠いていたと認められるいわゆる軍学歴者中、次に述べるものにつき教育職員免許状の授与資格については是正を行おうとするものであります。すなわち、旧陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校及び海軍経理学校の卒業生で、現に一年以上小、中、高等学校に在職する者に限り、旧制高等、専門学校卒業生等と同等に取り扱おうとするものであります。すなわち、これらについては、従来中学校教員の臨時免許状のみが与えられましたのを、小、中、高等学校の教員の臨時免許状、二級普通免許状が授与され得るよう改めようとするものであります。

本案は、永山忠則君外八名の両党共同提案にかかるもので、五月十六日委員会に付託せられ、提出者よりの提案理由説明を聴取して審査に入りました。

質疑のおもなものとしましては、法案の対象を在職一年以上の者に限定した理由、この提正措置が現在まで遅延した理由等について、提出者及び政府当局に対し質疑がなされましたが、その詳細については会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって御報告を終わります。



農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

四六一

### 三、参議院文教委員長報告(五月十八日)

○矢嶋三義君 たいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律規程は、衆議院議員提出にかかるものでありまして、まず、その提案の趣旨について御説明いたします。

産業教育振興法におきまして、「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。」と規定されております。ところが、現在これら産業教育に従事いたしております教員につきましては、教育職員免許法で資格について若干の配慮がなされたのみで、待遇については今日まで何らの措置もとられなかったのであります。本法律案は、今回この規定に基き、農業及び水産関係の教員の待遇について特別の措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げますと、農業または水産に関する課程を置く国立の高等学校の教員で、高等学校の農業、もしくは農業実習または、水産、もしくは水産実習の教諭または助教諭の免許状を有する者が、農業または水産に関する課程において、実習を伴う農業または水産に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の俸給日額の百分の十に相当する額をこえない範囲内において産業教育手当を支給し、また、公立の高等学

校の教員について、国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として定めるものといたしております。

なお、附則において、本法は昭和三十二年四月一日から適用することとともに、関係法に所要の改正をいたしております。

委員会におきましては、各委員より、発議者並びに政府当局に対し熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

討論におきましては、矢嶋委員が本案に賛成の意見並びに政府に対して要望を述べ、各派を代表して次の付帯決議を附すべき旨の提案をいたしました。付帯決議を朗読いたします。

政府は、産業教育振興法第三条の三の趣旨にのっとり、産業教育に従事する教員並びに実習助手に対しては、その教科のいかんを問わず、同一の取扱いがなされるよう措置すべきである。

以上でございませう。かくて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、付帯決議も全会一致でこれを可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、五、三二法一四六)(衆)

#### 一、提案理由(五月十四日)

○小枝一雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、趣旨弁明並びに御報告申し上げます。

まず、輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨弁明をいたします。

この法律は、去る昭和二十九年制定され、自來二年有余を経過したのであります。この間、カン詰及び冷凍品等の輸出は飛躍的に増加して参ったのであります。多少改善すべき点が生じたので、この法律案を提案いたしました次第であります。

以下、簡単にこれが内容を御説明申し上げます。まず第一は、従来の製造施設の登録制度を事業場登録制度に改めるとともに、組合の事業範囲を強化したことであります。第二は、組合の調整規程を届出制に改め、または共販機関についての規定を整備し、あるいは事業場登録の停止規定を設けたことであります。その他、指定機関の業務等の認可については通商産業大臣の同意を得ることにする等、条文の整理をいたした次第であります。

本案は、かねてから水産に関する小委員会において検討されておりましたところ、去る七日及び昨日の委員会において小委員長から

報告があり、引き続き委員会においては全会一致をもって小委員会案通りの成案を得たので、本案を委員会提出の法律案として議院に提出することに全員の賛成を得て決定した次第であります。

何とぞ御可決下さるようお願いいたします。

#### 二、参議院農林水産委員長報告(五月十五日)

(農業災害補償法の一部を改正する法律(昭三二、法一一九)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律 (昭三二、六、一法一四七)

一、提案理由(三月二十日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三二一法一四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(四月二十七日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三二一法一四九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(五月十五日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三二一法一四九)の委員長報告と一括して掲載)

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、六、一法一四八)

一、提案理由(四月十六日)

○足立政府委員 たいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況に顧みまして、酒類業組合等が行う事業の範囲について実情に即するように改善を加え、酒類業組合に総代会を設けることができることとする等、規定の整備をはかるため酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

以下改正の内容につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、酒類業組合等が行う事業のうち、規制事業につきましては、規制の前提条件、範囲等を最近における組合制度の立法例に準ずる程度に整備いたしております。この法律が制定された昭和二十八年当時、この法律の規制事業とほぼ同範囲の調整事業を認め

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

ていた特定中小企業の安定に関する臨時措置法は、その後の情勢の変化により中小企業安定法となり、その調整事業の範囲も拡張されてきておりますし、一方、最近における酒類の取引の状況も、酒類の総販売石数がこの法律制定のころよりも六割以上増加してきたため、当時に比べ取引条件等においてかなりの変化を示してきたため、酒税収入が国税収入中に占める地位からみて、これに対応した所要の措置を講ずることができるようしておく必要があり、中小企業安定法等の立法例に準ずる程度の整備をはかるようにいたしております。

また、規制事業以外の事業につきましても、最近の実情に応じ所要の改正を行うことといたしております。

なお、ただいま述べました酒類業組合等の規制事業の範囲の整備に対応いたしまして、酒税の保全のための勧告または命令の規定におきましても、所要の整備を行うことといたしております。

第二に、酒類業組合等の運営に関しまして、これまでの経験に顧み、総代会及び評議員会を設けることができるようにいたしております。すなわち、組合員の総数が二百人をこえる酒類業組合においては、中小企業協同組合等の例にならい、総会にかわるべき総代会を設けることができるようにいたし、また、酒類業組合中央会においては、末端の組合員から選出された評議員によって評議員会を構成して、理事に対し、その意見を述べることができるよういたしました。また、酒類業組合等の運営の円滑化をはかりたいと考えております。



第三に、この法律施行後四年間の経験に顧みまして、検査員制度、酒類業組合中央会等の特別議決制度、交付金制度、役員解任命令、決算関係書類の提出義務等につきまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計は、元来造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達をはかるために設置されているものでありますが、現行の制度におきましては、政府が補助貨幣を引きかえ、または回収したときは、その地金がこの会計の利益となり、これを製造の用に供したときはこの会計の欠損となることになっている点、決算上の利益は補助貨幣回収準備資金に対する納付金として処分されることになつていくにかかわらず、この利益は地金の回収によって生じたものがあるため、現実には現金による納付が不可能である点、固定資産の取得費がそのまま資本の増加となるため、減価償却費は常にこの会計の欠損となる点等、造幣局の企業努力をできるだけ忠実に決算に反映せしめる上におきまして必ずしも適当でない点が痛感されますので、補助貨幣回収準備資金制度及びこの会計の仕訳、損益処理等について所要の改正を行うとともに、昭和三十二年度末決算において予想される未納付益金及び欠損金の累積額について所要の措置を講じ、改正後の新しい制度に切りかえるため、ここに造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の概要を申し上げます。改正の第一点は、従来

特別会計に帰属していた引きかえ貨幣または回収貨幣は、これを補助貨幣回収準備資金に属せしめることとし、特別会計において貨幣製造のためこれを地金として使用する必要があるときは、このための所要量を特別会計に払い出すこととしたこと。第二点は、固定資産の増減及び企業努力以外の要因によって生ずる資産価額の増減、たとえば資産の評価益等による増減は、これを損益勘定で処理することなく、直接この会計の固有資本の増加または減少として処理することとしたこと。第三点は、固定資産の拡張及び改良が行われた場合、直ちにこれを資本の増加とすることなく、固定資産にかかわる支出額が当該年度の減価償却費に比して超過する場合にはのみその超過する分を増資に充てるとともに、不足した場合には、その不足する分は資産勘定に減価償却費受入未済金として特掲することとしたこと。第四点は当該年度における純益は、補助貨幣回収準備資金の一部を繰入する場合を除いては、翌年度に繰り越すこととし、逆に欠損が生じたときは、前年度の繰り越し利益があればこれを埋めることができるようにしたこと。第五点は、本法は公布の日から施行し、昭和三十三年度予算から適用することといたしますが、昭和三十二年度決算終了のときにおける一般会計に対する未納付益金、前受金及び補助貨幣回収準備資金に対する未編入益金は、この会計に属している引きかえ貨幣または回収貨幣等の地金を同資金に引き渡すことによつて決済することとするほか、同年度末における決算上の損失は減資により処理することとするものであります。以上のほか、これらに関連いたします規定について所要の整備

を行うことといたしております。

以上、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案及び造幣局特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(五月十四日)

(中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭三二一法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院大蔵委員長報告(五月十七日)

○広瀬久忠君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正内容の概略を申し上げますと、第一点は、酒類業組合等が営む事業を、中小企業安定法等の立法例に準ずる程度に改正しようとするものであり、規制の前提を、酒類製造業または販売業の経営が不健全となるおそれがある場合も含めることとしたし、また、その規制の範囲に、原材料の購入方法、価格、販売酒類の規格、意匠の規制等を追加しようとするものであります。第二点は、酒類業組合等の運営の円滑化をはかるため、組合員の総数が二百人をこえる酒

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

類業組合においては、総会にかわるべき総会代を設けることができることとし、また、酒類業組合中央会においては、評議員会を構成し、理事に対し意見が述べられることとしようとするものであります。その他、所要の規定の整備を行おうとするものであります。委員会の審議におきましては、酒の値引きによる乱売等について質疑応答がありました。詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、土田委員から賛成意見が述べられ、「政府は、本法の施行に当り、一、原料及び生産方針、免許等については組合の意見を徴すること。一、酒類の種類を表示方法を消費者が明確に識別し得るよう改善すること。一、密造取締りの完璧を期するため適当の施策を講ずること。」との趣旨の付帯決議案が提出されたのであります。

採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定し、また、土田委員提出の付帯決議案に付しては、全会一致をもつて本委員会の付帯決議とすることに決しました。

次に、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業の健全な発達に資することを目的として、過去三回にわたる資産再評価を十分に行わなかつた中小企業に対し、その減価償却資産について、さらに再評価を行う機会を与えて、減価償却を適正化し、経理の健全化をはかるうとするものであります。

以下、その大要を申し上げますと、第一に、再評価を行ひ得るも



のは、昭和二十九年に制定された企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法によって再評価を強制された会社以外の法人及び個人で、再評価限度額の八〇％以上の再評価を行わなかったものとし、再評価の対象となる資産は、基準日、すなわち昭和二十八年一月一日から、再評価日、すなわち法人の場合には、昭和三十一年一月一日まで引き続き有していた減価償却資産としております。第二に、再評価税は従前の減免措置を講じた経緯及び中小企業の負担軽減等を考慮して一・五％とし、三年間に均分納付することとしております。第三に、再評価の申告は、法人の場合には再評価日を含む事業年度分の法人税の確定申告期限と同日までとして、その最終期限は昭和三十三年六月末日とし、個人の場合には、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までといたしております。第四に、再評価の実施によって固定資産税の負担が急激に増加することを避けるため、昭和三十三年度から三年間は、昭和三十一年度分の課税標準をこえないこととする特例措置を講じております。第五に、この法律は、公布の日から施行し、本年一月一日から適用することとしております。

なお、本案は衆議院において、再評価税について、二％の税率で二年間に均分納付する規定を一・五％の税率で三年間に均分納付することに改め、また、法人の再評価申告の最終期限を一カ月延長するほか、新たに、固定資産税の課税標準の特例措置を設ける修正議決がなされたものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録により御承知願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。右、御報告申し上げます。

### ◎学校教育法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一法一四九)

#### 一、提案理由(三月二十日)

○灘尾国務大臣　まず、今回政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十二年、学校教育法が制定されて、精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女のために養護学校の制度が設けられることとなったのでありますが、御承知の通り、その義務制は、いまだ実施されるに至っておりません。

もとより、政府といたしましては、義務制の実施を目標として、従来努力いたしておるところであります。去る第二十四回国会において、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正されまして、養護学校に就学する児童、生徒についてもこの法律による就学奨励のための措置が講ぜられることとなり、さらには、公立養護学校整備特別措置法が制定されまして、公立養護学校の建物の建築、教職員の給与等に要する経費の負担について特別措置が講ぜられることとなったことなどによりまして、養護学校の整備は一そう促進される機運となつて参つたのであります。

一方、養護学校に子女を就学させる場合におきましては、これをその保護者の立場から考えますと、就学義務を履行しているものと

学校教育法の一部を改正する法律

同様の事情にありながら、就学義務の猶予または免除を受けて就学させておるのであります。この点から、養護学校における就学につきましては、小、中学校に就学させる場合と同様の取扱いが強く要望されてきたのであります。

これらの事情を考慮いたしまして、政府は、今回、義務制実施までの暫定措置として、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことにより、養護学校への就学を容易にすることとし、このための規定を学校教育法に設けることとした次第であります。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、市町村立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校等の教職員につきましては、市町村立学校職員給与負担法により、その給料その他の給与を都道府県が負担いたしております。一方、市町村立、養護学校の教職員につきましては、去る第二十四回国会において成立いたしました公立養護学校整備特別措置法によりまして、昭和三十一年度から、給料その他の給与を同様に都道府県が負担することとなりました。

しかるに、現行の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに地方自治法の一部を改正する法律案によりまして、その任免その他の進退を都道府県の教育委員会が行うこととなり、また、退職年金等の基礎となる在職期間の通算に関する措置が講ぜられることとなったのであります。

四六九



従いまして、今後養護学校の整備を一そう促進いたすためには、市町村立の養護学校の教職員の身分取扱い等につきましては、市町村立の盲学校、ろう学校の教職員と同様に措置することが適当と考へられるのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、市町村立の養護学校の教職員を市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する教職員とするともに、関係法律の整備を行なったものであります。

以上がこの両法律案を提出いたしました理由及び内容の概略でございます。何とぞ、十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

## 二、衆議院文教委員長報告(四月二十七日)

○長谷川保君 たいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案の三案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を申し上げます。

まず最初に、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は内閣の提出にかかり、その要旨は、精神薄弱、身体不自由、その他心身に故障のある子女の保護者が、その子女を養護学校に就学させているときは、養護学校教育の義務制が実施されるまでの間、その保護者は就学義務を履行しているものとみなす旨の規定

をするものであります。

本案は、去る三月十四日当委員会に付託されて以来、養護教育の現況及び未就学児童生徒に対する施策など、養護教育振興のため各般にわたって慎重に審議を重ねて参りましたが、その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月二十七日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、内閣提出にかかる市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、市町村立の養護学校の教職員を市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する教職員となし、もってその任免等身分の取扱い、恩給等の基礎になる在職期間の通算等を市町村立の小中学校、盲ろう学校の教職員と同様のものに改めるとともに、関係法律の整備を行うものであります。

本案は、去る三月十四日当委員会に付託されて以来、理事会において慎重に検討されて参りましたが、四月二十七日に至りまして、小牧次生君から本案に対する修正案が提出せられました。その修正案の要旨は、市町村立義務教育諸学校の事務職員の時間外勤務手当が、現在は市町村の負担となっているがために、ややもすれば市町村財政のいかによって左右され、適正を失するうらみが認められるので、この際給料その他の給与と同様に都道府県負担と規定して、その実支出額の二分の一を国に負担させようとするものであり

## 三、参議院文教委員長報告(五月十五日)

○岡三郎君 たいま上程されました文教委員会付託の三法案につきまして、委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、養護学校の義務制がまだ実施されていないために、養護学校に子女を就学させている保護者の立場からは、就学の義務を履行しているものと同様の事情にありながら、就学義務の猶予または免除を受けて就学させなければならないことになっている点について、これを小、中学校に就学させる場合と同様の取扱いをしてほしいとの強い要望がなされていることにかんがみ、義務制実施までの暫定措置として、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことにより、養護学校への就学を容易にすることとし、このための規定を学校教育法に設けることを、政府の提案理由及びその内容といたしております。

委員会の審議におきましては、格別の質疑もなく、討論に入りましたが、特に意見もありませんでしたので、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、衆議院において修正議決されてお

ます。本修正案に対しましては、時間外勤務手当の国庫負担額及び給与総額に対する支給率など、学校事務職員の待遇について細部にわたって慎重に審議されたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、修正案に対する文部大臣の意見を聴取した後、修正案及び本案に対し、それぞれ討論を省略し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決すべきものと決定した次第でございます。

最後に、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、永山忠則君外五名の提出にかかるものであります。その要旨は、大学を除く国立または公立の学校の事務職員が、結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職されたときには、その休職の期間及び休職期間中の給与は、教育公務員特例法の規定を準用することにより、教員と同様の措置を講ぜんとするものであります。

本案は、四月二十七日当委員会に付託され、直ちに審議に入り、学校事務職員の待遇改善に対する政府の具体的措置を究明するなど、各般にわたって十分に検討が加えられたのであります。その詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて、四月二十七日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。



まず、政府の本案提出の理由を申し上げますと、次の通りであります。市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与は、公立養護学校整備特別措置法によって、昭和三十二年度から都道府県が負担することとなりましたが、現行の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに地方自治法の一部を改正する法律によって、その任免その他の進退を都道府県の教育委員会が行うこととなり、また、退職年金等の基礎となる在職期間の通算に関する措置が講じられることとなりましたので、今後、養護学校の整備促進のためには、市町村立の養護学校の教職員の身分取扱い等については、市町村立の盲学校、ろう学校の教職員と同様に措置することが適当であるということがあります。

法案は、以上の趣旨により、市町村立の養護学校の教職員を、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する教職員とするにとともに、関係法律の整備を行うことを内容としております。

次に、衆議院における修正点について申し上げます。従来、市町村立義務教育諸学校の事務職員にかかる時間外勤務手当は、都道府県負担の対象とならず、その全額が当該学校の設置者たる市町村の負担となっている関係上、ややもすれば市町村財政の大小によって左右されるため、その適正な額の支給がなされていないうらみがあるから、これらの学校の事務職員にかかる時間外勤務手当を、他の給与と同様に都道府県負担と規定し、その実支出額の二分の一を国

に負担させることによって、義務教育の円滑な実施に資しようとする趣旨でございます。

委員会の審議におきましては、矢嶋、松永両委員から、寮母に対する時間外勤務手当支給、寮母に対する調整号俸の合理的取扱い、養護学校における教育の義務制の実施、養護学校における教育の振興及び特殊学級の設置促進等の諸点について、熱心な質問が展開されましたが、これらの質疑内容と政府及び修正案提案者の答弁の内容の詳細については、会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、矢嶋委員より、「養護学校教育の義務制のすみやかな実施を強く要望」して賛成意見の開陳があり、また同委員から、各派を代表して、本案可決に際し、次の付帯決議を付すべき旨の提案がなされました。

決議案を朗読いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を可決するに際し、本委員会は、政府に対し次の通り要望する。

盲学校、ろう学校及び養護学校において特殊教育に携わる寮母については、その勤務の特殊性にかんがみ、これに対し時間外勤務手当等を支給すること、及びその経費の地方負担を義務教育費国庫負担法の対象とすることについて、すみやかに適切な措置を講ずること。

かくて採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。続いて、付帯決議案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。

次に、国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院議員提案にかかるものでありまして、その趣旨は、大学を除く国立または公立の学校の事務職員が、結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職されたときは、当該休職の期間及びその期間中の給与については、教育公務員特例法の規定を準用し、教育と同様な措置を行おうとするものであります。

委員会の審議におきましては、現在休職となっている者の療養期間の認定、高等学校以下の事務職員の身分についての取扱い等の問題について熱心な質問が展開されましたが、これらの質疑と提案者及び政府の答弁の詳細については、会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、湯山委員より、「事務職員の配置状況の改善をはかること、市町村費またはPTA負担の職員をすみやかに県費負担の職員とすること」の二点についての要望を付して賛成意見が開陳されました。

かくて採決の結果、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### ◎合成ゴム製造事業特別措置法

(昭三二、六、一法一五〇)

#### 一、提案理由(五月六日)

○長谷川政府委員 合成ゴム製造事業特別措置法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料ゴム消費量において米、英、独、仏に次いで世界第五位であり。将来もその発展が大いに期待されるのでありますが、その原料であるゴムは、その全量を輸入に依存して居るのであります。ゴム製品の生産は、世界的に見ましても、年々増大する傾向にあるのでありますが、一方原料ゴムは、天然ゴムの生産の増加がほとんど期待できないため、その需要増加の大部分を合成ゴムの供給によって充足しなければならぬ情勢であります。わが国におきましても、今後増大する原料ゴムの需要の充足をはかりますためには、相当多量の合成ゴムを確保しなければならぬのであります。これを輸入によって確保することは、諸外国における合成ゴムの生産が、いまその国の需要をすら満たすに至っていない状況にありますため、とうてい期待しがたいのであります。また合成ゴムの国産化を行いますときは、原料ゴムの輸入に要する多額の外貨の節約に資するのみならず、ゴム製品の価格の安定をもたらすこととなり、現在相当の輸出実績を上げておりますゴム製品の輸出の伸張に寄与するところも大なるものがありますのであります。従って

合成ゴムの国産化をうことは、あらゆる角度から見まして、刻下の急務と存する次第であります。

しかして、合成ゴムの国産化を行うに当りまして最も問題となりますのはその販売価格であります。と申しますのは、わが国におきましては、合成ゴムの使用がまだまだ十分普及されていないため、その販売価格は天然ゴムよりも安価でなければならず、またゴム製品の輸出競争力を増強する見地から見ましても、その販売価格は、少くともその輸入価格並でなければならぬからであります。

このような事情を考えますと、特殊の用途に使用され、相当高価に販売し得る特殊ゴムは別といたしまして、天然ゴムに代替して最も広く、かつ多量に使用される普通の合成ゴムにつきましては、その工業が典型的な装置工業であります関係上、その生産規模を大規模化することによってその生産費の低下をはかるよりほかはないのであります。

この場合における規模は、年間生産能力四万五千トン程度でなければならぬと考えられるのでありますが、このことは、現在計画中の諸外国においても見られるところであり、合成ゴムの原料の割高なわが国においては、特にその必要性が認められるのであります。しかしながら、合成ゴムの国産化を右のような、生産規模において行うといたしますと、これがため巨額の資金を必要といたします上に、操業開始の初期におきましては、合成ゴムの需要がその生産能力に見合わないため、相当多額の赤字を生ずるおそれがあるものであります。従いまして、合成ゴムの国産化は、民間のみの力によ

る場合はもとより、日本開発銀行による相当多額の低利融資によりましてもその急速な実現を期することはきわめて困難であると認められるのであります。

かような事情にかんがみまして、合成ゴムの製造事業に対しては政府資金をもって出資することとし、本年度はとりあえず日本開発銀行から出資を行うとともに、設備に要する資金については政府がこれが確保に努めることの必要を認めますので、今回この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法案の要点を申し上げますと次の通りであります。

その第一は、合成ゴム製造事業を育成する措置の一つとして、日本開発銀行が、合成ゴムの製造事業を営むことを目的とする株式会社に対し、出資し得ることとあります。その出資し得る限度は、会社の発行済株式の総数の二分の一以内であり、その金額は十億円を限度としております。そして、どのような会社に日本開発銀行が出資し得るかは、法律的には特定していません。どのよう大臣が承認することといたしているのであります。どのような会社を承認するかということは、すでに申し上げましたように事情にかんがみまして、今後における合成ゴムを量的にも確保でき、また天然ゴムに対抗してその事業が健全な発達を遂げ得るような製造方法なり生産規模、生産費等の諸条件を具備したものを承認するものとし、その承認の基準は政令で定めることといたしたのであります。

第二の要点は、さきに述べましたようにこの事業は約百四十億という多額の資金を要しますので設備資金の調達について特に規定し、政府がこれが確保に努めることにしたことであります。

第三の要点は、日本開発銀行による出資は、間接的には財政投資の性格を有しておりますと同時に、後で申し上げますように政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことであります。すなわち役員の人事に関しては、代表取締役の選定ないし解職、並びに監査役の選任ないし解任の決議については、通商産業大臣の認可を要するものとし、会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議につきましても、同様通商産業大臣の認可をその効力発生の要件といたしたのであります。また会社の業務自体につきましては、会社は毎営業年度その事業計画及び資金計画について通商産業大臣の認可を受けなければならないものとして、十分これを監督し得るようになるとともに、その認可を受けた事業計画及び資金計画の適正な実施を確保いたしますために、通商産業大臣は必要に応じて監督上必要な命令を発することができるとし、監督上遺漏なきを期したのであります。その他財産目録等の提出、報告の徴収等に関しても所要の規定を設け、本法の目的達成上遺憾なきを期したのであります。

第四の要点は、日本開発銀行の出資による方式は、この法律施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところによつて、遅滞なく、政府の出資による方式に切りかえられなければならない



ない旨を附則に規定いたしております。一年後におきまして、日本開発銀行の出資による方式を政府の出資による方式に切りかえる場合におきましては、法律的には種々の方法が考えられると思いますが、最も実情に即した方法によるものとし、これにつきましては、別に法律で規定することといたしております。

以上本案の提出理由並びに要点を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます次第であります。

## 二、衆議院商工委員長報告(五月十四日)

○福田篤泰君 たいま議題となりました合成ゴム製造事業特別措置法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

わが国のゴム需要は年々増大する傾向にありますが、一方、世界的に天然ゴムの供給はほとんど限界点に達しつつありますので、今後の需要増加分は合成ゴムの供給によって充足しなければならぬ情勢にあります。しかし、これを輸入のみに依存することは、諸外国の合成ゴム輸出余力から見て、きわめて困難でありますので、この際合成ゴムを国産化することが望ましいのであります。しかし、合成ゴムの国産化を行うに当りまして最も問題となりますのはその販売価格であります。その販売価格は天然ゴムより安価でなければならず、また、ゴム製品の輸出競争力を増強する見地から、少くともその輸入価格並みでなければならぬのであります。

このような事情を考えますと、特殊ゴムは別として、普通の合成ゴムにつきましては、その生産規模を大規模化することによって、その生産費の低下をはかる必要があります。この場合における規模は、外国の例を見ましても年間生産能力四万五千トン程度が最低であります。大規模な設備には巨額な資金を要します上に、企業的に相当な危険性を伴うおそれがあります。従いまして、合成ゴムの国産化を早急に実現させるため、この際合成ゴム製造事業に対しては政府資金をもって特別の助成措置を講ずる必要があるとの見地から、本法律案が提案されたのであります。

法案の内容を簡単に申し上げます。第一は、合成ゴム製造事業を営むことを目的とし、その製造方法等について、大蔵大臣、通商産業大臣が承認した株式会社に対しては、日本開発銀行は、会社の発行済み株式総数の二分の一以内であり、かつ、十億円を限度として出資し得ることとしたこととあります。第二は、同会社の設備資金等の調達について、政府がその確保に努めることとしたこととあります。第三は、日本開発銀行による出資は、間接的には財政投資の性格を有すると同時に、一年後には政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたこととあります。第四は、日本開発銀行の出資による方式は、この法律施行の日から一年を経過したときは、別に定める法律によって、遅滞なく政府の出資による方式に切りかえられねばならない旨を附則に規定してあるのであります。

本法律案は、五月六日政府より提案理由を聴取し、同八日より質

疑に入りました。質疑の詳細は速記録に譲ります。

五月十四日質疑を終りましたので採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、採決後、自由民主党並びに日本社会党共同提案による附帯決議案が提出せられ、佐々木良作君より趣旨の説明がありました。後、採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院商工委員長報告(五月十八日)

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭三二一法一六七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎輸出入取引法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一法一五一)

#### 一、提案理由(五月七日)

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出入取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

輸出入取引法は昭和二十七年八月に制定されて以来、二十八年八月、三十年八月の改正を経まして、今回第三回目の改正となるわけです。

この間、輸出入取引法に基きまして輸出組合が三十四、輸出入組合が一つ設立され、現在、約七十件の輸出または輸入に関する協定の締結、組合員の順守すべき事項の設定が行われ、関係業界の自主的協調体制の強化も見られるべきものがあります。

しかしながら、輸出、輸入ともに過当競争がなお依然として行われ、わが国貿易の健全な発展上、種々の障害を与える事例があとを断たないでいることは御承知の通りであります。申すまでもなく、ひとり、わが国貿易の健全な発展をはかるためのみならず、国際貿易の円滑な遂行に寄与するためにも、一日も早く、かような過当競争を排除し、輸出入取引の秩序の確立をはかることが、わが国貿易の当面している最も重要な課題の一つであります。

このたび提案をいたしました輸出入取引法の一部を改正する法律案は、かような過当競争の排除と貿易における協調体制の確立を意

ものでございます。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、参議院商工委員長報告(五月十三日)

○松沢兼人君 ただいま議題となりました輸出入取引法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

輸出入取引法は、不正な輸出入取引を防止し、輸出入取引と輸出入取引の秩序を確立して、外国貿易の健全な発展をはかることを目的としておりますが、輸出、輸入ともに過当競争がなお依然として行われており、ひとりわが国貿易の健全な発展をはかるためだけでなく、国際貿易の円滑に寄与するためにも、このような過当競争を排除して、輸出入取引の秩序の確立をはかるうとするものであります。

その改正点の第一は、輸入協定の締結事由の制限の緩和であり、第二は、アウトサイダー規制命令にかかるとの事務処理であり、第三は、指定機関制度の新設であります。その内容を申し上げますと、第一点は、国内の関係事業者等に不利益を及ぼさない限りにおいて、相手国で輸出入取引における競争を制限し、わが国で輸出入取引が過当競争になっている等の原因によって、一般の国際的取引条件に比べて不利な輸出入取引条件を課せられる場合に、今後、協定の締結を認めることとし、なお、外国における資源の開発に資するため

輸出入取引法の一部を改正する法律

図するものでありまして、その主要な改正点は、次の通りであります。

第一に、輸入に関する協定締結事由の制限を緩和し、輸入業者が国際的な取引条件等に比較して不利な輸出入取引条件を課せられる場合に、これを改善するために必要な協定を締結することができることとし、また、外国における資源の開発に資するための協定も新たに認めることといたしました。

第二に、輸出、輸入または輸出入調整に関するアウトサイダー規制命令が行われる場合に、その命令にかかわる事務の一部を輸出組合、輸入組合または輸出入組合に処理させることができることとし、事務処理の能率化と簡素化をはかることとしたのであります。

第三に、輸出の過当競争に伴う安値輸出が行われる結果、輸出価格の維持安定をはかることができないのみならず、生産業者または販売業者の経営の安定も阻害されるために、これに対処して輸出業者と生産業者または販売業者との中間に、共同の買い取りまたは販売機関が設立されている場合に、特に必要があると認められるときは、この機関を法律上の一元的な買い取りまたは販売機関とし、その業務の公正を確保するため所要の監督を行うこととしたのであります。

これを要するに、この法律案は、わが国貿易の特質と現状に即応するよう、輸出入取引法の規定をさらに整備して、輸出入取引及び輸出入取引の秩序確立並びにわが国貿易の健全な発展をはかるうとするの協定も新たに認めることとあります。第二点は、アウトサイダー規制命令にかかるとの事務の一部を輸出組合、輸入組合、輸出入組合に処理させることができることとするに、この事務処理をする組合の役員が不当に事務を処理した等の場合には、通産大臣がこれを解任することができることとあります。第三点は、輸出業者と生産業者または販売業者との中間に共同の買い取り機関か、販売機関があつて、なお、一定の要件を備えておる場合に、特に必要があれば、政令でその買い取り機関等を指定しまして、輸出業者は、この指定機関から購入したものでなければ輸出ができないことにするのであります。この指定機関の運営は、通産大臣とその貨物の主務大臣が共管で監督し、業務方法、事業計画を認可とする等の規定を設けてあります。

以上が本改正案の概要であります。質疑におきましては、本法の施行によって中小商社、中小企業者に悪い影響はないかどうか、アウトサイダー規制命令に関する事務を行う組合の役員解任権は官僚統制にならないかという点、指定機関制度についての本法運用の方針はどうか、あるいはまた、全般的に官僚統制強化の危険性はないか等について、各委員から熱心な質疑が行われるとともに、特に参考人を招いて意見を聴取する等、慎重に審議を行いました。その詳細は会議録に譲ることいたします。

質疑が終つて討論に入りましたところ、まず近藤委員から、古池、近藤、豊田、大竹の各派委員からなる共同修正案及び同じく共同提案になる付帯決議案が提出されました。



まず、修正案の要点を申し上げますと、第一点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務を処理する組合の役員が、この事務を不当に処理した等の場合に、その役員を解任することができることになつてゐるのを、その役員を解任する程度に改め、実際の解任は組合の総会によるが、正当の理由がない限り組合は解任しなければならぬこととするのであります。第二点は、アウトサイダー規制命令にかかる事務を処理させる場合の政令の制定、改廃については、輸出入取引審議会に諮問することとしようとするものであります。

次に、付帯決議案を申し上げます。

政府は、本法の施行に当つては特に次の諸点に注意すべきである。

一、特定機関の乱立を防止するとともに、該機関並びに規制事務の処理を行う組合の運営については、大企業に偏することなく、中小企業の利益を十分に尊重するよう配慮すること。

二、本法を、政府によって貿易が統制される相手国との貿易等に適用することは、真に必要なやむを得ざる場合に限ることとし、その運用に慎重を期すること。

以上であります。なお、近藤委員から、それぞれの趣旨の説明がなされ、あわせて「本法案が官僚統制強化、組合の公団化、大商社の利益壟断等の心配もあるが、過当競争による弊害を除去すること、やむを得ざる措置として必要であることを認める」旨の意見を開陳され、修正を行い、付帯決議を付することを条件として賛成の

意を表明されました。次いで古池、豊田、大竹の各委員から、それぞれ修正案及び付帯決議案に対する賛成の意見が述べられました。かくて討論を終り、採決に入り、まず、近藤委員外三名の共同修正案を採決しましたところ、全会一致をもって可決いたしました。次いで修正部分を除く原案を採決いたしました。同様に、全会一致をもって可決いたしました。よつて本修正案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定した次第であります。

最後に、近藤委員提案になる共同付帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致で商工委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### 三、衆議院商工委員長報告(五月十八日)

(機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三二一法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎有線放送電話に関する法律

(昭三二、六、一法一五二)

### 一、提案理由(四月二十五日)

○平井國務大臣 たいいま議題となりました有線放送電話に関する法律案について、提案理由の御説明を申し上げます。

近時農山村等におきましては、通話装置を付置した有線放送設備による簡易な電話に関する需用が増加しつつありますが、現行の有線電気通信法の規定によりましては、その適正な規律が困難でありますので、有線放送設備を利用して行う電話に関する業務をこの法律によつて許可することとし、その適正な運営をはかり、もつて有線電気通信に関する秩序の確立に資しようとするものであります。

この法律のおもな内容について申し上げます。有線放送電話業務を行うおとする者は、郵政大臣の許可を受けなければなりません。その許可の基準は、業務地域につきましては、同一の市町村内にあるものであって、その住民が社会的、経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつその相互間の電話連絡が不便な地域であること。業務を行う者の要件といたしましては、その業務を営利を目的としないものであって、これを適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。業務の用に供する設備につきましては、もつぱら通話の用に供するための線路がないものであること等であります。なお許可の有効期間は五年といたしておりますが、申請によつて延

有線放送電話に関する法律

長することができるといたしております。次に業務の運営等につきましては、業務区域外において役務を提供してはならないこと、その他業務区域拡張の許可、契約約款の届出等を規定いたしております。次に許可の取り消し、罰則等、本法の運用に必要な限度分につきましては、聴聞及び異議の申し立ての制度を設けまして、処分適正をはかるとともに、違法または不当な処分に対する救済をはかることといたしております。なお本法の附則により、有線電気通信法の一部を改正したこととしておりますが、これは有線放送電話業務の用に供する有線電気通信設備と日本電信電話公社または国際電信電話株式会社の公衆電気通信設備との接続を禁止すること等でありまして、

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院逓信委員長報告(五月十四日)

○森本靖君 たいいま議題となりました有線放送電話に関する法律案につきまして逓信委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は内閣提出にかかるものでありまして、これが提案の理由は、近時農山村等において有線放送設備に通話装置を付置した簡易な電話形態が急激に増加しているが、現行法によつてはその規律が困難であるから、この法律を制定して運営の適正をはかり、もつ



て有線電気通信に関する秩序の確立に資しようとするものであります。

法律案の内容の概略を申し上げれば、まず、有線放送設備を利用する電話業務を行うには郵政大臣の許可を要することとし、許可の基準としては、業務区域については、同一の市町村内であつて、その住民が社会的、経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間の電話連絡が不便な地域であること、業務を行うものとしては、その業務を営利の目的としないものであつて、これを適確に遂行するに足りる能力を有するものであること、業務用設備については、もっぱら通話の用に供するための線路がないこと等の要件を規定しております。また、許可の有効期間は五年であります。申請によつて延長することができるとし、ほかに、業務区域拡張の許可、契約約款の届出、許可の取消しと、これに伴う聴聞及び異議の申し立て、罰則等の規定を設け、附則において有線電気通信法の一部を改正して、有線放送電話業務の用に供する設備と、日本電信電話公社または国際電信電話株式会社の公衆電気通信設備との接続、及び、二以上の業務区域について許可を受けたものの有線放送電話設備相互の接続を禁止しております。なお、この法律は公布の日から起算して二カ月を経過した日から施行することとなつております。

通信委員会におきましては、去る四月二十三日日本案の付託を受けまして以来、数次にわたり会議を開き、まず政府より提案理由の説明を聴取し、政府並びに日本電信電話公社当局との間に質疑応答を

重ねて、慎重審議を進めたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

かくして、委員会は五月十一日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案を可決いたしました。

次いで、日本社会党森本委員より本案に次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出され、これまた全会一致をもつて議決いたしました次第であります。

附帯決議を朗読いたします。

日本電信電話公社は、全国あまねく、且つ、公平に、公衆電気通信役務を提供する使命を負うものであるから、有線放送電話に関する法律の制定施行如何にかかわらず、政府並びに公社当局は、向後一層、農山漁村等従来比較的通信の利便に恵まれていない地帯における公衆電気電話施設の拡充、サービスの改善に努むべきである。

右決議する。

以上でございます。

三、参議院通信委員長報告(五月十六日)

○ 劔木亨弘君 ただいま議題となりました有線放送電話に関する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の提出理由について申し上げますと、有線放送設備に

ておりますが、その内容といたしましては、一の業務区域内の有線放送電話業務用設備と他の業務区域内の設備とを接続させてはならないこと、また有線放送電話業務用設備と日本電信電話公社または国際電信電話株式会社の有線電気通信設備とを接続させてはならないこと等であります。

通信委員会におきましては、郵政、農林両省並びに日本電信電話公社各当局につき、日本電信電話公社各当局につき、日本電信電話公社各当局につき、日本電信電話公社の全国あまねく公衆電気通信役務提供の使命、有線放送電話業務の業務区域の明確化、有線放送電話施設に対する取締り、工事従事者の資格及び罰則規定設定の可否等、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしましたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員より、次の二点を強く要望して本案に賛成する旨の発言がありました。すなわち、「農山漁村における有線放送電話施設の急増にかんがみ、政府並びに公社当局は、特に農山漁村電話普及に要する財源の確保に努め、もつて全国あまねく、かつ公平に公衆電気通信役務を提供すべき公社本来の使命達成に一段の努力を払うべきこと、及び本法施行に当っては、業者の資格、業務区域、監督、技術基準、通信の秘密保持等の点につき十分な対策を講じ、万遺憾なきを期せられたい」というのであります。

これをもつて討論を終え、採決いたしましたところ、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右、御報告申し上げます。

次に、内容についての概要を申し上げます。有線放送電話業務を行おうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならないこととし、許可の基準については、同一の市町村内にあるものであつて、その住民が社会的、経済的につながりが深く、かつその相互間の電話連絡が不便な地域であること、その業務を営利を目的としないものであつて、これを的確に遂行するに足りる能力を有するものであること、もっぱら通話の用に供するための線路がないものであること等でありまして、なお、この許可の有効期間は五年とし、申請によつて延長することができることとなっております。

次に、業務の運営等につきましては、業務区域外において役務を提供してはならないこと、その他業務区域拡張の許可、契約約款の届出等を規定しております。

次に、許可の取り消し、罰則等、本法の運用に必要な限度の規定を設けてありますが、許可の取り消し等、郵政大臣の処分につきまして、その適正をはかるとともに、違法または不当な処分に対する救済策として、聴聞及び異議の申し立ての制度を設けております。

なお、本法の附則において、有線電気通信法の一部を改正いたし



### ◎特別職の職員の給与に関する法律

(昭三二、六、一法一五三)

#### 一、提案理由(三月十五日)

○足立政府委員 ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。本法案は、今般、一般職の職員の給与制度の改正が行われることになりましたに伴い、特別職の職員の給与の一部につきまして一般職の職員との権衡を考慮して給与の改訂を行うほか、特別職の職員であつて常勤を要する国家公務員として長期間在職した者について特別手当を支給できるようにするため、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。

次に改正の要点を御説明申し上げます。第一、特別職の職員のうち俸給月額が七万二千元以上の者及び憲法調査会の委員等のいわゆる非常勤の職員につきましては、一般職の職員の給与制度改正の趣旨等にかんがみ、この際給与の改訂を行わないこととし、その他の職員すなわち、東宮大夫、式部長官及び秘書官の給与についてはのみ、同等の一般職の職員との権衡をはかり、俸給月額を現行より若干増額することといたしました。

第二に、常勤を要する国家公務員から引き続き特別職の職員となつた者のうち、国家公務員としての在職期間が長期にわたる者に対しては、特別手当を支給することができるようにいたしました。

所要在職期間、特別手当の支給額等については、他との権衡を考慮して政令で定めることとしております。

第三に、在外公館のうち一部公使館の大使館への昇格に伴い、大使の俸給表に公使の最低の俸給月額と同額の俸給月額を設けるため俸給表を改正いたしました。

以上がこの法案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(四月十六日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (昭三二、六、一法一五四)

#### 一、提案理由(三月十五日)

○松浦國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の俸給制度の改正を行い、新制度への切りかえに当つて必要な調整措置を講じようとするものであります。

すなわち、第一に、現行の五種類の俸給表を合理化して、職務の特性に応ずるよう、行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表、海事職俸給表、教育職俸給表、研究職俸給表、医療職俸給表及び技能労務職俸給表の八種類十六表の俸給表を設けることといたしました。

第二に、現行の十五級の職務の級が職務の段階の実態に即応しないものがありますので、各俸給表ごとに、七等級を原則とする等級区分を設けることといたしました。

第三に、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものとするともに、等級ごとにこれに応ずる適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることといたしました。

第四に、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるに当つて、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

では、原則として現行の俸給表による一号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることといたしました。なおこの切りかえ措置によつて職員の俸給額は前年度に比し平均約六・二%の引き上げが行われる見込みであります。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律及びその他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定いたし、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(四月十六日)

○大平正芳君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、委員会付託に先だつて、去る三月十四日本会議に上程、政府より提案理由の説明があり、質疑応答が重ねられたものであつて、その内容はきわめて複雑かつ精密なものであります。その本旨とするところは、昨年七月十六日になされた人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職の職員の俸給制度を職務の特性に応ずるよう改



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

正すると同時に、新制度への切りかえに当って必要な調整措置を講じようとするものであります。その結果、職員の給与額は前年度に比し平均約六・二%の改善になる見込みであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度の改正に伴い、特別職の職員のうち、東宮大夫、式部官長及び秘書官につき、一般職の職員との権衡を考慮して、俸給月額を若干増額するほか、特別職の職員であつて常勤を要する国家公務員として長期間在職した者につき特別手当を支給できるようにする等のため、所要の改正を加えようとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回の一般職の職員の給与制度改正の趣旨に準じ、防衛庁職員の給与の改正を行おうとするもので、その要旨は、参事官、自衛官等それぞれに適用される俸給表につきましては、従前と同様の方法でこれに対応する一般職の俸給表にならつて改訂を行い、事務官等につきましては、従前の通り一般職の職員の俸給表によることとしようとするものであります。なお、俸給制度改正に伴う新旧俸給額の切りかえ及び切りかえに伴う措置に関しましては、一般職の職員のそれに準じて定め、その他関係諸規定の整備を行なつておるのであります。

以上が各法案の要旨でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は三月十四日、他の二法案は三月六日それぞれ本委員会に付託となり、三月十五日政府より各法案について提案理由の説明を聴取、三月十九日より審議に入ったのであります。

質疑の焦点となりましたことは、現行給与法を延長した場合と改正案を適用した場合との給与額その他処遇の比較、新等級制の意義並びにその運用方針、民間並びに三公社、五現業の給与との比較、本案の地方公務員に及ぼす影響、公務員制度改正の方針等に関するものであります。その詳細は会議録により御承知を願うことにいたします。

内閣委員会としては、本案の重要性にかんがみ、特に給与に関する小委員会を設け、周到な検討を委託したのであります。小委員諸君は、終始熱心かつ周密なる検討を続けられ、与野党の対立を超越しつつ、小異を捨てて大同につかれ、四月二日には新俸給制度並びにその運用に関し、四月十二日にはさらに地域給制度に関し、それぞれ帰一した結論に到達されたのであります。

かくて、本日地方行政委員会との連合審査会を行なつた後、質疑を終了いたしましたところ、小委員会の結論に基づき、三法案に対する自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる修正案が提出され、大平委員よりその趣旨弁明がなされたのであります。

その要旨を申し上げますと、第一点は、俸給制度の改訂中、行政職及び技能職の俸給表の細分化は、これにより職員に身分上の差別感を与え、勤労意欲を阻害するおそれがあるので、行政職及び技能

職の俸給表をそれぞれ一本に統合し、その呼称をかえること、第二点は、民間その他との権衡上、初任給を新高卒につき三百円、新中卒につき二百円、それぞれ引き上げ、これに伴つて俸給月額を若干手直しすること、第三点は、地域給を廃止し、暫定手当を設けることにしたこと等であります。

第三の地域給の廃止について一言付言いたしますと、現行の勤務地手当の制度は本年三月三十一日限り廃止するが、各地域に在勤する職員の勤務地手当の現給を保証するため、当分の間現行の地域区分に応じた額の暫定手当を支給するとともに、現行の無給地に在勤する職員に対しては、本年十月一日以降一級地の暫定手当額の五分の二相当額を、明三十三年度にはその五分の三相当額をそれぞれ支給することとし、昭和三十四年四月一日以降は、その五分の五相当額を本俸に繰り入れ、もつて現行の無給地を解消することとしたわけでありませう。

他の二法案に対する修正案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正案に対する修正点を準用して策案したものであります。

以上が各修正案の要旨であります。

次いで採決に付しましたところ、三法案はいずれも全会一致をもって自社両党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、石橋政嗣委員より両党共同の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致の議決を見たのであります。

附帯決議を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

本案の実施に当つては、政府は、左記事項について必要な措置を講ずること。

- 一、一般係員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の七等級へ格付すること。
- 一、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、その職務内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。
- 一、研究職員で部長、課長、室長等の役職名のない職員についても、その研究業績、職務内容に応じて研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。
- 一、行政職俸給表(二)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び特に規模の大きい官庁における配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事する者は、行政職俸給表(一)を適用させること。
- 一、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(二)の三等級へ格付すること。
- 一、その他右に準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付上十分考慮すること。
- 一、改正旅費法中、現行より不利となる部分については十分考慮すること。
- 一、暫定手当の整理を行う場合には現行一級地相当額はこれを



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

本俸に繰入れること。

一、勤務地手当廃止に伴つて生じた余剰経費は、本年度中ににおいて、これを給与改善原資に充当すること。

一、市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡は、なるべく、すみやかにこれを是正すること。

右決議する。

以上でございます。

以上をもって御報告を終わります。

### 三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

○上原正吉君 ただいま議題となりました給与関係三法案及び行政機構関係二法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、当委員会付託に先だつて、去る三月十五日、本院の本会議に上程、政府より趣旨説明があり、これに対して質疑応答が行われましたが、その後、衆議院において修正が加えられて、本院に送付されたものであります。

政府より当初提案せられた原案は、昨年七月十六日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職国家公務員の俸給制度を職務の特殊性に応ずるよう改正するとともに、新制度への切りかえに当つて必要な調整措置を講じようとするものであつて、その改正の要点を申し

上げますと、その第一点は、現行の五種類の俸給表を合理化して、職務の特殊性に應ずるよう、八種類、十六表の俸給表を設けることとしたこと、その第二点は、現行の十五級の職務の級が、職務の段階の実態に即応しないものがあるので、各俸給表ごとに、七等級を原則とする等級区分を設けることとしたこと、その第三点は、俸給表の各等級の俸給の幅を合理的なものにするるとともに、等級ごとに、これに應ずる適正な昇給金額及び一年を標準とする昇給期間を定める等、昇給制度を改めることとしたこと、その第四点は、職員の俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるに当つては、原則として、現行の俸給表による一号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期、または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることとし、従つて、この切りかえ措置によつて、職員の俸給額は前年度に比し平均約六・二%の引上げが行われる見込みであること、その第五点は、以上の趣旨に基き、この法律のほか、他の関係法律の改正を行うとともに、必要な経過措置を規定し、本年四月一日より施行せんとすること、政府原案の改正の要点は、以上の諸点であります。

この政府原案に対する衆議院の修正のおもなる点を申し上げますと、その第一点は、俸給表のうち、政府原案にありましたが行政職俸給表の(一)と、技能労務職俸給表の(一)をそれぞれ一本に統合し、その呼称を変えたこと、その第二点は、初任給を、新高卒は三百円、新中卒は二百円それぞれ引き上げることとし、この関係から俸給表に若干の調整を加えたこと、その第三点は、地域給を廃止し、

暫定手当を設けることとしたこと等であります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、一般職の職員の給与制度の改正に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を加えんとするものであります。その改正の要点は、東宮大夫、式部官長及び秘書官につき、一般職の職員との権衡を考慮して、俸給月額を若干増額するほか、特別職の職員であつて、常勤を要する国家公務員として長期間在職した者に対し、特別手当を支給し得るようになる等、所要の改正を行わんとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、一般職の職員の給与制度の改正の趣旨に準じ、防衛庁職員の給与の改正を行わんとするものであります。その改正の要点は、参事官、自衛官等にそれぞれ適用される俸給表を、今までと同様に、これに対応する一般職の俸給表にならつて改正を行うとともに、事務官等につきましても、今までと同様に、今回新たに制定される一般職の職員の俸給表によつて改正を行うこととし、このほか俸給制度の改正に伴う新旧俸給額の切りかえ及び切りかえに伴う措置に関しまして、一般職の職員のそれに準じて定める等、所要の改正を行わんとするものであります。なお、以上の二法案につきましても、衆議院におきまして、一般職の職員の給与表の改正法案に対する修正と同趣旨の修正が加えられております。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

内閣委員会は、前後九回、委員会を開きましたほか、地方行政及び文教の各委員会と連合審査会を一回開き、この間、関係各事務大臣、人事院総裁、関係政府委員及び修正案の発議者の衆議院議員大平正芳君の出席を求めまして、本法案の審議に当りましたほか、東大教授安藤良雄君ほか十一名の参考人より意見を聴取いたしました。

本法案の審議におきましては、昨年七月に行われた給与改訂に関する人事院勧告の趣旨及びこの勧告の内容と今回の改正案の内容との比較、地域給の廃止にかゝる暫定手当の性格とこの手当の今後の措置、市町村合併に伴う暫定手当の同一市町村内における不均衡は正、暫定手当に対する人事院の勧告権等、給与の基本問題に関する審議のほか、新俸給表における行政職、研究職、教育職、医療職等の各俸給表につきまして、各等級別ごとに、その俸給額、昇給期間及びこれら各俸給表の整理統合の是非、非常勤職員の処遇、自衛官の俸給日額制の是非等の諸点につきまして、綿密な審議が行われましたが、その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

なお、市町村合併に伴う暫定手当の同一市町村内における不均衡は正の問題につきまして、田中自治庁長官より、新しくできた合併新市町村の地域内で不均衡のあることは、一休制が確認できないことでもあり、好ましくない。政府としては、昭和三十三年度に、財源を用意して、責任をもって一挙に全面的に解決する決意をしてい

る旨、政府の所見が述べられました。



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

いで討論に入りましたところ、まず、自由民主党を代表して大谷委員より、三法案に対する修正案並びに付帯決議案が提出せられ、修正部分を除いた三法案に賛成の旨の発言がありました。この修正案は、お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

なお、付帯決議案を便宜朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に對する付帯決議

本案の実施に當つては、政府は、左の事項について必要な措置を講ずること。

- 一、昭和三十五年以降における暫定手当については、これをすみやかに整理し、その本俸繰り入れの措置を講ずること。
- 二、同一市町村における暫定手当の不均衡はすみやかにこれを是正すること。
- 三、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図り、すみやかにこれを実施すること。
- 四、一般係員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の七等級以上へ格付すること。なお、現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受けている者も、これとの均衡上七等級へ格付することを考慮すること。
- 五、行政職俸給表(二)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事するものは、行政職俸給表(一)を適用させること。

の職務の級の実態を十分考慮すること。

十三、調整額の変更に當つては、現行調整額を下回らないよう考慮すること。

十四、前各号のほか、これらに準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付及び運用上十分考慮すること。

十五、一般職員の給与改訂に伴つて非常勤職員も同様の措置をすること。

十六、看護婦、診療エックス線技師及び監察等の業務に従事する職員については、格付上特に考慮すること。

十七、改正旅費法中現行より不利となる部分については十分考慮すること。以上。

次に、日本社会党を代表して永岡委員及び緑風会を代表して竹下委員より、それぞれ修正三案と修正部分を除いた三法案並びに付帯決議案に賛成の旨の討論があり、なお、これに関連して政府に対し要望が述べられました。

かくて討論を終り、まず、大谷委員提出の修正三案を順次採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定せられ、次いで、修正部分を除く衆議院送付の三法案を順次採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと決定せられました。

なお、先に大谷委員より提出の決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定せられました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

六、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の三等級以上へ格付すること。なお、現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受ける者も、これとの均衡上三等級へ格付することを考慮すること。

七、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、行政職俸給表(一)の四等級に格付すること。なお、現在十級の者でもその職務の内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

八、研究職員で、部長、課長、室長等の役職名のない職員についても、その研究業績、職務内容に応じて、研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。その他の研究職員についても教育職、医療職との均衡を考慮して格付すること。

九、医療職俸給表(一)において、院長、副院長、科長の役職のない医師についても、職務、経験の内容に応じて四等級以上に格付すること。医療職俸給表(二)についても前項に準じて扱うこととする。

十、海事職俸給表については、職務の特殊性に基いて、船舶区分を考慮して格付すること。

十一、行政職俸給表(一)の八等級から七等級への昇格については、原則として十二カ月昇給の期間で行うこと。なお、行政職俸給表(二)その他の俸給表についてもこれに準じて取扱うこと。

十二、新たに等級別定数を設定するときは、現在在職する職員

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに内閣法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この両法案は、政府が行政機構改革の一環として提出したものであります。

この政府原案に対しまして、衆議院において修正決議し、当院に送付されたものであります。まず、国家行政組織法の一部を改正する法律の政府原案の要点を申し上げます、その第一点は、特に必要がある省には政務次官二人を置くことができること、別に法律の定めるところにより、事務次官補一人を置くことができること、その第二点は、国務大臣をもって長官とする庁については、特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができること、その第三点は、現在、官房または局中に暫定的に置かれている部を恒久的にも置くことができること、その第四点は、審議会または協議会等のうち、臨時的なものについては政令で設置することができることなどであります。

本案に対する衆議院修正の要旨を申し上げますと、政務次官二人を置くことができる省を大蔵、農林及び通商産業の三省に限定すること、事務次官補に関する規定を削除すること、国務大臣をもって長とする委員会にも委員会及び庁を置くことができること及び国務大臣をもって長官とする庁の次長を事務次官とすることなどあります。

次に、内閣法等の一部を改正する法律の政府原案の要旨を申し上げますと、内閣官房及び総理府の機構を改正して、内閣官房長官及



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

び内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営について、その政務と事務を見ることとし、一方、総理府には、その長たる内閣総理大臣の補佐者として、もっぱら総理府の政務と事務を見る総務長官及び総務長官の職務を助ける総務次長一人を新たに置くほか、内閣官房長官及び総理府総務長官は、いずれも国務大臣をもってこれに充て、内閣官房副長官を一人増員しようとするものであります。

本案に対する衆議院修正の要旨は、内閣官房長官及び総理府総務長官は、いずれも国務大臣をもってこれに充てることができること、内閣官房副長官の増員は行わないこと、総務次長を総務副長官とし、さらにこれを一般職から特別職に改めること、及び国防会議の事務局を総理府から内閣にある国防会議に移すことなどであります。

内閣委員会は、本日の委員会におきまして、行政機構改革に関する現内閣の方針、本法案に現われている行政機構改革の主眼点、政務次官二人設置の理由、国務大臣を長とする庁に特別の取扱いをする理由等の諸問題につきまして質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大谷委員より、国家行政組織法の一部を改正する法律案について修正案が提出せられ、修正部分を除いた原案及び内閣法等の一部を改正する法律案に賛成の旨の発言がありました。その修正案は、お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

次に、日本社会党を代表して秋山委員、緑風会を代表して竹下委

員、次いで八木委員より、内閣法等の一部を改正する法律案には賛成、国家行政組織法の一部を改正する法律案には反対の旨、それぞれ討論がありました。

かくて討論を終り、まず、大谷委員提出の国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案につき採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決定せられ、決いで、修正部分を除く原案につき採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決定せられました。

次に、内閣法等の一部を改正する法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。

以上御報告いたします。

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 (昭三二、六、一法一五五)

一、提案理由(三月十五日)

○小滝国務大臣 たいいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨にかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。防衛庁職員は、特別職でございます。その給与につきましては、防衛庁職員給与法の定めるところになっております。従いまして、今回一般職に属する国家公務員の給与改正の趣旨に準じまして防衛庁職員の給与を改正いたすこととし、本法律案を提出した次第でございます。

次に本法律案の内容の概要を申し上げます。今回の給与法の改正は、俸給制度の改正を中心とするものでありまして、参事官等並びに自衛官に適用される俸給表を従前と同様の方法でこれに対応する一般職の俸給表にならって改正いたしますとともに、事務官等につきましては、今までと同様に今回新たに制定されます一般職の職員に適用される俸給表によることとしたし、この際自衛官以外の職員につきましては、一般職の職員の例にならって職務の等級制度を新設することいたしました。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

なお、俸給制度の改正に伴う新旧俸給額の切りかえ及び切りかえに伴う措置につきましては、本法律案の附則に規定いたしておりますが、これまた一般職に属する国家公務員のそれに準じて定められたものでございます。

その他、今回の給与改正に関連いたしまして、関係諸規定の整備を行なっております。

本法律案の施行期日等につきましては、それぞれ一般職に属する国家公務員と同様に規定いたしました。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概要でございます。

どうかすみやかに御審議の上御賛成下さいますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十六日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三三、六、一法一五六)

#### 一、提案理由(三月七日)

○中村国務大臣 たいま議題になりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明します。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の俸給制度の改正を行い、これに伴って給与について必要な調整措置を講ずることとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し御審議を仰いでおりますことは、御承知の通りであります。この両法律案は、一般の政府職員の例にならい、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額等を改正しようとするものであります。以下簡単に改正の要点を御説明申し上げます。

まず第一に、裁判官及び検察官の報酬または俸給について、一般の政府職員との権衡を考慮し、適正な報酬または俸給の各月額を定めることといたしました。

第二に、裁判官及び検察官の中には、長期間にわたって同一の報酬または俸給を受けながら昇進の道がない者が相当数に上っておりますので、最高額の報酬または俸給を受けるに至った時から長期間を経過した判事または検事に対して、一般の政府職員の例に準じ、

過した判事または検事に対して、一般の政府職員の例に準じ、その額を越える月額の報酬または俸給を支給できること等であります。

両法案は、三月六日当委員会に付託せられ、翌七日中村法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府並びに最高裁判所当局に対し各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より両案に対する修正案が提出されました。

修正案の内容及びその理由は、検察官の俸給月額の別表中、東京高検検事長以外の検事長及び最高検次長検事の七万三千円を七万五千円に修正すること。その理由は、下位にある検事が今回の一般給与改訂によって年功加俸を受けることとなりますので、上位にある次長検事及び検事長の俸給月額を越える給与を受ける不合理な結果を生じ、はなはだしく均衡を失ふこととなりますので、これを是正したわけであり、次に、一般職の職員の給与の例に準じ、勤務地手当の支給を廃止し、当分の間暫定手当を支給し得ることとし、かつ、今回の改訂給与は本年四月一日に遡及して支給すべきであるとしたのであります。

以上、両法案に対する修正案並びに政府原案を一括議題とし、採決に付しましたところ、全会一致をもって修正案通りそれぞれ修正議決した次第であります。

次いで、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議が提出せられました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

その額をこえる月額の報酬または俸給を支給できることといたすとともに、長年勤続のいわゆる認証官以上の裁判官及び検察官については、特別職の職員の給与に関する法律第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例により、新たに特別手当が支給できることとして、法文に必要な整理を加えることといたしました。

第三に、寒冷地に在勤する高等裁判所長官及び検事長には、これまで寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給するための法令上の措置が講ぜられておりませんでしたので、この際これを支給する旨の規定を設けることといたしました。

以上がこの両法律案の趣旨でございます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

#### 二、衆議院法務委員長報告(四月二十三日)

○三田村武夫君 たいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

両法案は、一般の政府職員の給与改訂に伴い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額等を改正しようとするものでありまして、その要点は、裁判官及び検察官の報酬または俸給について、一般の政府職員との均衡を考慮し、適正な給与月額を定めること、及び、裁判官、検察官の中には長期間にわたって昇給のできない者が相当数おりますので、最高額の給与を受けるに至ったときから長期間を経

附帯決議の内容は、

附帯決議

高等裁判所長官、検事長並びに裁判所長、検事正その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官及び検察官の給与は、一般行政官の上位者に対する給与改善が行われた関係上、これと比較するときは、著しく均衡を失するに至ったものと思料せられる。

政府は、司法の使命の重要性にかんがみ、速かにこれを是正する措置を講ずべきである。

右決議する。

本附帯決議を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって両法案の附帯決議とすべきことを決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院法務委員長報告(五月十八日)

○山本米治君 たいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与体系を改訂し、給与について必要な調整措置を講ずる必要を認め、今国会に、一般職の職員の給与に関する法律の一部



を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出したのでありますが、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例にならない、その報酬または俸給の額等を改正する必要がありますので、この両法律案が提出されたわけでありす。

改正の要点は、両案とも、まず第一に、認証官及び判事一号、検事特号を除く裁判官及び検察官の報酬または俸給の月額を、一般の政府職員の給与とおおむねひとしい比率によって増額しようとする事。第二に、報酬または俸給が頭打ちとなつてゐる最上位の判検事に対して、一般の政府職員の例に準じ、その最高額をこえる報酬または俸給を支給する道を開くとともに、長年勤続の認証官以上の裁判官及び検察官に対して、特別職の職員の例に準じ、新たに特別手当を支給しようとする事。第三に、寒冷地に在勤する高等裁判所長官及び検事長に対し、新たに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給しようとする事等でありす。しこうして、両案とも一般の政府職員の例にならない、これらを本年四月一日から適用することになつております。

以上が政府提出案の要点であります。これに対し、衆議院におきましては、俸給上の均衡を考慮し、認証官である次長検事及び東京を除く検事長の現行俸給月額七万三千円を七万五千円に修正の上送付して参つたのであります。

さて、委員会の審議に当りましては、各委員より適切なる質疑が行われ、特に一松委員からは、裁判官及び検察官の待遇改善の必要し、はなはだしく均衡を欠くに至つてゐるので、政府は、これら検察官の職責の重要性にかんがみ、すみやかにその待遇を是正する措置を講ずべきである。

これに対し、法務当局より、右の決議の趣旨に浩うべく努力する旨の意向の開陳がありました。以上、御報告申し上げます。

性について熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて討論を省略し、両法案を一括採決いたしましたところ、全会一致をもつて両法案とも衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、この決定に引き続いて、委員会は、一松委員の動議により、両法案に対し、それぞれ次のような付帯決議を付することを全会一致をもつて可決いたしました。すなわち、

第一、裁判官に負荷される司法の使命の重要性にかんがみ、政府は、すみやかに次の諸点に留意し、裁判官の待遇を改善是正することに鋭意努力すべきである。

(一)法曹一元の理想を推進するため、最高裁判所の裁判官の優遇策を措置し、特に普通恩給年限を国務大臣のそれとの均衡を得るようには正すこと。

(二)高等裁判所長官、地方並びに家庭各裁判所長、その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官の報酬は、一般職の上位の職員の給与に比し、はなはだしく均衡を欠くに至つてゐるので、その報酬を相当程度引き上げること。

(三)その他下級裁判所の裁判官をして安んじて職務に専念させるため、その待遇策を検討し、実質給与の引き上げ及び報酬体系の是正をはかること。

第二、検事長及び検事正その他経験年数等において、これらの者に準ずる検察官の給与は、一般職の上位にある職員の給与に比



◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
改正する法律 (昭三二、六、一法一五七)

一、提案理由(三月七日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月二十三日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(五月十八日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

◎内閣法等の一部を改正する法律

(昭三二、六、一法一五八)

一、提案理由(三十一年五月十一日)

○根本政府委員 たいま議題となりました内閣法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、かねて政府の企図しておりました行政制度改革の第一次実施の一環として、内閣官房及び総理府の機構の改正を行うとするものでありまして、まず、内閣法における内閣官房長官と内閣官房副長官の制に改正を加えてこれを強化し、一方総理府設置法において新たに総務長官及び総務次長を置き、従来の総理府の長たる内閣総理大臣の補佐者としての内閣官房長官及び内閣官房副長官の制を廃止し、内閣官房長官と内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営についてその政務と事務を見ることとし、総理府の総務長官及び総務次長は、もっぱら総理府の政務と事務を見ることとして、内閣と総理府におけるこれらの管理機構を整備強化するとともに、これに伴って従来の内閣官房の事務を総理府の大臣官房において行うこととされているいわば便宜の制度を改め、内閣にかかわる事務は内閣官房において行い、総理府の大臣官房においては、総理府にかかわる事務のみを行うこととし、内閣官房と総理府大臣官房との機構の関係を整理して行政運営の体制を明確にし、もってその

内閣法等の一部を改正する法律

運営の改善をはかろうとするものであります。

なお、総理府所管の各種付属機関のうちには、現状から見てこれを他の省庁に移すことを適当とするものがありますので、この際所要の改正を行わんとするものであります。

次に本案の内容であります。第一は内閣法の改正であります。まず、内閣官房長官の内閣関係の事務の統轄者としての機能は内閣制度の運営とも直結するもので、その責務の重要性にかんがみ、その地位を強化し、國務大臣をもって充てることとしたのであります。

次に主として予算関係会議の事務を助けさせるため、内閣官房副長官一人を増員することとしたしております。

次に、内閣官房の所掌事務を総理府の大臣官房の所掌事務から分離し、内閣にかかわる事務は内閣官房において行うこととする機会に、閣議にかかわる重要事項に関する総合調整に関する事務及び内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を内閣官房の所掌事務として明定いたしております。この分離に伴って内閣官房に内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置くこととし、また、内閣総理大臣秘書官は、従来総理府に置かれておりますが、その性質上内閣官房に置くを適当と考え、そのように改正いたしております。なお、これらの職員の属する内閣官房の内部組織等は、政令をもって定めることとしたのであります。

第二は総理府設置法の改正であります。まず、総理府に総務長官及び総務次長を置く規定を加えました。



内閣法等の一部を改正する法律

総務長官は、総理府の長たる内閣総理大臣を助けて、府務を整理し、所管の事項について政策及び企画に参画し、政務を処理し、所管の各部署、機関を監督することとしております。なお、国務大臣をもってその長と定められている外局の所管の事項についての政務及びその部署の監督に関する事項は、その長の実質的性格に即して総務長官の職務の中から除くこととしてあります。なおまた、総務長官は、総理府の機構が各省庁に属さない一般的、かつ、特殊な行政を総括主掌する行政機関であり、また、その長が内閣総理大臣である等の性格にかんがみ、これを国務大臣をもって充てることとしたしてあります。

次に、総務次長は、総務長官の職務を助けることとしておるのであります。

前述の内閣官房と総理府の大臣官房の事務の分離に伴って、総理府大臣官房の事務の中から、閣議事項の整理その他内閣の庶務を削除してあります。

次に、総理府の付属機関中、ふ虜情報局及び引揚同胞対策審議会は、現在においては厚生省に移管するを適当とし、これらの付属機関の規定を削除し同省に移しかえることとしたしてあります。以上のほか、関係法律について所要の条項の整理を行なっております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十七日)

(国家行政組織法の一部を改正する法律(昭三二一法一五九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

(一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

◎国家行政組織法の一部を改正する法律

(昭三二一、六、一法一五九)

一、提案理由(三十一年五月十一日)

○倉石国務大臣 たいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回提案いたしました国家行政組織法の一部を改正する法律案は、現内閣が実施しようとしている行政制度の改革の一環として議院内閣制のもとにおける行政の責任体制を明確にし、行政事務の管理を強化し、かつ、その能率を向上させるために必要な改正を行うとともに、行政の実情に即応する国家行政組織を定めるための基準法としての機能を十分發揮することができるよう、所要の改正を加えんとするものであります。

次に法律案の内容について概略を申し上げます。

第一に、トップマネージメントの機構を強化する見地から、特に必要がある省には、政務次官二人を置くこととしたしましたほか、その権限を強化してあらかじめ大臣の命を受けて大臣不在の場合にはその職務が代行できることとしたしました。なお、政務次官二人が置かれた省においては、各政務次官の行う職務の範囲及び職務代行の順序については大臣が定めることとしたしてあります。

次に、特に必要がある省には、別に法律の定めるところにより、事務次官補一人を置いて事務次官を助けて省務の一部を総括整理さ

国家行政組織法の一部を改正する法律

せることといたしました。

第二に、国務大臣を長官とする庁については、その重要性にかんがみ、その他の各庁と区別して、特別の取扱いをする事といたしました。すなわち、これらの庁には特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができることといたしました。次に国務大臣を長官とする庁には、特に必要がある場合には、その内部部局として部にかえて局を置くことができることといたしました。また、これらの庁に置かれる次長の権限を明確にして長官を助けて庁務を整理するほか、各部署及び機関の事務を監督させることといたしました。

第三は、行政機関の内部部局についてであります。現在暫定的に置かれている官房または局中の部を、特に必要がある場合には恒久的にも置けるように改めることといたしました。

第四は、審議会または協議会等についてであります。そのうち臨時的なものについては、政令で設置することができることといたしました。

第五は、職の設置についてであります。官房、局、部または委員会の事務局に特に必要がある場合において、課とは別に、その所掌事務の一部を総括整理する職または課の所掌に属しない事務を所掌する職を政令で設けることができることといたしました。

以上が、この改正法律案の主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決を賜わらんことをお願い申し上げます。



二、衆議院内閣委員長報告(四月二十七日)

○相川勝六君 たいま議題となりました両案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両案は、行政機構改革の一環として、第二十四国会において政府より提出され、自來継続審査中でありましたことは、御承知の通りであります。

去る四月十九日、両案に対して、宇都宮徳馬君外四名より、それぞれ修正案が提出されましたので、政府案と修正案を一括して質疑を続行いたしましたのであります。

まず、国家行政組織法の一部を改正する政府原案の要点を申し上げますと、第一点は、特に必要がある省には政務次官二人を置くことができるほか、別に法律の定めるところにより事務次官補一人を置くことができること、第二点は、國務大臣をもって長官とする庁については、特に必要がある場合には、その所轄のもとに委員会または庁を置くことができること、第三点は、現在官房または局中に暫定的に置かれていた部を恒久的にも置くことができること、第四点は、審議会または協議会等のうち、臨時的なものについては、政令で設置することができること、などでありました。

本案に対する修正案の要旨を申し上げますと、政務次官二人を置くことができる省を大蔵、農林及び通商産業の三省に限定すること、事務次官補に関する規定を削除すること、國務大臣をもって長

とする委員会にも委員会及び庁を置くことができること、及び、國務大臣をもって長官とする庁の次長を事務次官とすることなどでありました。

次に、内閣法等の一部を改正する政府原案の要旨を申し上げますと、内閣官房及び総理府の機構を改正して、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、もっぱら内閣制度の運営についてその政務と事務を見ることとし、一方、総理府には、その長たる内閣総理大臣の補佐者として、もっぱら総理府の政務と事務を見る総務長官及び総務長官の職務を助ける総務次長一人を新たに置くほか、内閣官房長官及び総理府総務長官は、いずれも國務大臣をもってこれに充て、内閣官房副長官を一人増員しようとするものであります。

本案に対する修正案の要旨は、内閣官房長官及び総理府総務長官は、いずれも國務大臣をもってこれに充てることができること、と、内閣官房副長官の増員は行わないこと、総務次長を総務副長官と改めること及び国防会議の事務局を総理府から内閣にある国防会議に移すことなどでありました。

四月二十六日修正案が撤回され、あらためて修正案が提出されましたが、その修正の要旨は、総務副長官を特別職とする規定を加えた以外は、さきに提出された修正案と異なっておりません。かくて、四月二十六日両案並びに修正案に対する質疑を終えたのであります。その詳細は何とぞ会議録によって御承知を願います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、

国家行政組織法の一部を改正する法律案は多数をもって、内閣法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎南方同胞援護会法

(昭三二、六、一法一六〇)(衆)

#### 一、提案理由(五月十六日)

○床次委員 南方同胞援護会法案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のように、沖繩及び小笠原諸島は、今次大戦におきまして、最も熾烈なる戦闘が行われ、甚大なる損害をこうむつたのであります。沖繩につきましては、戦争末期から米軍政下に置かれ、講和条約発効後も引き続き米国の施政権下に置かれており、戦後、相当に復興して参つてはおりますが、いまだ十分ではなく、特に直接に戦争の犠牲となつた戦没者遺家族、戦傷病者、その他学生、生徒、児童等には援護を必要とする者が少なくない状況であります。また小笠原につきましても、今次戦争末期、軍要員を除く全島民が本土 強制疎開を命ぜられ、終戦後も米国の占領並びに講和条約に基づく米国の施政権のもとにあって、ごく少数の者を除いて、いまだ帰島を許されず、元島民は、土地、漁場等の生活基盤を失ひ、その生活は困難をきわめております。

このような状況にかんがみまして、これら地域に関する諸問題に關しまして、調査、研究、啓蒙、宣伝を行い、特に沖繩、小笠原諸島の施政権の返還、沖繩の軍用土地問題、小笠原島民の帰郷等の重要かつ根本的な諸問題の解決につきましても、政府に協力し、民間運

動としてこれを促進いたしますとともに、これら地域の同胞に対し、政府の行う以外の各種の援護を行うため、昭和三十一年十一月十五日財団法人として南方同胞援護会が設立せられ、その一部の事業に対しましては国庫の補助を得て事業の実施に當つて参つております。このように同会は政府の協力団体として、政府が直接に行うことが適当でない事業を民間運動として行う半ば公的な性格を有するものであります。憲法第八十九条によりますれば、公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対しましては、公金を支出しまたは公の財産をその利用に供してはならないことになっております。

そこで同会の事業が公の支配に属するものかどうかであります。同会は財団法人として民法の規定に基づき監督官庁の一般的監督は受けておりますが、これをもって憲法上公の支配に属するとすることは困難であるというのが一般的意見であり、従いまして少くとも同会の行う事業のうち、慈善、教育もしくは博愛の事業と認められるものに対しましては政府の補助を受けることができないのであります。これは同会の事業を有効適切に行う上に支障を来たしてゐる次第であります。従いまして、同会对する政府の監督を強化して、公の支配に属せしめるとともに、同会の行う事業、特に慈善、教育もしくは博愛の事業と認められるものに対しましても政府の補助金を支出し得ることとするため、特殊法人としての南方同胞援護会の設立、監督、助成等を法律によって特に規定する必要があるわけでありまして。

のであります。

これがこの法律を提案するに至つた理由であります。なお、この法律の概要を御説明いたしますと、第一に、本会の目的、業務については、おおむね現在の財団法人としてのそれを取り入れ、会長、監事、評議員は内閣総理大臣がこれを任命することとし公けの支配に属するにふさわしい措置を講じ、第二に、監督官庁としての内閣総理大臣は、必要があると認めるとき同会の業務または会計の状況を検査しまた業務上、法令、行政庁の処分または定款に違反したとき必要な是正措置を命ずる等の監督権を発効し得ることとし、第三に、国は同会对し補助金を支出し、その他の財政的援助をすることができることとする。その他各種の必要な監督の権限を有することとし、その他各種の免税措置を規定したものであります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(五月十六日)

○山本正一君 たいま議題となりました床次徳二君外四名の提出にかかると南方同胞援護会法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、沖繩や小笠原諸島の現状にかんがみ、それら地域の諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行い、かつ、それら地域の同胞に対して各種の援護を行なつておる財団法人南方同胞援護会を特殊法人といたし、法律に規定しようとするも

本案は、五月十五日当委員会に付託せられ、本日提案者の説明を聞き、引き続き質疑を行い、討論を省き、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決することに決定をいたしました。右、御報告をいたします。

#### 三、参議院社会労働委員長報告(五月十九日)

○阿具根登君 たいま議題となりました南方同胞援護会法案外三法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。



まず、南方同胞援護会法案について御報告いたします。沖繩及び小笠原諸島に関する諸問題の解決の促進をはかるため、必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対する援護を強化するため、南方同胞援護会を設立する必要があるとあります。これがこの法案を提出するに至った理由であります。

次に、この法律の概要を説明いたしますと、第一に、本会の目的、業務については、おおむね現在の財団法人としてのそれを取り入れ、会長、監事、評議員は内閣総理大臣がこれを任命することとし、公けの支配に属するにふさわしい措置を講ずることとしてあります。第二に、監督官庁としての内閣総理大臣は、必要があると認めるとき同会の業務または会計の状況を検査し、また、業務上、法令行政庁の処分または定款に違反したとき必要な是正措置を命ずる等の監督権を発動し得ることとしたてあります。第三に、国は同会に対し補助金を支出し、その他の財政的援助をすることができることとするともに、それに伴う必要な監督の権限を有することとし、その他各種の免税措置を規定したものであります。以上が本法案の概要であります。

本法案につきましては、委員会におきまして慎重に審議を行なったのでありますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論は別段の発言もなく、本法案の採決に入りましたところ、原案の通り全会一致をもって可決すべきものと

であります。

これが政府の提案理由の説明であります。本法案には、その内容として、事業団の組織、業務、財務、会計及び監督等に関し、所要の規定を要けるとともに、設立の手續、現物出資の評価の方法、罰則、その他関係法令の改正等、所要の規定を設けております。

次に、委員会における審議の経過について申し上げます。社会労働委員会におきましては、去る四月二十七日、本法案が付託になりました以来、慎重に審議を重ねて参りましたが、おもな質疑について申し上げますと、まず、「労働大臣は、事業団の運営について、労使の意見をどう反映してやってくつものであるか」という質疑に対しましては、労働大臣は、「労使団体の推薦により、各三名を参与の名前で業務の運営に参画させる」旨の答弁があり、また、「地方の諸施設の運営については、いかなる方針で臨むか」との質疑に対しましては、「施設の充実ははかるとともに、総合職業補導所の運営については、従来通り都道府県知事が指導、監督できるように省令で定める」旨の答弁があり、さらに、「事業団職員の退職金等については適正な規定を設ける」旨の答弁がありました。

かくて質疑は終了し、討論に入り、続いて採決を行いましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、本法案については、全会一致をもって、次のごとき付帯決議が付けられております。

政府は、労働福祉事業団が、その業務として行う保険施設の設置及び運営について、左の事項を実現するよう努力しなくてはな

決定した次第であります。

次に、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について御報告いたします。

この法律案は、終戦前、主として満州方面における医師の不足に応ずるため設立された医学の教習を目的とする学校の卒業生、終戦前、外地において医業の免許を受けた者及び朝鮮の医師試験第一部試験に合格した者等に対し、昭和三十四年十二月三十一日までを限り医師国家試験予備試験を受験する資格を与え、医師となる道を開くこととし、かつ歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例についても、同様の措置を講ずるものであります。

本法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって原案の通り議決すべきものと決定いたしました。

次に、労働福祉事業団法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、労働者災害補償保険法の規定に基づく保険施設のうち、療養施設及び職業再教育施設の経営については、政府は、委託契約により、民間団体である財団法人にこれを行わせており、また、失業保険法の規定に基づく施設である職業訓練施設及び宿泊施設等の経営も、同じく委託契約により、当該施設の存する都道府県等にまかせて行わせております。しかしながら、これは施設の適切かつ能率的な運営を期するに適當な方法ではないので、政府は、本法案によって、今回、新たに国の代行機関たる性格を有する労働福祉事業団を設立し、これらの保険施設の設置及び運営に当らせることとしたの

らない。

一、労働者及び使用者の意見が十分反映されるよう措置すること。

二、地方の実情と特殊性を尊重するよう措置すること。

三、事業団の職員の給与、退職金その他労働条件について万全の措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

最後に、水道法案について申し上げます。

本法案は、水道の普及と健全な発達をはかるため、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成しようとするものであります。

本法案のおもな内容とするところは、一般国民を対象とする水道事業と、特定個人を対象とする専用水道とに分け、それぞれにつきまして、良好な水の確保とその管理の適正を期し、給水人口五千人未満の簡易水道に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けたことであります。

本法案につきましては、質疑、討論を終了して採決の結果、全会一致をもって原案の通り議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎自然公園法 (昭三二、六、一法一六一)

一、提案理由(四月十六日)

○国務大臣(神田博君) たいだいま議題となりました自然公園法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれの段階に応ずる適正な保護と利用の増進をはかることをそのおもな内容とするものであります。

この法律案の対象としております自然公園とは、いわゆる人工公園に対応して、自然の風景地について設けられる公園をいうものであります。従来、この種の公園に関する法制としては、国立公園を対象とする国立公園法が存するに過ぎなかつたのであります。しかしながら、近時における国民生活の安定、都市の異常な膨脹、都会生活の複雑化に伴って、自然公園に対する国民の利用度もますます高まって参りました結果、その適正な保護と利用をはかることがきわめて急を要する問題となつてきたのであります。

ところで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性格と目的とを有する公園でありまして、同一の制度のもとで一体的に運営することが最も適当なものであります。このよ

に関する総合的な制度を確立いたしましたして、国民の保健、休養及び教化に資し、あわせて観光事業の健全な発達をはかるため、この自然公園法案を提案することとしたのであります。

以下この法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。まず、第一点は、現在の国立公園に関する制度を整備したことであります。

昭和六年に現行の国立公園法が制定されて以来、すでに十九の国立公園が指定されておりますが、何分、古い法律でありますため、その運用が事実上、困難な規定もありまして、最近における利用者の急激な増加に伴う公園の荒廃を十分に防止できない事情にあります。このような事態に対処するため、他の産業との調整をはかりつつ、国立公園の適正な運営ができるよう、自然公園法案に必要な規定を設けることにいたしました。

次に、第二点は、国定公園に関する規定を新たに設けたことであります。

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地について設けられるものであります。すでに、この種の公園として、全国で十四の公園が指定されておりますが、遺憾ながら、現在は、これに関する明確な規定がなく、わずかに国立公園法の一、二の規定が準用されているにすぎないのであります。しかしながら、国定公園は国立公園に準ずるものとして、必要な保護を行い、かつ、その利用の増進をはかるべきものであります。各方面においても早くから強く要望されて参つたところでありますので、今回新たに国定公

園に関する必要な規定を設けた次第であります。

次に、第三点は、都道府県立自然公園の保護と利用の規制について必要な定めを設けたことであります。

都道府県がその住民の保健と休養に資するため、自然の風景地について指定した公園は、現在、全国で二百に近い数に達しております。これら自然公園の管理は、従来、法律の根拠を欠き、すべて都道府県の条例にゆだねられていたものであります。しかし、これのみでは都道府県の自然公園の維持管理に必要な事項を必ずしも確保し得ない事情にありますので、今回、法的に所要の措置を講ずることによつて、その保護と利用の適正を期することができるよう必要な権能を都道府県に付与することとしたのであります。

以上が自然公園法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院社会労働委員長報告(四月二十二日)

(児童福祉法の一部を改正する法律(昭三二一法七八)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院社会労働委員長報告(五月十八日)

(食品衛生法の一部を改正する法律(昭三二一法一七五)の委員長報告と一括して掲載)



◎小型船海運組合法

(昭三二、六、一法一六二)(衆)

一、提案理由(四月二十五日)

○木村(俊)委員 たいま議題となりました小型船海運組合法案につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本船を中心として、小型船は現在総数約二万三千二百隻、百七十五万重量トンに及びますが、これらの船舶によって輸送されますものは石炭、鉄鋼、石材、砂利等、わが国基礎産業の重要物資であります。昭和三十年における総輸送量は約三千七百七十五万トンに達しております。この輸送量はわが国の内航総輸送量の六三・五%に相当しております。海運において、小型船の占める地位はまことに重要なものがあります。しかしながらこの小型船による輸送を担当しております小型船海運業者の実態を見ますと、九〇%以上の者がいわゆる一ぱい船主でありまして、お互いに無用の競争を行い、運賃は不当に低いものとなっております。従いまして当然その経営状況はきわめて悪く、資本の食いつぶしによって維持されておるといっても過言ではないのであります。その結果、船体は老朽化し、海難率も高くなり、積荷保険料も高率なものになりました。このことがまた運賃採算の悪化へと循環いたしました。小型船海運業の不振を恒常化しているのであります。このよう

な小型船海運業の事態を改善いたしまして、近代的、合理的な中小企業として小型船海運業の健全なる発達をはかり、もってわが国経済の発展に寄与するためには、零細な小型船海運業者が相互に団結いたしましたことが必要でございます。すなわち、これらの個々別々の零細企業者に対して、その置かれてある経済環境を改善するために、小型船海運業者が団結してその力を強化する道を与えなければなりません。その組織化を助長促進し、要すれば組合員以外のものにも国家の力によって法規制を行い、もって小型船海運業の安定をはかろうとするのが、この法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。まず小型船海運組合の組合員たる資格者は、木船運航業者、木船貸渡業者、木船回漕業者並びに五総トン以上五百総トン未満の鋼船による運航業者及び貸渡業者であります。設立の方法は、十人以上の發起人が集まり、地区別、貨物別または業種別に、運輸大臣の認可を得て設立いたします。小型船海運組合の事業は、運賃、回漕料、貸船料等の運送条件、貨物の引き受け、配船船腹、保有船腹、燃料等の購入等について調整するいわゆる調整事業が主でありまして、副次的に共同事業を行うことができます。調整事業を行う場合には、調整規程を定めて、運輸大臣の認可を受けなければなりません。このようにいたしまして、小型船海運業者が自主的に小型船海運業の合理化、安定化をはかるのであります。それが員外者の行為によって乱される場合には、運輸大臣が事業活動の規制に関する命令を発すること

によりまして、小型船海運組合の調整事業を保護助長することとなつております。

以上が小型船海運組合法案の提案理由と概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わらうようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(五月十四日)

○淵上房太郎君 たいま議題となりました小型船海運組合法案並びに船舶職員法の一部を改正する法律案について、~~議~~運委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、小型船海運組合法案について申し上げます。本法案は、小型船海運業の現状にかんがみまして、小型船海運業者の経済的地位の改善をはかるために、小型船海運組合を結成することができるようにして、事業の安定をはかろうとするものであります。

本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、第一は、組合員たる資格者は木船運航業者、木船貸渡業者、木船回漕業者並びに五総トン以上五百総トン未満の鋼船による運航業者及び貸渡業者であります。第二は、組合のおもなる事業は運賃回漕料、貸渡料等の運送条件、貨物の引受け、配船腹、保有船腹燃料等の購入等について調整事業を行うとするものであります。第三点は、小型船海運業の安定が員外者の行為によって乱される場合は、運輸大臣が小型船海運業者のすべてに対して事業活動の規制に関する命令を発し得ることとあります。

本法案は、四月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日提出者の代表木村委員より提案理由の説明を聴取し、五月七日及び十三日質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知願います。かくて、同十三日、日本社会党井岡委員より自由民主党並びに日本社会党共同提案による修正動議が提出されましたが、その趣旨は、海運組合の事業に労働関係事項の処理を加えること、団体協約の応諾義務を明確化すること、中小企業団体の組織に関する法律案及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案との均衡上、関係条文を整理すること等でありました。

次いで、修正案並びに原案について討論に入りましたが、何らの発言もなく、まず修正案について採決の結果、全会一致をもって可決、引き続き修正部分を除く原案について採決の結果、全会一致をもって可決され、本法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、自由民主党永山委員より、自由民主党並びに日本社会党共同提案による小型船海運業の振興対策の樹立、組合運営の適正化等について附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決されました。

次に、船舶職員法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行法は昭和二十六年に制定されたものであります。その後わが国経済の復興発展に伴いまして、商船界、漁業界は現行立法当時と比較し予想外の情勢の変化を来たしまして、船舶職員に関する制度も幾多の点において実情に適しなくなつたのであります。よつ



て、これを実情に適應するように改めまして、船舶航行の安全を確保しようとするのが、本改正案の趣旨であります。

改正案の内容のおもなる点を御説明いたしますと、第一点は、船舶職員の資格定員表を実情に即応させるとともに、乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の免許年令を暫定的に二年、二十才から十八才に引き下げようとするものであります。第二点は、現行法によりますと海技従事者の免許は五年ごとの更新制度となっておりますが、従来の実績に徴しまして、これを廃止しようとするのであります。第三点は、海上における人命、財産の損失を防ぐ必要から、新たに運輸大臣の監督規定を設けようとするのであります。

本法案は、去る三月七日日本委員会に予備付託となり、同十一日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十三日日本付託となり、翌十四日質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知願います。

同日討論に入りましたが、何らの発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決いたしました。

なお、日本社会党井岡委員より、本法案第二十九条の二の規定の運用に当っては慎重を期すべき旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(五月十六日)

員以外のものの事業活動が小型船海運業の安定を阻害しており、これを放置して国民経済の発展に著しい支障があるにかかわらず、組合または連合会の自主的活動をもってしては、これを除去し得ない場合に限り認められるものであります。

本法案は衆議院議員の提出にかかり、衆議院において修正議決されたものでありますので、委員会におきましては、提案理由及び修正事項の説明を、それぞれ衆議院議員木村俊夫君及び井岡大治君より聴取いたしましたから質疑に入つたのであります。

質疑におきましては、松浦委員より、「本船による海運業者はその捕捉が困難な実情にあるので、組合の結成を任意に放置しておいては所期の目的達成上不十分と思うが、これに対する行政措置いかん、また、経済力の強い回漕業者の木船船主に対する支配力をいかに調整するか、また、これに対する行政措置いかん」、その他、組合の役員構成について質疑が行われましたが、これらの質疑に対する提案者木村衆議院議員及び政府委員の答弁を取りまとめて申し上げますと、「現在、木船業界には組合結成の機運が盛り上つておりますので、多数の組合が設立されるものと期待している。業者の組合加入については、政府においても種々の面からその勧奨に努力したい。木船業界においては、船主がおおむね一ぱい船主であるため、集荷機能が劣弱であつて、輸送貨物のほとんど大部分が回漕業者の手を経ている実情にあるので、回漕業者を本法案による組合に加入せしめなければ、かえつて業界の混乱を招き、また調整規程の実施も実効をおさめることが困難と思われるので、組合加入を認めたい

○戸叶武君 ただいま議題となりました小型船海運組合法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、小型船、すなわち木船及び小型鋼船による海運業が海上運送において重要な位置を占めておるにもかかわらず、それらの業者はおおむね、いわゆる一ぱい船主であるために、不合理な経営を行なつてゐる状態にありますので、これが組織化をはかつて、カルテル行為を認め、もつて小型船海運業の合理化と安定を確保しようとするものであります。そのおもなる内容を簡単に申し上げますと、次の通りであります。

第一は、運輸大臣の認可のもとに小型船海運業者は小型船海運組合を設立し得るものとし、組合は、貨物運賃等の運送条件、貨物の引き受け、船腹、運航用燃料の購入等について規程を定めて調整事業を行い、また団体契約を結び得るものとされておることです。第二は、小型船海運組合は連合会を組織し得ることです。なお、連合会は、他の連合会または小型船海運組合とさらに連合会を組織することができます。連合会の設立、事業及び団体契約の締結については、おおむね小型船海運組合に対すると同様に規定されております。第三は、貨物運賃等の運送条件、貨物の引き受け及び船腹について、小型船海運業者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合、運輸大臣は、組合または連合会の申し出に基いて、組合員以外のものに対しても事業活動及び保有船腹に関して規制命令をなし得ることです。この命令は、組合

が、本法案においても回漕業者の不当な支配を排除するよう、組合員の議決権、代理権の行使、除名等について規定してある。また調整規程も、回漕業者の利益偏重にならないよう十分検討して、その適正をはかるほか、組織を通じて、みずからの利益を守らんとする船主の自覚を強めるようにする等、行政指導よろしきを得たい」との趣旨の答弁がありました。その他の点につきましては会議録に譲ることをお許し願います。

討論に入りましたところ、松浦委員より、「本法案の実施により小型船業界の安定をはかり、ひいては従業員の生活の安定をもたらすよう、適切な行政指導の行われることを要望して賛成」の旨、意見の開陳があり、また、高良委員より、「木船による海上運送業は、荷主の圧迫を受けやすい弱い事業なので、本法案は適切なものであるが、その運営に当つては、小資本の業者が圧力を受けることのないよう留意されたい」という趣旨の賛成意見が述べられ、また、大倉委員よりは、「本法案について衆議院運輸委員会において付された決議はきわめて適切なものであるから、政府においては十分尊重されたい」として賛成意見が述べられたのであります。

次に、採決に入りましたところ、本法案は、衆議院送付案通り可決すべきものと多数をもって決定されたのであります。

以上、御報告申し上げます。



◎美容師法 (昭三二、六、三法一六三)(衆)

一、提案理由(三月九日)

○野沢委員 ただいま議題となりました美容師法案の提案理由を御説明申し上げます。

近代人の文化生活は異常な発達をとげ、あらゆる面において科学的な知識や操作が取り入れられつつありますが、美容業界の実態もまた国民の保健衛生とともに、その技術的な分野もいよいよ高度な理論と知識とを必要とするに至りました。

現行美容師法において美容業を理容業とともに一括処理することは、最近の実態からかんがみて斯業の発展を妨げるのみならず、保健衛生上の立場からも幾多の不便が生ずる憂いなしとしないのであります。ことに美容技術の範囲も、パーマントを主体とした頭髮調整の段階から、全身美容にまで進歩発展いたし、幾多の高級複雑な成分を有する薬物の使用がひんばんになりまして、旧来の整髪美容がその質的にも大きな転換が行われつつあるのであります。よって理容業とは別に新たに美容師法を制定して、美容業の発展をはかろうとするものであります。

なお、本案の単独立法化に伴い、美容師の養成施設に関し、従来政令で定められていたものを、本法に明文化することといたしました。また美容師または美容所の開設者の組織する会またはその連合会が、美容師の養成に関する事業を行い得ることとしたのであ

ります。

なお、本法案の附則において現行法を単独の理容師法とすることに關する改正を行なったのであります。本法案と現行法と特に相違する点について美容師の場合と同様の改正を行なったものであって、結局、理容師法案としての部分は、内容的には本美容師法案とほぼ同様としたのであります。

以上が本案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月十九日)

○藤本捨助君 ただいま議題となりました美容師法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、近代人の文化生活は非常に進歩向上を遂げて参りましたが、美容業界の実態もまた、国民の保健衛生とともに、その技術面もいよいよ高度な理論と知識とを必要とするに至つたのであります。しかるに、現行の理容師美容師法は美容業を理容業とともに一括処理いたしておりまして、このことは近年の斯業の発展を著しく妨げるのみならず、保健衛生上の立場からも不備の点を生ずる憂いなしとしないので、今回、理容業とは別途に、新たに美容師法を制定して、これらの憂いを除去するとともに、美容業の健全な発展をはかろうとするものであります。

次に、本法案の内容は現行法たる理容師美容師法とおおむね同様

であります。今回特に規定を設けた主要な点について申し上げます。第一は、都道府県知事は、健康診断の結果、美容師の就業が公衆衛生上不適當と認めた場合は、期間を定めてその業務を停止することができることとしたこと、第二は、都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができることとしたこと、第三は、美容師または美容所の開設者の組織する会または連合会は美容師の養成に関する事業を行い得ることとしたこと、第四は、美容師養成施設の養成課程に關し、従来省令で定めていたものを本法に明文化することにしたこと等でございます。

なお、本法案の制定に伴い、附則において、現行理容師美容師法を理容師に関する単独法に改めることとし、実質的には美容師の場合とほぼ同様の改正を行なつておるのでございます。

以上が本法案提出の理由であります。本案は三月四日本委員会に付託せられ、同九日提出者より提案理由の説明を聴取した後、審議を行い、同日討論を省略いたしました。採決に入りましたところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(五月八日)

○千葉信君 ただいま議題となりました美容師法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

げます。

近年、美容業界の実態は、国民の保健衛生とともに、その技術的な分野もいよいよ高度な理論と知識とを必要とするに至つたのであります。現行の理容師美容師法において、美容業を理容業とともに一括処理することは、最近の実態からかんがみて、斯業の発展の上からも考慮を要し、また、保健衛生の立場からも幾多の不便が生ずる憂いなしとしないのであります。ことに、美容技術の範囲も、パーマントを主体とした頭髮調整の段階から全身美容にまで進歩発展し、幾多の高級で複雑な成分を有する薬物の使用がひんばんになりまして、旧来の整髪美容は、実質的にも大きな転換が行われつつあるのであります。よって、今回、理容業とは別に、新たに美容師法を制定して、美容業の発展をはかるとともに、なお、この際あわせて美容及び理容の業務が一そう適正に行われるよう所要の改正をいたそうとするのが、本法律案の提案の理由であります。

本法案の内容は、現行の理容師美容師法のそれとほぼ同様でございます。第一は、現行法と異なるおもなる点について申し上げます。第一は、美容師の養成施設の養成課程に關し、従来、省令で定められていたものを本法に明文化したこと。第二は、健康診断の結果、美容師の業務を停止することができることとしたこと。第三は、美容師が本法に違反して刑に処せられた場合における知事の免許取り消しに関する規定を設けたこと。第四は、美容師または美容所の開設者の組織する会またはその連合会が、美容師の養成に関する事業を行い得ることを明記したこと等でございます。



なお、本法案の附則において、現行法を単独の理容師法とするこ  
とに関する改正を行なったのでありますが、本法案と現行法と特に  
相違する点について、美容師の場合と同様の改正を行なったもので  
あって、結局、理容師法案としての部分、内容的には、本美容師法  
案とほぼ同様といたしたのであります。

以上が本法律案の要旨であります。  
本案につきましては、委員会において熱心に慎重審議が行われた  
のでありますが、そのうち最も論議の中心となった問題を申し上げ  
ますと、現行法を美容師法と理容師法とに分けることが、何ゆえに  
斯業の発展をはかるゆえんであるか、環境衛生関係営業の運営の適  
正化に関する法律案との関係、特に美容師会と美容組合との調整問  
題、行政処分と罰則との権衡問題、免許の取り消し及び取得に関す  
る諸問題等でありまして、その詳細は会議録により御了承願いたい  
と存じます。

かくて質疑を終わりましたところ、本案について、高野委員より修  
正案が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

その要旨の第一は、無免許営業を行なった者または違反行為によ  
る免許の取り消し処分を受けた者には、免許を与えないことができる  
こと。第二に、美容師の本法違反行為に対しては、すべて第一次的  
には業務の停止をもって、第二次的には免許の取り消しをもって臨  
むこと。第三に、疾病または本法違反行為により免許の取り消し処  
分を受けた者であっても、疾病がなおあり、または改悛の情が明らか  
になつたときは再免許を与えることができること。第四に、美容師

の本法違反行為に対する罰則を整理し、第二の行政処分との重複を  
避けるるとともに、結核予防法等関係法令との調整をはかったこと。  
第五に、美容師または美容所の開設者の会を美容師の会とし、環境  
衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案との調整をはかったこ  
と。第六に、改正後の理容師法についても、右の第一ないし第五と  
同趣旨の手入れを行なったこと。その他所要の字句の整理及び経過  
規定を定めたこと等であります。  
討論を終り、修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決  
いたしました結果、本案は、全会一致をもって、修正議決すべきも  
のと決定した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

### ◎環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律 (昭三三、六、三法一六四) (衆)

#### 一、提案理由(四月二十三日)

○亀山委員 たいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の  
適正化に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げ  
ます。

環境衛生関係の営業は、環境衛生の保持増進のためにはもちろ  
ん、国民の日常生活にとつても身近かな関係にある重要な営業であ  
り、まして順守すべき衛生基準を定めて従来から指導、取締りの対  
象となつておりますのもこうした理由からであると考へます。とこ  
ろがこれらの営業はいずれも特殊なものを除いて、ほとんどすべて  
が中小企業の範疇に属すべき性格のもので、その経済的基盤はまこ  
とに脆弱であり、しかもこれらの営業者は膨大な数に及んでおるの  
であります。こうした数多くの営業が、それぞれ互いに正しい競争  
をしてサービスの向上に努めますことは、もとより国民生活のため  
にきわめて望ましいことではありますが、何分にも経済的基盤が弱  
く、しかもその数が著しく多い営業であるだけに、ややもすると過  
度の競争に陥り、その結果は必ずしも衛生施設の改善、サービスの  
向上にのみ発展するとは限らず、場合によるとかえつて不合理、不  
健全な事態を醸成する傾向がないとはいへません。

現に最近、たとえ、ごく一部の業者がダンピングにもひとしい

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

極端な低料金をもって営業し、故意に業界を混乱させつつあるもの  
も現われまして、まじめな業者がはなはだしい迷惑をこうむつてお  
るだけでなく、ひいては衛生基準の保持も困難となつて、衛生上は  
もとより社会上からもいろいろ問題を惹起しております。また旅館  
等における深夜営業、公衆浴場における特殊浴場、映画興行におけ  
る著しい長時間興行等、社会的に見てもまことに憂慮すべき事実が  
横行しておりますのも、結局はこれら過度の競争の結果にほかなり  
ません。こうした数々の問題は、行政上の指導監督によつて改むべ  
きではありませんが、従来の実績から見ても手不足の関係等も  
あつて、行政力のみによつて万全を期することはきわめて困難であ  
ると考へられますから、業界の自主的組織を通じ、職業自由の原則  
を貫きつつ、主として民主的、自肅的方法により、これら過度の競  
争を防止し、この種営業を安定に導く措置を講ずることによつて、  
正しい競争を育成し、サービスと環境衛生の向上をはかろうとする  
のが、この法律案の趣旨でございます。

次に法律案の主たる内容について御説明を申し上げますと、まず  
第一に、この法律の対象業種としては、現にそれぞれの法律によつ  
て守るべき衛生基準の定められている飲食店営業、喫茶店営業、食  
肉販売業及び冰雪販売業、理容業、美容業、映画、演劇、演芸の興行  
場営業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業といたしました。  
第二に加入及び脱退は営業者の自由意思による方針のもとに、各  
業種ごとにそれぞれ各都道府県単位に、総営業者の三分の二以上を  
もつて社団的特殊法人たる組合を組織できることとし、またこれら



の単位組合は、それぞれ三分の二以上をもってその全国連合会を組織できることとした。

第三は、組合は営業施設の配置の基準の設定とその励行の指導、衛生施設の改善、向上、経営の健全化等の指導、資金のあっせん、各種共済事業等を行い得るほか、特に過度の競争を防止するため適正化規程を定めて、料金または販売価格の制限と営業方法の制限とを行い得ることとし、この場合連合会は、適正化規程の基本となる適正化基準を設定することとした。

第四は、これら適正化規程、適正化基準を定める場合には、厚生大臣の認可を必要とし、認可に当っては厚生大臣は、公正取引委員会と協議しなければならないことである。なお必要がある場合は、一応認可した適正化規程または適正化基準であっても、その変更を命じ得ることとした。

第五は、適正化規程の適用を受けないいわゆるアウトサイダーも含めてすべての営業者のために、営業の健全な経営が阻害される等一定の事態が発生した場合に限り厚生大臣は、公正取引委員会と協議の上、これらのものに対して、料金、営業方法等の制限を定め、これに従うように命令し得ることである。

第六に、組合は適正化規程に違反した組合員に対し、過怠金を課し、または除名することができることとし、地方組合員はその五分の二以上の連署をもって役員解任を請求できること、つまりリコールの制度を設けた。

第七は、組合または連合会の運営が法令の規定に違反すると認め

られる場合等は、厚生大臣は、それぞれ役員解任の勧告、解散命令を出し得る等必要な監督規定を設けたことである。

第八は、適正化規程を認可する等の重要事項の諮問に依り、またこの法律の施行に関する事項について、建議するため、厚生省、利用者代表、学識経験者、業者代表等よりなる中央環境衛生適正化審議会を設けることとした。

第九は、この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は政令の定めるところにより、都道府県知事に委任できることとしたのでありますが、この場合においては、都道府県に都道府県環境衛生適正化審議会を設けることとした。

第十は、利用者または消費者は何時でも適正化規程、適正化基準等に関して、厚生大臣または都道府県知事及び環境衛生適正化審議会に対し意見を述べることができることとした。

第十一は、料金、営業方法の制限に従うべき命令に違反した者その他の違反者に対し罰金または過料の罰則を設けたことである。以上がこの法律の趣旨並びに内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院社会労働委員長報告(四月二十七日)

○野沢清人君 たいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案及び労働福祉事業団体法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案について申し上げます。

環境衛生関係の営業は、環境衛生の保持増進のためにはもとより、国民の日常生活にとりましても身近な関係にある重要な営業であります。これらの営業のほとんどすべてが中小企業の範疇にも属すべき性格のもので、その経済的基盤はまことに脆弱である上、数も著しく多いだけに、ややもすれば過度の競争に陥り、かえって、衛生上、社会生活上に憂慮すべき問題を惹起いたしておるのでございます。これらの事態の改善につきましては、行政上の指導監督のみによることはきわめて困難と考えられますので、業界の自主的組織を通じ、職業自由の原則を貫きつつ、主として民主的、自衛的方法により、これら過度の競争を防止し、この種の営業を安定に導いて、サービスと環境衛生の向上をはかるうとするのが、本法案提出の理由であります。

次に、その内容のおもなる点について申し上げます。第一に、この法律の対象業種は、飲食店、喫茶店、食肉販売及び氷雪販売の四つの食品衛生関係営業、理容業、美容業、映画、演劇、演芸の興行業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業とし、各業種ごとに、各都道府県単位に、総営業者の三分の二以上をもって社団的特殊法人たる組合を組織することができます。組合への加入、脱退は営業者の自由意思によることとしたしております。なお、これらの単位組合は、それぞれ三分の二以上を

もってその全国連合会を組織できることとなつておるのであります。

第二に、組合は、営業施設の配置基準の設定とその励行の指導、衛生施設の改善向上、資金のあっせん、各種共済事業等を行い得るほか、特に過度の競争を防止するため適正化規程を定めて、料金または販売価格の制限と営業方法の制限を行い得ることとし、この場合には連合会は適正化基準を設定することとしたしております。こうして、組合が適正化規程を定めるには厚生大臣の認可を必要とし、厚生大臣は、その認可を行いまは変更を命令するに当たっては、公正取引委員会と協議しなければならないこととしたしております。

第三に、営業の健全なる経営が阻害される等、一定の事態が発生した場合に限り、厚生大臣はいわゆるアウトサイダーに対しても適正化規程に従うよう命令し得ることとなっております。

第四に、本法の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に利用者代表、学識経験者、業界代表等より成る中央環境衛生適正化審議会を設けることとしたしておりますが、本法に規定する厚生大臣の権限の一部は都道府県知事に委任できることになつておりますので、この場合には都道府県にも環境衛生適正化審議会を置くこととしたしております。

第五に、適正化規程に違反した組合員に対して、組合は過怠金を課しました除名することができることとしたしておりますが、その反面において、組合員による役員のリコール制度が設けられてお



り、また、厚生大臣の組合等に対する監督規定並びに本法の違反者に対する罰金または過料の罰則が設けられておるのであります。

第二十四国会において本委員会に付託せられて以来、引き続き継続審査となっております。藤本捨助君外二十二名提出の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案については、特に慎重を期するため、三月二十五日、植村武一君を小委員長とする環境衛生関係営業に関する小委員会を設置し、数回にわたり本法案の取扱い並びに修正点等に関し熱心なる審議が行われたのであります。本月二十日、小委員長より小委員会における審査の結果について報告がございましたが、そのおもなる事項としては、提案者の一部から、本法案を一旦撤回した上、修正点を織り込んだ新法案を自由民主党及び日本社会党の共同提案として再提出する申し出のあったこと、並びに、厚生大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する場合の政令に関して、法案第九条、第十一条、第二十四条、第五十七条及び第六十一条の事項については、知事は処分前五大市長の意見を聞かなければならないこと、及び、知事が五大市長の意見と異なる処分をしようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならないことを規定するよう、政府に勧告することでございます。

本委員会は、右小委員会の報告を了承して、直ちに同法案の撤回を許可し、同二十二日、あらためて自由民主党及び日本社会党の共同提案とした本法案が本委員会に付託せられて、二十三日、提案者亀山委員より提案理由の説明を聴取し、審議に入ったのであります。

が、以上の経緯にかんがみ、即日質疑を終了し、二十五日討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、労働福祉事業団法案について御報告申し上げます。

現在、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業の一環として、労災病院、総合職業補導所、その他の保険施設の設置及び運営が行われているのであります。これらの施設は逐年増加の一途をたどり、その経営も都道府県または民間団体に委託する等、その方法が必ずしも適切であるとは認めがたい実情にありますので、本案は、国の代行機関たる労働福祉事業団を設立し、保険施設の設置及び運営の業務を行わせることによつて適切かつ能率的運営を期することを目的とし、その組織、業務、財務、会計、監督等に関して所要の規定を設けたものであります。

そのおもなる点について申し上げますれば、第一に、労働福祉事業団は法人とし、その当初の資本金は、事業団の成立に際し政府が出資する額と、地方公共団体が自治庁長官の承認を受けて出資する額の合計額としており、事業団の役員としては、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くこととなっております。

第二に、事業団の主たる業務は、労災病院、傷痍者訓練所、総合職業補導所、簡易宿泊所等の保険施設の設置及び運営を行うことであり、これらの国が代行業務たる性格にかんがみ、その予算、事業計画、資金計画等につきましては、労働大臣の認可または承認を要するものとしたのであります。

本案は、三月二十一日本委員会に付託せられ、同二十八日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり慎重審議を行なつたのであります。本日の委員会において質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して滝井委員より反対意見が述べられたのであります。かくて、採決に入りましたところ、本法案は多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院社会労働委員長報告(五月十九日)

○阿具根登君 たいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果に御報告申し上げます。

本法案は、公衆衛生の見地から、国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を順守させ、衛生施設の改善向上をはかるため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、または阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制、その他経営の安全をもたすための措置を講ずることができるようにし、もつて公衆衛生の向上及び増進に資するものであります。

本案の審議については、委員会におきまして、参考人を招致して意見を聴取し、農林水産委員会と二回にわたり連合審査を行う等、慎重なる審議を重ねたのであります。その詳細は会議録により御

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

了承を願います。

質疑を終了しましたところ、山下委員より次の修正案が提出されたのであります。

その要旨は、第一に、消費生活協同組合及びこれに準ずるものについては、この法律を適用しないこと。第二に、適用営業から食肉販売業及び氷雪販売業をはずすこと。第三に、厚生大臣による規制措置は営業方法の制限のみとすること。第四に、指定都市について特例を規定すること。第五に、環境衛生適正化審議会は、消費者代表及び営業者代表各同数並びに関係行政機関の職員及び学識経験者の四者構成とすること。第六に、関連規定の調整を行うとともに、指定都市の特例は、政令の定める日から認めることとする。以上であります。

また、榑原委員より、「厚生大臣は公正取引委員会に協議することになつてゐるのを、公正取引委員会の同意を得なければならないことに改める」旨の修正案が提出されました。

両修正案に対する質疑を行いましたところ、山本委員より、政府に対し、「山下委員提出の修正案中、指定都市の特例は政令の定める日から認めることになつてゐるが、いつごろから実施する方針か」と質問したところ、厚生大臣より、「本法が成立、公布されたら、二カ年の範囲内ですみやかに実施するよう政令で定める」旨の答弁がありました。

修正案に対する質疑を終り、討論に移りましたところ、自由民主党を代表して榑原委員より、日本社会党を代表して藤田委員より、



それぞれ両修正案並びに修正部分を除く原案に対し賛意を表され、緑風会の奥委員は、修正案並びに修正部分を除く原案に反対の意を表されました。

かくて討論を終り、採決いたしました結果、本法案は多数をもって修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律 (昭三二、六、一〇法一六五(衆))

#### 一、提案理由(五月十六日)

○野沢委員 ただいま議題となりました医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在医師または歯科医師になるためには、国家試験に合格しなければならぬことは申すまでもないことですが、終戦前に朝鮮、満州、台湾、樺太等の地においてその地の制度によって免許を得て開業していた者に対しては、医師法または歯科医師法の附則等により選考または特例試験により内地の免許を得る措置が講ぜられ、また別に国家試験の予備試験を受験する資格が与えられておったのであります。しかるに選考及び特例試験の制度は、昭和二十八年三月以降の引揚者を除きましては、すでに期限が切れており、また予備試験受験の制度も昨年末をもってその期限が切れておるのであります。

また終戦前満州方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられた医学校を卒業した者等につきましても、従来国家試験予備試験の受験資格が与えられておりましたがこれまた昨年末をもってその期限が切れておるのであります。

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

従いまして、これらの制度によってなお資格を得ることができなかった者に対しましては、現在医師または歯科医師となる道が閉ざされてしまっておるのでありますが、これに該当する者がなお相当数あるのであります。よって、今回さらに昭和三十四年十二月三十一日まで予備試験を受験し得ることといたしまして、これらの人々の将来に希望を持たせることが適当と存じまして本法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院社会労働委員長報告(五月十六日)

○藤本捨助君 ただいま議題となりました医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、医師または歯科医師になるためには国家試験に合格しなければならぬのであります。終戦前に朝鮮、満州、台湾、樺太等の地において、その地の制度によって免許を得て開業していた者に対しては、医師法または歯科医師法の附則等によりまして、選考または特例試験により内地の免許を得る措置が講ぜられ、また、別に国家試験の予備試験を受験する資格が与えられておったのであります。これらの選考及び特例試験の制度は、昭和二十八年三月以降の引揚者を除きましては、すでに期限が切れております。予備



試験の受験制度も、昨年末をもってその期限が切れておるのであります。また、終戦前満州方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられました医学校を卒業した者等につきましても、従来国家試験予備試験の受験資格が与えられておりましたが、これもまた昨年末をもってその期限が切れておるのであります。従いまして、これらの制度によってなお資格を得ることができなかった者は、現在、医師または歯科医師となる道が閉ざされておるのでありますが、これらの該当者はおお相当数ありますので、今回、さらに、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格を昭和三十四年十二月三十一日まで与えることとし、これらの人々の将来に希望を持たせようとするのが、本法案提出の理由であります。

本案は、本日、本委員会に付託せられ、提出者野沢清人君より提案理由の説明を聴取した後、質疑、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院社会労働委員長報告(五月十九日)

(南方同胞援護会法(昭三二一法一六〇)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

### 規制に関する法律 (昭三二一六、一〇法一六六)

#### 一、提案理由(四月二十三日)

○秋田政府委員 たいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発が将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興をはかり、人類社会の福祉と国民生活の水準向上にきわめて重要な意義を有するものでありますことは、今さら論を待たないところであります。政府におきましてその重要性にかんがみ、一昨年末原子力基本法が制定されて以来、着々原子力研究開発態勢の整備に努めている次第であります。

わが国における最近の原子力開発の実施状況を見ますと、日本原子力研究所において第一号原子炉が近く運転に入るとともに、来年夏には第二号原子炉の建設を終る予定であり、国内ウラン鉱等の開発についても、地質調査所、原子燃料公社の全国的な探鉱と、これに基づく民間の探鉱の進歩を見ており、またウラン鉱等の製錬については原子燃料公社において本年度中に製錬所の建設に着手する計画であり、今後原子炉の建設が進むにつれて、燃料の加工及び使用済み燃料の再処理が研究段階から実施段階に移ることも当然予想されるのであります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

以上のように、国内において原子力開発利用が現実に進歩して参る一方、国際的にも原子力の平和利用に関する協力体制の確立への努力が着々と進められ、昨年十月、国際原子力機関憲章が採択され、わが国もその一員として参加することが決定いたしました。原子力の開発利用に伴う安全保障が条約上も義務づけられることとなりまして、核原料物質の製錬、核燃料物質の加工、再処理及び使用並びに原子炉の設置及び運転等に対し必要な規制を加えることによつて、原子力の利用を平和の目的に限り、官民の機関が行う研究、開発等を計画的、効率的に推進しあわせて原子力の開発利用に伴う災害を防止して、公共の安全をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。この法律案は、核原料物質の製錬、原子炉に使用する燃料要素の加工、原子炉の設置及び運転、原子炉内で使用された燃料の再処理並びに核燃料物質の使用を次のような方法によつて規制しようとするものであります。

第一に、事業等の主体につきましては、原子燃料公社が製錬、加工の事業を、日本原子力研究所が原子炉の設置を当然行い得るほか、再処理の事業は原子燃料公社に集中的に行わしめ、その他の者は、製錬の事業については指定、加工の事業、原子炉の設置及び核燃料物質の使用については許可を受けなければならないこととしておきます。また、特に製錬、加工及び原子炉の設置については、原子力委員会の意見を聞いた上、原子力の開発及び利用の計画



的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ指定及び許可をしないものとして、原子力の開発利用の計画的な遂行を確保することとしております。

第二に、平和利用の確保については、特に必要性のある原子炉の設置及び核燃料物質の使用について、平和の目的以外に利用されるおそれがないものでなければ許可をしないこととしております。

第三に、災害の防止については、個々の指定、許可を行う際に、災害防止上十分な設備がある場合にのみ指定、許可を行うことができるものとし、設備の操作、運転等については保安規定を認可制とし、これを通じて保安を確保するとともに、原子炉、再処理等特に危険な場合については、国が検査を行い、または事業者等に各種の措置を義務づけるほか、直接保安のため必要な命令をすることによって、保安を確保することとしております。

第四に、核燃料物質の流通については、これが国際的にも流通を制限されている物質でありますので、流通の範囲を指定、許可等を受けた者に限定して、その利用の効率化をはかっております。

最後に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉は、先に述べました通り、国際条約上も厳重に規制され、ほとんど通常の商業的な取引の対象となっていない現状であり、従ってわが国が外国または国際原子力機関から何らかのもの、またはサービス等を受け入れるためには、その条件を備えるだけの国内的な態勢を整えておくことが必要であることを考慮いたしまして、各事業者等について記録を保持

させ、報告徴収、立入検査等を行うことができることにいたしております。

なお、この法律の施行に伴い、科学技術庁設置法、核原料物質開発促進臨時措置法及び原子燃料公社法の一部について、それぞれ所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(五月十四日)

○菅野和太郎君 たいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案の目的は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせて、これらによる災害を防止して、公共の安全をはかるために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行わんとするものであります。

その要旨は、規制の方法といたしまして、第一に、事業の主体については原子燃料公社が製錬、加工の事業及び再処理の事業を集中

原子力開発の重大性に鑑み、政府は本法の施行にあたり、左記助行方努力すべきである。

### 記

一、原子力発電の実施にあたっては、特に原子力委員会の設定する開発計画に準拠し、原子力をして公共の福祉と国民生活の向上に寄与せしめること。

二、原子炉の運転に伴う使用済燃料又はその処理の結果生ずる核燃料物質等については、軍事的利用に供せられる場合、これを外国に譲渡し又は輸出しないこと。

なお、原子炉の運転に伴う使用済燃料の処理に関しては、なるべく速かにその設備を完成すること。

三、原子力に関する内外の知見を摂取し得る機会を積極的に造成し、併せて技術者の大幅養成を図ること。

右決議する。

以上であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院商工委員長報告(五月十八日)

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭三二一法一六七)の委員長報告と一括して掲載)

的に行うこととし、原子力研究所が原子炉の設置を当然行うこととするほか、その他のものについては、製錬の事業については指定、加工の事業、原子炉の設置及び核原料物質の使用については許可制をとっております。第二に、平和利用の確保については、特にその必要性ある原子炉の設置及び核原料物質の使用を、平和の目的以外に利用されるおそれのないものでなければ許可を与えてはならないこととしております。第三に、災害の防止については、災害防止上十分な設備のある場合にのみ指定または許可を行い、設備の操作運転等については、保安規定を認可制とし、原子炉、再処理等、特に危険な場合は、国が検査を行いました事業者等に各種の措置を義務づけることとしております。なお、核燃料物質の流通の範囲を指定、許可等を受けた者に限定し、その利用の効率化をはかるとともに、各事業者について記録を保持させ、報告聴取、立ち入り検査等を行うことができることとしております。

本案は、去る四月二十三日提案理由の説明を聴取、以来、参考人より意見を聴取するなど、きわめて熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、五月十一日質疑を終了し、本日採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。附帯決議を朗読いたします。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律



### ◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭三三、六、一〇法一六七)

#### 一、提案理由(四月二日)

○秋田政府委員 たいだいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における放射性同位元素につきましては、昭和二十五年初めてわが国に輸入されて以来、その研究と利用は、急速な発展を遂げ、現在では官公立の試験研究機関はもちろん、民間の事業所等においても広範に使用され、原子力平和利用の一環として産業、医療その他の面において多大の成果が期待されている次第であります。

しかしながら、これらの原子力の平和利用は、反面やまもすれば放射線障害というマイナス面を伴うので、今後原子力の開発が進むに従い、放射線障害の防止に万全を期することの必要性が痛感されるのであります。米英等の諸外国におきましても、すでに放射線障害防止関係法令を制定整備して嚴重な放射線の管理を行い、放射線障害の防止に多大の力を注いでおり、わが国でも原子力基本法において放射線障害防止のための規制は別に法律で定める旨規定いたしております。

従いまして、政府といたしましては、放射線障害対策として、まずその予防、診断治療の調査研究、放射線の医学面における積極的

利用の調査研究、関係技術者の養成訓練を行うため、科学技術庁の付属機関として放射線医学総合研究所を設置することとし、さきに別途科学技術庁設置法の一部を改正する法律案として、今国会に提案いたし、また、これに必要な予算を計上して、それぞれ御審議を願っておりますが、これとともに放射線障害防止についての立法措置を講ずるため、数年にわたって鋭意検討を重ねました結果、今般成案を得て、ここに本法案を今国会に提案する運びとなった次第であります。

なお、原子炉等に基づく放射線障害の防止立法といたしましては、別途原子炉等に関する規制に関する法律案、(仮称)を立案中でありまして、近日中にこれまた今国会に提案することとなっております。

以下、本法律案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。

第一に、この法律案の目的についてであります。この法律案は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱い並びに放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用を規制することによりまして、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することをその目的とするものであります。

第二に、規制の方法であります。その一は、放射性同位元素等の使用、販売について許可制をとったことであり、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用または放

射性同位元素の販売の業につきましては、これらの取扱いに伴う放射線障害発生の危険性を強く認識いたしますとともに、多くの国々が許可制あるいは免可制を採用いたしております例にもかんがみまして、科学技術庁長官の許可を必要とすることとし、使用施設等の構造、設備等が一定の基準に該当する場合にのみ許可を与えることとしたしております。その二は、放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販売業者に対し、放射線障害の防止上必要な義務を課したことであります。放射性同位元素の使用、詰めかえ、保管、運搬及び廃棄は、一定の基準に適合してなされることを要し、また、使用施設等についての放射線量の測定、障害予防規定の作成、従業者等に対する放射線障害の発生防止上必要な教育訓練の実施、放射線障害者の発見及び放射線障害者に対する措置等、保安及び保健上必要な措置を講ずること等がそれであり、その三は、放射性同位元素の所持並びに譲渡及び譲り受けの制限であります。放射性同位元素が使用者等一定の取扱者以外の者に流通することを禁止することによって、不測の事故が発生することを未然に防止することが必要であると考え、これらの規定を設けた次第であります。その四は、放射線取扱主任者の制度を設けたことであります。放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販売業者は、国が行う放射線取扱主任者試験に合格した者、その他これと同等以上の学識経験を有すると認められた者のうちから放射線取扱主任者を選任し、放射線障害の発生防止について必要な監督を行わせなければならぬこととしたしました。

第三に、国の行政的監督についてであります。地震、火災その他の事故により放射線障害が発生するおそれが生じた場合に放射性同位元素等の使用者、放射性同位元素の販売業者等に一定の応急の措置をとらせるとともに、これらの者に対し、国が必要な命令を発することができる旨の規定を設けました。また、必要に応じ、立ち入り検査、放射性同位元素によって汚染された物の除去等を行わせるため、特に専門的知識を有する放射線検査官の制度を設けるといたしました。

第四に、科学技術庁長官の諮問に依じて放射線障害の防止に関する重要事項について審議する機関として、放射線審議会を設けることとしたしております。本審議会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に学識経験のある者のうちから任命することとなっております。本審議会を通じて、関係方面と緊密なる連携をとるとともに、技術上の問題その他本法の運営に万全を期することとしたしました。

以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案提案の理由並びに概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(四月二十七日)

○菅野和太郎君 たいだいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案につきまして、委員会における



審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本案の目的及び要旨について申し上げます。わが国における放射性同位元素につきましては、昭和二十五年初めてわが国に輸入されて以来、その研究と利用は急速な発展を遂げ、現在では、原子力平和利用の一環として、産業、医療その他の面において多大の成果が期待されているのであります。放射線障害というマイナス面を伴うので、今後原子力の開発が進むに従い、放射線障害の防止に万全を期することが肝要であります。従いまして、本案は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱いを並びに放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用を規制することにより、これらの放射線障害を防止し、公共の安全を確保することをその目的とするものであります。

本案の要旨は、放射性同位元素等の使用、販売について許可制をとり、その使用者及び販売業者に対し、放射線障害の防止上必要な義務を課しております。また、放射性同位元素の所持並びに譲渡等に制限を加えるとともに、放射線取扱主任者の制度を設けるほか、国の行政的監督、放射線審議会等について規定いたしております。本案は、四月二日提案理由の説明を聴取した後、参考人より意見を聴取する等、きわめて熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、四月二十七日質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。附帯決議を朗読いたします。

放射線による障害の防止は、国民の最も深い関心事であるにかんがみ、政府は関係各省庁の間に充分なる協議を遂げ、次期国会に放射線全般の障害防止に関する左記要領の法律案を提出すべきである。

記

一、法案の対象は、X線発生装置、放射性同位元素、放射能等により生ずる全放射線とすること。

二、法案は放射線障害防止の基準法的性格のものとする。

なお、関係各省庁は前記の法案に関連する所要の法規を整備すべきである。

右決議する。

以上をもって御報告いたします。

### 三、参議院商工委員長報告(五月十八日)

○近藤信一君 たいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案につきまして御報告いたします。

本法案は、最近、急速な発展を遂げつつある放射性同位元素、通常アイソトープと言われております、の利用による放射線障害を防止するため、国が必要な規制を行わんとするのがこの法案の趣旨でございます。すでに成立を見た原子力基本法に基き、この法案が提案されたのであります。

従いまして、本法案の内容は、規制対象、規制の方法について、それぞれ厳重な規定を設けるほか、国の行政監督命令等について所要の規定を設け、特に本法の規制が適正に行われるよう、放射線検査官制度を設けているのであります。

以上が本法案の要旨でありまして、当委員会は、慎重審議を尽くしましたが、その内容は会議録に譲りたいと思ひます。

討論、採決をいたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案につきまして御報告いたします。

本法案も、前に述べました法案同様、原子力基本法に基き提案された法案であります。わが国の原子力開発が漸時軌道に乗るに伴い、国が必要な規制を行い、原子力の利用が平和の目的に限られ、かつ、計画的に行われることを確保するとともに、災害を防止し、公共の安全をはかるうとするのが本法案の趣旨であります。すなわち、本法の規制対象として、製錬事業、加工及び再処理事業並びに原子炉の設置及び運転、核燃料物質の使用とし、該当事項を行わんとするものに許可制もしくは指定制をとり、しかも、厳格な基準が

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

それぞれの事項に設けられているのであります。その他特に保安上必要な規定が設けられております。

以上が本法案の要旨でありまして、当委員会としては、本法案の審議には慎重審議を尽くしましたが、その内容は会議録に譲りたいと思ひます。

かくて討論、採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、合成ゴム製造事業特別措置法案について御報告申し上げます。

わが国のゴム工業は、原料である生ゴムの世界的な不足と合成ゴムの輸入難のため、結局、合成ゴムの国産化を促進するの必要に迫られております。しかし、合成ゴムの製造事業を育成するには、民間資本だけではもちろん、日本開発銀行の低利融資等だけでも困難でありますから、政府出資によることといたしまして、それがため、本年度はとりあえず日本開発銀行法の特例規定を設けて、同行より出資せしめることなどを趣旨として、本法案の提出を見ました。

本法案の要点の第一は、一定基準に適合した合成ゴム製造の株式会社に対して、日本開発銀行は十億円を出資すること。第二は、政府は、約百四十億円に達する当該会社の設備資金の確保に努めること。第三は、その代表取締役の選任や事業、資金、両計画などは通商産業大臣の認可制とすること。第四は、本法施行の一カ年後に、別個の法律で政府出資に切りかえること。以上であります。当委



員会における質疑の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

かくして討論に入りましたところ、阿部委員より、「将来、本法により製造される合成ゴムの価格が、生ゴムの価格に押しまくられぬよう、かつ、新しくできる会社の人事が公正に行われるよう特段の配慮をすること」を希望条件として賛成意見が述べられました。

次いで採決に入りましたが、本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

### ◎自転車競技法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一〇法一六八)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

○長谷川政府委員 自転車競技法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。御承知のように現行の自転車競技法は、自転車産業の振興と地方公共団体の財政に寄与することを目的として昭和二十三年第二国会において成立を見たものでありますが、その後数度の改正を経、ついで昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴いまして、従来自転車競技法に基いて行われておりました国庫納付、国家予算計上の制度が停止されることとなりました。

その結果自転車競技法の成立以来引き続き行なってきた自転車産業の振興のための施策の実施に支障を来たすこととなりましたので、それによって生ずる混乱を防ぐため、同国会において自転車競技法等の臨時特例に関する法律が一カ年の限時法として成立いたしましたのでありますが、昭和三十年第二十二国会におきまして、同法の有効期間が昭和三十二年三月三十一日まで二カ年間延長されまして、現在に至った次第でございます。

右に申し述べました有効期間の延長に関する改正法律の成立に際しまして、参議院商工委員会において付せられました付帯決議の御趣旨に基づきまして、政府といたしましては、競輪の運営につき不断

自転車競技法の一部を改正する法律

の改善をはかって参りますとともに、通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会に競輪の改廃に関し諮りまして上、その答申に基づき、競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針のもとに、競輪制度に改善を加えますとともに、自転車その他の機械産業振興費の取扱いに関する制度に改正を加えまして、ここに提案申し上げました御審議をお願いすることといたしました次第でございます。

次に改正点の概要を申し上げます。まず改正の骨子でございますが、これは、競輪が社会に与える悪影響を縮減し、その内容を健全化するために、政府の監督を強化すること及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに関する制度に改正を加えることとあります。

改正点の第一といたしましては、競輪施行の目的に機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととあります。機械産業の振興をはかることは自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定されてありますが、これを自転車競技法に規定いたす趣旨でございます。

改正点の第二といたしましては、競輪施行者としての指定を受けた市町村が、一年以上引き続き競輪を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができることとしたこととあります。

改正点の第三といたしましては、競輪場及び場外車券売場の設置を許可いたします場合に、その許可に期限または条件を付すること



ができることとするほか、競輪場及び場外車券売場の設置者が、これらの施設を引き続き一年以上競輪の用に供しなかつたとき、またはこれらの者が業務停止命令等に違反した場合には、設置の許可を取り消すことができることといたしましたこととでございます。

改正点の第四といたしましては、競輪をより公正に運営いたしますために、車券購入等の禁止範囲を拡大するとともに、明確にいたしましたこととでございます。

改正点の第五といたしましては、賭博性を希薄にするための規定を設けたこととでございます。すなわち、一つには払い戻し金の最高限度額を定めることができることといたしましたこととでございます。二つには車券の投票方法に工夫を加えまして、的中の確率を大きくするような新しい投票方法を採用できるように投票無効に関する規定を整備いたしましたこととでございます。なおこれらを実施いたします場合には、他の同種の競技と歩調を合せて行うことといたしたい所存でございます。

改正点の第六といたしましては、競輪施行者が競輪の実施を都道府県自転車振興会に委任しました場合に、自転車振興会に対し交付いたします金額は、従来車券売上金の額の百分の三以内となつておりますが、これを委任業務の範囲及び車券売上金の額に応じ定めることとし、交付金額の算定方法を合理的に改めることといたしております。

改正点の第七といたしましては、政府の監督が十分に行き届くようにするため、都道府県自転車振興会に対する規制を強めますことのある者をもって構成する運営委員会を設けまして、日本自転車振興会の会長が運営委員会の意見を聞かなければならない事項を規定いたしております。

他方自転車その他の機械産業振興費に関しては、通商産業大臣の諮問機関として、従来の機械工業振興協議会にかえ、自転車等機械関係事業振興資金協議会を設置いたしまして、振興費の運用につき遺憾のないようにいたしたい所存でございます。

なお自転車その他の機械産業振興費に関する事項につきまして、規定の効力を三年間の限時的なものとしたしまして、その後の措置は、別に法律で定めるところによるものとするものとするものとしております。

改正点の第八といたしましては、競輪の公正かつ安全な運営を確保いたしますため、競輪場及び場外車券売場の設置者に、これらの施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することとでございます。

以上が自転車競技法の一部を改正する法律案でございます。何とぞ御審議の上、御可決下さいませようお願い申し上げます。次に小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

御承知のように、現行の小型自動車競走法は、小型自動車産業の振興と地方財政の改善をはかることを目的として、昭和二十五年第七国会において成立を見たものでございますが、その後数度の改正を経て、次いで昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨

もに、改正後の自転車競技法に基く法人として日本自転車振興会を設立いたすこととでございます。

まず、都道府県自転車振興会につきましては、その役員を選任及び解任並びに事業計画及び収支予算は、通商産業大臣の認可を要するものとし、かつ毎事業年度の決算書類の提出義務を課することといたしております。

次に、中央の組織といたしましては、政府が十分に監督できる体制を整えるため及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに関する制度を改めることといたしました。これに伴い、改正後の自転車競技法に基く法人として日本自転車振興会を設立いたしました。この法人が、競輪の公正かつ円滑な実施をはかるために必要な業務及び自転車その他の機械産業振興費の受け入れ並びに支出に関する業務を行うことといたしております。

競輪施行者は、日本自転車振興会に対して自転車その他の機械産業振興費及び同会の競輪に関する業務に必要な経費を交付することといたしておりますほか、日本自転車振興会は、小型自動車競走施行者から小型自動車その他の機械産業振興費をも受け入れることといたしております。なお日本自転車振興会の成立のときに、自転車振興会連合会は解散することといたしております。

日本自転車振興会は、改正後の自転車競技法に基きまして設立される法人でありますので、政府の十分な監督を受けるものであります。同会が競輪に関する業務を公正かつ円滑に行うことを確保いたしますために、日本自転車振興会のうちに、競輪に関し学識経験者の特例等に関する法律の成立に伴い、従来の国庫納付金制度が停止されることになりましたので、臨時的措置として、同国会に自転車競技法等の臨時特例に関する法律が提案され、一カ年の限時法として成立したのであります。昭和三十年第二十二国会におきまして、その有効期間が昭和三十三年三月三十一日まで延長されまして現在に至つた次第でございます。

今回の改正の骨子について申し上げますと、小型自動車競走が社会に与える悪影響を縮減し、その内容を健全化するために、政府の監督を強化すること及び小型自動車その他の機械産業の振興のための経費の取扱いに関する制度に改正を加えることとありますが、小型自動車競走の実情を勘案いたしつつ、競輪の場合に準じて改正を加えた次第でございます。

次に、改正点の概要を申し上げます。改正点の第一といたしましては、法律の趣旨に、機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととあります。

機械産業の振興をはかることは、自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定されてありますが、これを小型自動車競走法に規定いたす趣旨であります。

改正点の第二といたしましては、小型自動車競走施行者が小型自動車競走を行おうとするときは、通商産業大臣に届け出なければならぬことといたしたことであります。この点につきましては、従来、省令で規定しておりましたが、このたび、法律によって規定することといたした次第でございます。



改正点の第三といたしましては、小型自動車競走場の設置を許可制にいたしますとともに、許可に期限または条件を付することができること及び小型自動車競走場の設置者が、引き続き一年以上その競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたときまたは業務停止命令等に違反したときは、設置の許可を取り消すことができることといたしましたこととあります。従来小型自動車競走場の設置につきましては、全国小型自動車競走会連合会への登録制をとっておりましたが、これを競輪の場合と同じく許可制といたしますほか、小型自動車競走に対する規制を強めることといたしました次第でございます。

改正点の第四といたしましては、小型自動車競走の審判員を登録の対象に加え、審判の公平並びに公正を期したことでございます。改正点の第五といたしましては、小型自動車競走をより公正に運営いたしますために、車券購入等の禁止範囲を拡大するとともに、明確にいたしましたこととございます。

改正点の第六といたしましては、賭博性を薄めるために、払い戻し金の最高限度額を定めることができることとするともに、的中の確率を大きくするような新しい投票方法を採用できるように、投票無効に関する規定を整備いたしましたこととあります。

改正点の第七といたしましては、小型自動車競走施行者が、競走の実施を小型自動車競走会に委任しました場合に交付すべき金額の算定方法を合理的に改めることといたしましたこととございます。

改正点の第八といたしましては、都道府県小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の運営並びに経理につきましましてその厳

正を期しますために、これらに対する監督を強化いたしましたこととございます。

改正点の第九といたしましては、小型自動車競走施行者が、小型自動車その他の機械産業の振興のための経費を改正後の自転車競技法に基き設立される日本自転車振興会に交付することといたしましたこととございます。これは、小型自動車競走による小型自動車その他の機械産業振興費の額が、競輪等に比ばまして少額でありますので、日本自転車振興会に對して交付させ、日本自転車振興会にこの振興費を取り扱わせるのが適切であると考えるからであります。

なおこの点に関する規定につきましては、三年間の限時的なものとしたしまして、その後の措置は別に法律で定めるところによるものとすることといたしております。

改正点の第十といたしましては、小型自動車競走が公正かつ安全に行われることを確保いたしますために、小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会に、競走場内の秩序維持義務等を課するとともに、小型自動車競走場の設置者に、施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することとございます。

改正点の第十一といたしましては、小型自動車競走場内の秩序維持、競走の公正または安全の確保その他改正後の小型自動車競走法の施行の確保等のため必要があるときは、通商産業大臣は、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会または小型自動車競走場の設置者に対し、必要な命令をすることができるとしまして、小型自動車競走に対する規制を強めること

といたしております。

改正点の第十二といたしましては、通商産業大臣は小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会及び小型自動車競走場の設置者から報告を求めまたはその職員にこれらの者の事務所もしくは競走場内に立ち入り検査をさせることができることとしたこととございます。

以上が小型自動車競走法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、御審議の上、御可決下さらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院商工委員長報告(四月二十三日)

○福田篤泰君 たいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

現行自転車競技法及び小型自動車競走法は、関連産業の振興と地方財政への寄与を目的として、それぞれ昭和二十三年及び昭和二十五年に制定され、昭和二十九年以後は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律との二本建の法体系をもって競輪及びオートレースの運営を行なつて参りましたが、この間、政府においては、競輪等が社会に与える弊害を最小限度にとどめ、これを健全化する方針のもとに、現行法に改革を加えるべく検討を行なつてきておりましたところ、今回成案を得て、この両改正案が提出されたのであります。

自転車競技法の一部を改正する法律

両案の内容を一括して簡単に御説明いたしますと、第一は、競輪場外車券売場及びオートレース場の設置に関する許可条件を厳重にするとともに、競輪等の施行者の指定につきましても規制を強化し、競輪場等の数を整理調整することとあります。第二は、車券購入禁止範囲の拡大、明確化、競輪場等の設置者に保安義務を課すること等々によりまして、競輪等の射伴性の緩和や、事故及び不正の防止をはかることとあります。第三は、日本自転車振興会を設立することとありまして、この機関は、競輪及びオートレースの施行者から一定金額を受け入れ、これを自転車、小型自動車及びその他の機械産業の振興のために支出することを業務とするものであります。すなわち、従来自転車競技法等の臨時特例に関する法律によつておりました機械産業振興費の運用規定を自転車競技法に包含することとしたのであります。

両改正案は、三月二十六日当委員会に付託され、翌二十七日政府委員より提案理由の説明があり、その後数回にわたり質疑を行いました。四月十九日に質疑を終り、本二十三日に一括して採決を行いましたところ、多数をもって両案とも可決すべきものと決しました。

なお、自由民主党より自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が提出され、佐々木秀世君の趣旨弁明の後、これまた多数をもって附帯決議を附することに決しました。

質疑の内容及び附帯決議につきましては会議録を御参照願うこととし、これにて御報告を終わります。



三、参議院商工委員長報告(五月十九日)

○相馬助治君 たいま本会議と並行して商工委員会が開催されておりますので、理事である私より、たいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部に改正する法律案、両案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

この二つの法律案は、その内容と趣旨において類似し、かつ密接な関係を持っておりますので、一括して報告します。

この二法案は、去る二十二回国会におきまして、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律成立の際の商工委員会における付帯決議に基いて提案されたものであります。臨時特例法が、先般の改正で本年九月三十日まで延長されましたので、十月一日以降、競輪及び小型自動車競走の弊害を最小限度にとどめ、これを健全化する方針のもとに、現行制度に改善を加えますとともに、自転車及び小型自動車、その他機械産業振興費の取扱いに関する制度に改正を加えたものでございます。

以下、順次、両改正案の骨子について申し上げますと、まず、自転車競技法の一部を改正する法律案は、その改正の最も大きな点は、都道府県自転車振興会に対する政府の規制を強めるとともに、現存の自転車振興会連合会を解散して、新たに特殊法人日本自転車振興会を設立することにしたこととあります。すなわち都道府県自転車振興会については、役員的人事権とか、事業計画あるいは収支

予算について通産大臣の認可を得ることとし、事業年度が終ると決算書を提出せしめることにいたしてあります。次に、中央の組織として新たに作られる日本自転車振興会は、政府の厳重なる監督のもとに置かれる特殊法人でありまして、その業務は、今まで振興会連合会の実施しておりました競輪施行のための業務を公正かつ円滑に行うとともに、機械産業振興費の受け入れ並びに支出に関する業務を行わしめるのであります。なお、この法人には、会長の諮問機関として学識経験者を委員とする運営委員会を設け、さらに機械産業振興費に関しては、大臣の諮問機関として、通産省に自転車等機械関係事業振興資金協議会を設置し、当該法人の業務の適正なる運営をはかるうとしておるのであります。また、この機械産業振興費に関する事項については、三年間に限る規定でありまして、その後の取扱いはい別法によることとしております。

その他の改正点といたしましては、競輪実施による社会的悪影響を最小限度にとどめ、かつ賭博性を希薄にするために、第一に、指定市町村の指定及び競輪場等の設置の取り消し規定を新設し、第二に、車券購入の禁止範囲を拡大し、第三に、払戻金の最高限度額を定め、また車券的中率を大きくする新しい投票方法を採用できるようにし、第四には、競輪施行者が競輪の実施を都道府県振興会に委任した場合の交付金について、その算定方法を合理化することとし、第五には、競輪場及び場外車券売場の設置者に、これらの施設を一定の許可基準に適合するよう維持する義務を課しておるのであります。なお、競輪施行の目的として、機械の改良、輸出の振興、

機械工業の合理化に寄与することを加えております。

次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律案であります。この改正法案は、大要、さきの自転車競技法に準拠して改正されておるのであります。しかし、その改正点の大きなものは、従前の小型自動車競走施行者が、小型自動車その他の機械産業振興のための経費は、改正後の自転車競技法に基く日本自転車振興会に交付することになっております。第二点は、都道府県小型自動車競走会連合会は、競輪の場合と異なり、そのまま存置させるのであります。この運営、経理については、競輪と同じく政府の監督を厳重にすることといたします。以上のほかは、大体、自転車競技法の現行法及び改正法案に準拠するように改めたのであります。

以上が両法案の概略であります。委員会における審議はきわめて熱心に行われ、政府当局との間に活発な、しかも重要な質疑がかわされました。そのおもなるものについて申し上げますならば、第一に、競輪、競馬等、一連の射幸的娯楽の存廃に対する政府の根本的な考え方をたしたのであります。これに対して政府は、「これら射幸的娯楽の弊害は十分認めているのであるが、従って恒久化する意思はないが、今日の情勢で、直ちに廃止することは、地方財政への影響も大きく、かつ、競輪場の償却等の問題もあるので、本改正法実施後の状況を十分勘案しつつ、存廃について今後検討したい」旨の答弁がありました。第二点は、競輪等の収益の一部は、国库納付金として国家予算に計上し、機械振興費に限らず、社会福祉等の充実に充てるべきではないかという強い意見に対して、政府

は、「他の法律関係並びに予算編成上の問題もあるので、早急実現は困難であるが、法の許す範囲内において、なるべく趣旨に沿うように努力する」旨の答弁がありました。第三点は、競輪等の選手並びに競輪場に働く従業員、特に臨時従業員に対し、待遇改善や福祉厚生の拡充をはかるべきではないかという質問に対し、政府は、その善処方を確約したのであります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して阿部竹松委員より、「競輪等の射幸的行為は、社会的悪影響のあるのにかんがみ、競輪等関係者の自後措置を十分考慮の上、将来、廃止の方向に進むべきであるとの見地より、われわれは遺憾ながら両改正法案に反対するものである。なお、地方財政への寄与であるとか、機械振興については、政府は別途の方策を講ずべきである」との反対意見の開陳があり、次に、緑風会加藤委員より、「両改正法案は、第二十二国会における当委員会の付帯決議を全く無視しておる。根本的には、このような賭博的行為による収益で工業を振興するということが許されるべきでない、従って、本法には反対である」との意見の陳述があり、さらに、緑風会杉山委員よりは、「競輪等が廃止されることは望ましいが、本改正法案は、現行制度より改善されておると思うので、次のような付帯決議を、自転車競技法の一部改正法案に付して賛成する」との発言があったのであります。次に、古池委員より自由民主党を代表して、「諸般の事情を勘案するに、今日の情勢においては、両改正措置はやむを得ざるものと認められるのであるが、政府は、両改正法案の趣旨に即し



自転車競技法の一部を改正する法律

て、競輪等の健全化、明朗化に万全を期されたい。なお、杉山委員提案の付帯決議にも賛成する」旨の意見がありました。かくて討論を終り、採決を行いましたところ、両改正案は多数をもって政府原案通り可決すべきものと決定し、次いで、杉山委員提案の付帯決議案を採決いたしましたところ、同じく多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。右、御報告いたします。

◎小型自動車競走法の一部を改正する法律 (昭三二、六、一〇法一六九)

一、提案理由(三月二十七日)

(自転車競技法の一部を改正する法律(昭三二一法一六八)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(四月二十三日)

(自転車競技法の一部を改正する法律(昭三二一法一六八)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(五月十九日)

(自転車競技法の一部を改正する法律(昭三二一法一六八)の委員長報告を一括して掲載)

小型自動車競走法の一部を改正する法律



### ◎モーターボート競走法の一部を改正する法律 (昭三二、六、一〇法一七〇)

#### 一、提案理由(四月二日)

○福永政府委員 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず改正理由を申し上げます。第一点といたしましては、御承知のようにモーターボート競走法に基いて行われるモーターボート競走は、勝舟投票券を発売いたしますので、類似競技の競馬、競輪等と同様に射幸競技として社会的に悪影響を及ぼすおそれがありますので、政府は従来から競走の健全化を促進するために必要適切な行政指導をして参ったのでありますが、今回自転車競技法及び小型自動車競走法の改正と歩調を合せまして、モーターボート競走の社会に与える悪影響をさらに縮減するため、競走の内容を健全化し、競走の運営並びに経理の合理化をはかる見地から、競走に対する政府の監督を強化することにいたしましたのであります。

第二点といたしましては、昭和二十九年第十九国会において成立いたしました自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月末をもって失効することに関するものであります。この法律は、競走による収入の一部を国庫に納付せしめることとしていっているいわゆる国

庫納付金制度が補助金等の整理に関する法律の成立に伴って停止された際、これにかわる制度として機械工業の振興をはかるため、振興費の取扱いに関し、臨時的な措置として制定されたものであります。政府は引き続き機械工業の振興をはかる必要を認め、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の趣旨を本法に組み入れ、モーターボート競走にかかる交付金をもって、モーターボート及び船舶用機関等の製造に関する事業の振興を引き続き行い得るよう必要な改正を行おうとするものであります。

次に本改正案の概要について御説明申し上げます。改正要点の第一といたしましては、従来モーターボート競走場の設置について、全国モーターボート競走会連合会への登録制度をとっておりましたが、これを運輸大臣の許可を要することとし、競走場の設置者に対し、設置許可の基準に適合するよう施設保全の義務を課したことであります。

改正要点の第二といたしましては、競走の射幸性を稀薄にするため、従来勝舟投票券の払い戻し金は無制限に払い戻しすることになっておりますが、今回の改正案では、政令でその最高限度額を定めることができることとするともに、勝舟投票の的中率を高くするような新しい投票の方法が採用できるように、所要の規定を整備したことであります。

改正要点の第三といたしましては、施行者、競走場設置者、モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会に対する政府の監督を強化したことであります。まずモーターボート競走会及

び全国モーターボート競走会連合会に対しては、運営の健全を期するために、その役員を選任及び解任並びに事業計画及び収支予算は、運輸大臣の認可を受けなければならないこととするともに、運輸大臣は特定の場合、その役員解任命令及び業務命令などをなし得るようにしたことであります。次に施行者及び競走場設置者に対しても、競走場の秩序維持等に関して必要な命令をし、またはその事務所に立ち入り、業務の状況を検査できるようにいたしましたこととあります。

改正要点の第四といたしましては、モーターボート及び船舶用機関等の製造事業の振興費の取扱いに関する制度の改正であります。が、施行者が全国モーターボート競走会連合会に交付する交付金の額は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定しておりますが、従来運輸大臣の指示及び計画に基いて振興業務が行われてきたものを、今回の改正では、全国モーターボート競走会連合会の行う計画及び事業を運輸大臣の認可事項とし、この財源を振興事業以外の経費に充当してはならないこととし、また運輸大臣は、交付金の運用に必要の命令をすることとするなど、振興費の運用につき遺憾のないよう措置したこととあります。なお、この振興費取扱いの制度に関する規定については、競輪及び小型自動車競走にかかるとともに、一応三年間の限時的な措置といたしまして、その後の措置につきましては別に法律で定めることといたしております。

以上が本案に対する提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御

モーターボート競走法の一部を改正する法律

審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院運輸委員長報告(四月二十七日)

○畠山鶴吉君 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、関連工業の振興及び地方財政への寄与を目的として制定されたものでありまして、政府は従来から競走の健全化を促進するために必要適切な行政指導を行なって参ったのでありますが、今回、モーターボート競走の社会に与える悪影響をさらに縮減するため、競走の内容を健全化し、競走の運営並びに経理の合理化をはかる見地から、競走に対する政府の監督権を強化するとともに、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月末をもって失効となりますので、これに対応して所要の改正を行おうとするものであります。

本案の内容の主なる点を御説明いたしますと、第一点は、競走場の設置を運輸大臣の許可事項とし、競走場の設置者に対し施設保全の義務を課したことであります。第二点は、払い戻し金の最高限度を定めるとともに、投票券の購入禁止の範囲を拡大したこととあります。第三点は、モーターボート競走会及び連合会の役員を選任、解任並びに事業計画、収支予算等を運輸大臣の認可制に改めるとともに、運輸大臣は特定の場合役員解任命令及び業務命令を発し得るようにしたのであります。



本法案は、三月二十八日本委員会に付託され、四月二日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十一日、二十五日質疑を行いました。その内容は会議録により御承知願います。

次いで、自由民主党の関谷委員より、連合会における交付金を海難防止に関する事業に使用し得るようとの修正動議が提出され、修正案並びに修正部分を除く原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山口委員より反対の意見が述べられました。直ちに修正案について採決した結果、起立多数をもって可決されました。次いで、修正部分を除く原案について採決の結果、これもまた起立多数をもって可決され、本法案は修正議決すべきものと決したのであります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院運輸委員長報告(五月十五日)

○戸叶武君 ただいま上程されましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本改正案のおもなる内容を簡単に申し上げますと、その一つは、本年九月末日に失効する自転車競技法等の臨時特例に関する法律に伴うものでありまして、その内容を具体的に申し上げますと、第一に、国庫納付金制度を全国モーターボート競走会連合会への交付金制度に改めております。第二、連合会の業務に、モーターボート船舶用機関及び船舶用品の製造事業の振興業務を加えること

もに、交付金は、この振興業務以外の経費に充てることを禁止し、振興業務関係の経理は他の業務のそれと区分して行わせることにしております。第三に、交付金の運用計画を運輸大臣の認可事項とし、必要な場合は変更命令をなし得ることとあります。第四は、連合会の解散の決議を認可事項とし、解散の場合、この振興業務にかかる財産は国に帰属するものとしておりまして、この交付金制度及び連合会の振興業務につきましては、三年間の限時的な措置とされております。

次は、モーターボート競走運営の適正をはかるための改正でございまして、その第一は、競走場の設置を許可制とすることとあります。すなわち、競走場の設置については、従来、連合会への登録制が定められておりましたが、これを運輸大臣の許可制とし、競走場設置者に対し許可基準の維持義務を定めることとあります。第二に、競走会及び連合会につきましては、役員の内免、事業計画及び収支予算を認可制とすることとあります。第三に、施行者、競走会、連合会及び競走場設置者に対して、競走場内の秩序維持等のため、選手の出場に関する条件を適正にすべき命令、競走場の修理の命令等をなし得るほか、それぞれ特定の場合におきまして、競走の開催の停止及び制限、業務の停止及び制限等の命令をなし得ることとしております。その他、モーターボート競走の健全化のため、払戻金の最高限度額を定め得ることとし、また、勝舟投票券購入禁止の適用範囲を拡大してることとあります。

委員会におきましては、柴谷委員より、競走の開催日数の制限に

ついて、松浦委員より、競走場における臨時雇の従業員の待遇問題、及び市川委員より、モーターボート競走の社会に与える悪影響について、それぞれ質疑が行われたのであります。これらの質疑に対し、政府委員は、現在のところ、月十二日の開催日数をさらに制限する考えはない、また、競走場における臨時雇の従業員の待遇問題については、よく実情を調査の上善処したい、また、モーターボート競走の社会に与える悪影響の縮減については、この法律案においても考慮されており、また、モーターボート競走は射幸性もあるが、一方、機械力による水上スポーツとしての特性もあり、この面から善導して行きたいとの趣旨の答弁をいたしました。

次に、松浦委員より、質疑打ち切り、討論省略の動議が提出されましたが、これに対して異論がありませんでしたので、直ちに採決に入りましたところ、本法案は、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### ◎電子工業振興臨時措置法

(昭三二、六、一法一七一)

#### 一、提案理由(四月十六日)

(機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三二、法一四一)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院商工委員長報告(四月二十六日)

○近藤信一君 たいま議題となりました電子工業振興臨時措置法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

電子工業は、最近において急速な発展を見つつある近代産業の一つであり、関連各産業部門への影響も大きく、世界各国ともその発展に重大なる関心を払っている産業でありまして、将来性についても、原子力とともに最も期待を持たれておるのであります。遺憾ながら、わが国においては欧米諸国に比して、きわめてその進歩の度合いが低くおる状態にございます。

本法案は、このようなわが国電子工業の実態に対応して、当該工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進し、総合的に電子工業の振興をはかることにより、一般産業の近代化を助長し、国民経済の健全なる発展に寄与しようとするものであります。七九年の期限法として、次の諸施策を実施しようとするものであります。

商工委員会としては、本法案の対象業種である電子工業の実態把握のために、関係工場を視察する等、審査に慎重を期したのであります。なお、委員会における審議の詳細は会議録に譲りたいと存じますが、特に質疑の中心となりました点について申し上げます。その第一は、本法案が機械工業振興臨時措置法と何ゆえに別個に立法されたかという問題、第二に、技術提携から電子工業内における大企業と中小企業との関係、さらにこれに付随して下請代金支払いの問題、第三に、電子工業振興対策費として三十二年度予算に計上してある予算の使途に対する政府の見解、特に中小企業に対する研究の助成方策についての政府の考え方、第四として、本法運用に際して科学技術庁と通産省との調整をいかにするかという点でございます。その他、電子工業と防衛需要との関係とか、電子技術者養成対策、あるいは独禁法と本法案との関係が問題となったのであります。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、豊田委員より、「本法運用に当たっては、施策の対象を大企業に偏することなく、下請企業、中小企業の振興、育成に留意するとともに、特に下請代金支払いには十二分に意を用いることを希望して賛成する」との意見

するものであります。

すなわちその第一点は、振興計画の策定であります。これは、電子機器のうち、第一に、試験研究促進の必要なもの、第二に、新たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、第三に、合理化の必要なものをそれぞれ政令で定め、各電子機器ごとに振興計画を策定することとしたしております。

第二点として、この振興計画を達成するために政府のとるべき主要な措置として、設備近代化のための所要資金を確保し、合理化カルテルを実施する必要があるときは、これを指示し、品質管理確保のための検査設備の基準を公表する等の措置を行うことを規定してあります。

まず、設備資金の確保につきましては、特に合理化機種に關して、政府は、日本開発銀行の特別融資を予定し、さしあたり三十二年度は五億円を要求中でありまして、これは機械工業振興臨時措置法と同様、一般開銀融資より低利、かつ長期とし、担保条件を緩和するなど特別措置を講ずることになっております。その他の機種につきましても、同銀行の通常の融資条件による資金のあつせんを行うことになっております。

次に、合理化カルテルの指示につきましては、現行独占禁止法の適用を除外して、生産品種及び使用する部品の規格の統一、生産品種別の製造数量の制限、部品または原材料の共同購入などについて、通産大臣の指示により積極的にカルテルを締結させることにしております。さらに、品質管理確保のための検査設備の基準の公表

の開陳があり、次いで、日本社会党を代表して阿具根委員より、「本法のごとく、科学技術振興対策に關係ある法律は、科学技術行政の一元化という見地から、本来は、科学技術庁に運用させるべきと思うが、本法に限らず、科学技術に関する一連の対策は、運用及び予算の面において、各省間のセクト主義によって技術向上と研究の成果が阻害される危惧のあるにかんがみ、政府は、かかる事態の起らぬよう、本法の運用に当り万全を期されたい」との希望を付して、賛成意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右、御報告申し上げます。

#### 三、衆議院商工委員長報告(五月十八日)

(機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三二、法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、豊田委員より、

「本法運用に当たっては、施策の対象を大企業に偏することなく、下請企業、中小企業の振興、育成に留意するとともに、特に下請代金支払いには十二分に意を用いることを希望して賛成する」との意見



◎国際海上物品運送法

(昭三二、六、一三法一七二)

一、提案理由(四月十二日)

○中村法務大臣 国際海上物品運送法案について提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、一九二四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准に伴い、これを国内法として立法化しようとするものであります。この条約は、国際的海上運送における船主と荷主との利益を調整するため船荷証券に関する各国法制の統一をはかることを目的とするものであります。一九三〇年ベルギーの批准以来、世界主要国の大部分が批准または加入いたしました。今日では、国際的海上物品運送契約は、おおむねこの条約に基いて締結されている実情にありま

この法律案は、右に申し述べました法制審議会の答申を基礎として立案したものであります。

この法律案は、条約にのっとり、海上運送人の責任を軽減することと、船荷証券に関する関係人の利害を調整することを主眼としております。

まず、海上運送人の責任を軽減するにつきましては、第一に、船舶の航海にたえる能力を保持する責任が従来無過失責任であったものを、過失責任に改め、第二に、船長その他運送人の使用する者の航行または船舶の取扱いに関する行為等による運送品の損害については、賠償の責任を負わないものとし、第三に、海上その他可航水域に特有の危険、天災その他の事故による運送品の損害について立証を容易ならしめ、第四に、運送品の損害については、原則として、一包または一単位につき十万円を限度としてのみ賠償責任を負うこととした。なお、これに伴い荷受人の利益を保護する規定も設けたのであります。

船荷証券に関する関係人の利害の調整につきましては、船荷証券に運送品の種類及び数量を記載するについては、一面において、荷送人に書面による通告を正確にしなければならない責任を負わせ、他面において、運送人は、その通告が正確でないと信ずべき正当の事由がある場合またはその通告が正確であることを確認する適当な方法がない場合のほかは、その通告に従って記載しなければならぬものとし、その通告が正確であることを確かめることについて注意を怠って、船荷証券に事実と異なる記載をした場合には、善意の

船荷証券所持人に対抗することができないものとしたしまして、船荷証券の信用を高め、その流通を容易ならしめようとするものであります。なお、荷送人の便宜を考慮して、運送品の船積み前においても受取船荷証券を交付することができるものいたしました。

以上述べましたところは条約の定める通りであります。条約につきましては、別途本国会におきましてその批准について御審議をお願いしておりますので、その条約の実施のためこの法律案を用意いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(五月十日)

○三田村武夫君 たいま議題となりました国際海上物品運送法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、一九二四年ブラッセルで署名されました船荷証券に関する規則の統一のための国家条約が今国会におきまして批准される運びとなりますので、これを国内法として立法化する必要があるものであります。

すなわち、本案は、現行商法の特例法として、右条約の趣旨にのっとり、国際的海上運送における船主の責任を軽減するとともに、船荷証券に関する関係人の利害を調整し、もって船荷証券の国際的価値を高揚し、わが国における海運界の伸張に寄与せんとする

ものであります。海上運送人の責任を軽減するにつきましては、船舶の航海に耐える能力を保持する責任が、従来無過失責任であったものを、過失責任に改め、また、運送品の損害については、原則として一梱包または一単位につき十万円を限度としてのみ賠償責任を負うこととした等がおもな点であります。また、船荷証券に関する関係人の利害の調整につきましては、船荷証券に運送品の種類及び数量を記載する際、荷送人には書面による通告を正確にしなければならない責任を負わせ、他方、運送人には原則としてその通告に従って記載しなければならないもの等とし、もって船荷証券の信用を高め、その流通を容易ならしめようとするのであります。

本法案は、去る四月六日当委員会に付託せられ、同十二日政府より提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を重ねて参ったのであります。質疑の詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、五月七日質疑を終了し、討論に付しましたが、別に発言もなく、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

三、参議院法務委員長報告(五月十五日)

○山本米治君 たいま議題となりました国際海上物品運送法案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果につき御報告いたします。

本法案は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名され



た船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准に伴い、これを国内法として立法化しようとするものであります。元来、わが商法は条約に比べて、海上運送人に重い責任を負わせ、しかも、これを軽減する特約を禁止しておりますので、わが国の海運業者は、戦後、海運業の復興に伴い、国際競争上不利な立場にあるのであります。そこで、本法案は、条約にのっとり、海上運送人の責任を軽減すること、船荷証券に関する関係人の利害を調整することを目的として提出されたものであります。

その内容のおもなる点は次の通りであります。まず、運送人の免責約款について申しますと、第一に、海上物品運送で、船積み港または陸揚げ港が本邦外にあるものに適用すること、第二に、船舶の航海にたえる能力を保持する責任が、従来、無過失責任であったものを過失責任に改めること、第三に、商業上の過失については損害賠償の責任を負うが、航海上の過失により生じた損害については損害賠償の責任を負わないものとし、さらに、海上の危険等により生じた損害について免責方法を軽くすること、第四に、その損害賠償責任は、特約のない限り、原則として一包または一単位につき十萬円を限度とすること、第五に、その損害賠償責任を免除し、または軽減する特約は幾つかの特例を除き無効とすること等、商法の規定に対する大幅な特例を設けております。

次に、船荷証券について申しますと、まず第一に、船荷証券に運送品の種類及び数量を記載するについては、荷送りに人に書面による通告を正確にしなければならぬ責任を負わせると同時に、運送人

にも原則として、その通告に従って記載すべき責人を負わせ、運送人が不注意により事実と異なる記載をしたときは、善意の船荷証券所持人に対抗することができないこととして、船荷証券の信用を高め、その流通性を増すようにすること、第二に、運送品の一部海失または損傷があつた場合、荷受人が運送人に対し、その損害通知をすべき期間については、商法では週二間となつておりますが、これを受け取りの日により三日すること、第三に、荷送人の便宜を考慮して、受取船荷証券の制度を設けておること等であります。

以上が本法案の提案の理由並びにその大要であります。

さて、本法案は四月六日、本委員会に付託され、四月十六日、政府当局より提案理由を聴取し、その後二回にわたり慎重に審議いたしました。その結果、その内容につきましては会議録をごらん願うことといたします。

かくて五月十四日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎トランプ類税法 (昭三二、六、一四法一七三)

#### 一、提案理由(三月一日)

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三二一法一三二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(五月十六日)

○平岡忠次郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、トランプ類税法案について申し上げます。

本案のおもな改正の第一点は、最近における税法の立法例にならぬとして、骨ばい税法の全文を口語体に改めるとともに、その名称をトランプ類税法とすることとしたのであります。次に、現行骨ばい税の印紙納付制度は課税の適正をはかる上に不備があると認められますので、これを他の間接税と同様に現金納付制度に改めるとともに、別にトランプ類税証紙制度を設け、移出の際トランプ類の包装にこれを張りつけさせることにより、納税が確実に行われるようにいたそうとするものであります。次に、トランプ類の製造者等が材料等を支給して下請業者にトランプ類の製造を委託する等の場合には、その委託者等を納税義務者とみなして、徴税の合理化をはかるとともに、製造工程中のトランプ類も、これを完成トランプ類とみなすことにより、課税上の取締りを充実する措置を講ずることとしたのであります。次に、象牙製及び牛骨製マージャン以外のマージャンにつきましては、その税率を現行の一組二千円から千円に引き下げることにいたしました。

また、本法律案につきましては、審議の結果、本十六日質疑を終了し、社会党を代表して石村委員より賛成討論があつた後、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。なお、本法律案につきましては、横山委員より次の通り附帯決議案が提出されました。その案文は次の通りであります。

現在の租税体系は、本国会における税制改正によって直接税については多くの改革がなされたが、間接税については多くの問題が残された。

間接税就中酒税、物品税については時代の変遷とともに課税物件の選択、課税物件間の税率の権衡、納税者の負担力について速かな検討と軽減が必要であると考えられる。

さきに税制審議会においては、物品税について玉ラムネをはじめ中小企業関係の諸品目について税率引下げの答申案が提示されたが、諸般の事情から今国会には上程に至らなかつた。しかし、これらのものは最小限のものであつて、その他不均衡を生じているものを含めてこの際速かに税率の改正を加える必要がある。

一部には物品税について増税の意見もあるようであるが、本委員会は当面これはなざるべきでないと考えます。

よつて本委員会は、政府が三十三年度において、如上の点を考



慮し、間接税に酒税、物品税について根本的な検討を加え、全面的な改正を行うよう要望する。

次いで、本附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

次に、準備預金制度に関する法律案について申し上げます。

この法案は、通貨調節の手段として準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備をはかるうとするものでありまして、その骨子は、金融機関に預金の一定割合の現金を日本銀行に預入させ、この割合を変更することによって通貨量の調節をはかるうとするものであります。

法律案の内容を概略申し上げますと、第一に、本制度の対象となる金融機関は、さしあたり、銀行法で免許を受けた銀行、長期信用銀行及び外国為替銀行程度を予定し、第二に、対象とする預金については総預金をとることとし、第三に、準備の内容は日本銀行預け金とし、第四に、準備率の設定、変更または廃止は日本銀行の権限とし、その最高は一〇%として、最低は定めのないものとする。第五に、金融機関の預金及び日本銀行に対する預け金は一カ月間の毎日の平均残高により計算するものとしたしております。

本法案につきましては、本日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十八日)

(準備預金制度に関する法律(昭三二一法一三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎法務省設置法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一五法一七四)

一、提案理由(四月四日)

○松平政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の要旨は、一つの刑務所を新設すること及び一つの刑務所の名称を改めることの二点であります。

第一の刑務所の新設は、昭和二十一年四月、東京都中野区にあった豊多摩刑務所の施設が連合軍に接収され、さらに昭和二十七年七月二十六日、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第二条によりアメリカ合衆国軍隊に提供せられ、同軍隊において引き続き軍刑務所として使用してきたものであります。昭和三十一年九月二十五日、右の使用が解除されて日本政府に返還されましたので、これに所要の整備を加え、同所に中野刑務所という名称の刑務所を新設し、毎年二千名内外を他の矯正管区に移送せざるを得ないような東京矯正管区内の過剰拘禁状態を緩和しようとするものであります。

第二の名称の変更は、現在浦和市に所在する豊多摩刑務所の名称を、地名を冠した浦和刑務所に改めようとするものであります。以上がこの法律案の要旨であります。

法務省設置法の一部を改正する法律

二、衆議院内閣委員長報告(五月十四日)

○保科善四郎君 たいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の改正点は次の二点であります。第一点は、連合国軍によって接収され、わが国の独立後も引き続き米軍の刑務所として使用に供して参りました施設が昨年九月に使用解除となりましたので、これに所要の整備を加えて、新たに中野刑務所を設けることとあります。第二点は、現在浦和市に所在する豊多摩刑務所を浦和刑務所と改称することとあります。

本案は、三月二十二日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、五月十一日質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(五月十八日)

○藤田進君 たいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案はか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げますと、その第一点は、刑務所の新設の点でありまして、東京都中野区にあった豊多摩刑務所の施設が米軍の軍刑務所として使用されて



きたのでありますが、昨年九月二十五日、右の使用が解除されて日本政府に返還されましたので、今回この施設に所要の整備を加え、同所に中野刑務所という名称の刑務所を新設しようとするものであります。その第二点は、刑務所の名称の変更の点でありまして、現在、浦和市に置かれている刑務所の名称が豊多摩の刑務所となっておりますが、この名称をその所在の地名を冠した浦和刑務所に改めようとするものであります。

本日の委員会におきまして、別に質疑もなく、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。以上、御報告いたします。

## ◎食品衛生法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一五法一七五)

### 一、提案理由(三十一年四月十七日)

○国務大臣(小林英三君) ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、改正の第一点は添加物の概念を明確にしようとした事であり、食品の製造の過程において添加使用されるものが年とともに増加して参っておりますが、かかるものについて食品衛生法の適用上添加物として取締りの徹底を期することができないことは危険なことであります。先般の森永ドライミルク事件にもかみまして、食品の製造の過程において添加、混和、浸潤その他の方法によって使用される物質を、添加物として取り扱うよう添加物の概念を明確にいたしました。添加物による食品の危害を未然に防ぎたいものと考えております。

改正の第二点は、食品衛生管理者を設けようとしたことであり、御承知の通り、乳製品、化学的合成品たる添加物等の食品及び添加物は、その製造または加工についてきわめて高度の技術を必要といたしますとともに、その製造または加工の過程における取扱いを誤りますれば、製造されまたは加工された食品に及ぼす危険性が大きく、かつ、その被害が広範囲に及ぶことが予想されます。従

いましてこれらのもののうち、このような危険性の特に大きいものとして政令で定めるものの製造または加工を行なっている営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしたのであります。この食品衛生管理者が職務を怠つたことにより、右の違反が起きた場合には罰則が適用せられることとすること等により、右の食品衛生管理者がその職務を十分に全うすることを期待するものであります。

第三に改正したい点は、食品、添加物、器具または容器包装に関する標示についてであります。食品、添加物等はそのものがいつどこで製造されたか不明でありましたり、また、添加、混和、浸潤等の方法によって食品に使用することを目的として製造、加工されたかどうかが判明いたしませんでは使用者にとりましてきわめて不安であります。かかることを明確にいたしますために、食品、添加物等につき公衆衛生の見地から必要な標示についての基準を定めまして、この基準が定められた食品、添加物等であつて、その基準に合う標示がないものはこれを販売したり、販売の用に供するたに陳列したり、または業務上使用してはならないことといたしました。考えております。

第四の改正点は、化学的合成品について、その定義を法律上明確に規定しようとする点であります。

最後に改正したい点は、罰則の整備についてであります。食品衛生法に規定してある罰則には従来から不均衡な点がありました。



ので、今回の改正を機としてこれが整備を行い、均衡を失することのないようにしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

## 二、参議院社会労働委員長報告(三月十一日)

○千葉信君 たいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本改正案は、去る第二十四回国会におきまして、政府より提出された法律案であります。自來、今国会に至るまで、本院において継続審査に付されていた法案であります。

まず、本法律案によるおもなる改正部分とその理由について申し上げます。

改正の第一点は、添加物の概念を明確にしようとしたこととあります。近時、食品工業が飛躍的に発展したことに伴いまして、食品の製造の過程において添加使用されるものが、年とともに増加して参つたのであります。かかるものについて、食品衛生法の適用上、添加物として取締りの徹底を期することができないことは危険なこととあります。先般の森永ドライミルク事件にもかんがみまして、食品の製造過程において添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用される物質を添加物として取り扱うよう添加物の概念を明確

にいたしましたして、添加物による食品の危害を未然に防ごうとするものであります。

改正の第二点は、食品衛生管理者を設けようとしたこととあります。乳製品、化学的合成品たる添加物等の食品及び添加物は、その製造または加工について、きわめて高度の技術を必要といたしますとともに、その製造または加工の過程における取扱いを誤りますれば、製造され、または加工された食品に及ぼす危険性が大きく、かつ、その被害が広範囲に及ぶことが予想されます。従いまして、これらのもののうち、このような危険性の特に大きいものとして、政令で定めるものの製造または加工を行なっている営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を設置しなければならないこととしたのであります。この食品衛生管理者が、職務を怠つたことにより、右の違反が起きた場合には、罰則が適用せられることとする等により、右の食品衛生管理者が、その職務を十分に全うすることを期待するものであります。

改正の第三点は、食品、添加物、器具または容器、包装に関する標示について規制したこととあります。食品、添加物等は、そのものがいづれで製造されたか不明でありましたり、また、添加、混和、浸潤等の方法によつて、食品に使用することを目的として製造、加工されたかどうかが判明いたしませんでは、使用者にとりまして、きわめて不安であります。かかることを明確にいたしますために、食品、添加物等につき公衆衛生の見地から必要な標示について、

ての基準を定めまして、この基準が定められた食品、添加物等であつて、その基準に合う標示がないものは、これを販売したり、販売の用に供するために陳列したり、または業務上使用してはならないこととしたのであります。

改正の第四点は、化学的合成品について、その定義を法律上明確に規定しようとするのであります。

改正の第五点は、罰則を整備したこととあります。食品衛生法に規定してある罰則には、従来から不均衡な点がありましたので、今回の改正を機としてこれが整備を行い、均衡を失することのないようにしようとするものであります。

以上が本法律案による重要な改正点であります。委員会におきましては、本案に対する熱心なる質疑が重ねられたのであります。

次に、委員会におけるおもなる質疑の要点を申し上げます。食品、原料、添加物に対する区別の定義及び添加物取締りの対象、範囲等につきましては、それぞれ専門分野より傾聴すべき学問的な検討が行われたほか、最近、食品に抗生物質を使用する傾向について、これに対する厚生当局の見解をただしたことに對して、「ペニンリン、オーレオマイシンを防腐剤として、野菜、肉類に使用されている例があるが、これらの抗生物質を使うことは、今まで研究されていないので、一応その使用を中止しているが、早く結論を出すべく目下検討中である」とのこととあります。

新たに食品衛生管理者を設置する業務の範囲をいかに政令で定め

食品衛生法の一部を改正する法律

るかとの問題については、「現在、食品衛生管理者を設けさせる業種としてさしあたり考えているのは、第一は、乳製品のうち主として乳幼児の哺育料として使用される全糖乳、加糖粉乳及び調整粉乳の製造または加工業である」との答弁がありました。

また、現行法の食品衛生監視に対する国庫補助規定を削除した理由については、「この補助金は、昭和二十五年以来打ち切られて地方交付税交付金に繰り入れられ、毎年大蔵省と折衝して予算に補助金の計上をはかっているが、実現が困難であつて、この条文は空文となつてゐる」ということとあります。

その他詳細は、速記録によりまして御了承願ひたいと存じます。

かくて、質疑を終了いたしましたところ、高野委員より本案に対する修正案が提出されましたが、この修正案のおもなる内容について申し上げます。第一は、従来基準または規格が定められた添加物について、厚生大臣はその基準及び規格を収載した食品添加物公定書を公布することとあります。第二は、販売の用に供し、または業務上使用する食品、添加物、器具、容器、包装類を輸入しようとする者は、これを厚生大臣に届け出て検査を受けるようにすることとあります。第三は、食品衛生管理者となることができる適格者に、歯科医師を加えることとあります。第四は、厚生大臣の監督に属する食品衛生調査会の機能に、食品中毒の防止に関する事項及び食品添加物公定書の作成に関する事項等を加えることとあります。第五は、従来空文化してゐた国庫補助規定を削除する修正案に対し



て、再び国庫補助を存置する修正を加えることあります。その他、この修正案による条文の整理であります。前記の食品添加物公定書の作成につきましては、付則をもって、昭和三十四年四月一日まで猶予するようになっております。

この修正案に対しては、質疑がありませんでしたので、討論に入りましたところ、高野委員より、自由民主党を代表して、原料と添加物を明確に区別すること、衛生管理者を設置すべき業種を広く指定すること等の希望を付せられて、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成されました。山下委員よりは、日本社会党を代表して、食品衛生の現状を改善向上すべき当局の熱意と努力とを要請されて、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意を表せられました。田村委員は、緑風会を代表して、高野、山下両委員の討論の趣旨をくみ、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成されました。続いて採決の結果、修正案並びに修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。よって本案は、全会一致をもって、修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院社会労働委員長報告(五月十八日)

○藤本捨助君 たいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案及び自然公園法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、食品衛生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

雑化等に伴って、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園に対する国民の利用度もますます高まって参りました結果、その適正な保護と利用とをはかることはきわめて急を要する問題となつて参つたのであります。これら各種の自然公園は、いづれも同一の性格と目的とを有する公園でありまして、同一の制度のもとで一体的に運営することが最も適当である事情にかんがみ、今回、現行の国立公園法を廃止し、これら三種の公園に関する総合的な制度を確立して国民の保健、休養及び教化に資し、あわせて観光事業の健全な発達をはかろうとするのが、政府の本法案提出の理由でございます。

次に、その内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、現在の国立公園に関する制度を整備したことであります。最近における利用者の急激な増加に伴う公園の荒廃を防止するため、他の産業との調整をはかりつつ、国立公園の適正な運営を行おうとするものであります。第二は、国定公園に関する規定を新たに設け、国立公園に準ずるものとして必要な保護を行い、かつ、その利用の増進をはかったことであり、第三は、従来すべて都道府県条例にゆだねられていた都道府県立自然公園についても規定を設け、必要な権能を都道府県に付与いたしましたことでございます。

本案は四月二十二日本委員会に付託せられ、同二十五日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、本日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

す。

近時、食品工業の発展に伴い、脱脂粉乳による学校給食の集団中毒、調整粉乳による食中毒等の事件の発生にかんがみ、これが防止等、食品衛生の向上をはかるため、所要の改正を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由でございます。

本改正案のおもなる点について申し上げますれば、第一は、食品の製造の過程において添加使用される物質を添加物として取扱うよう、添加物の概念を明確にして、これによる食品の危害を未然に防ぐこととしたことであり、第二は、乳製品、化学的合成品たる添加物等、特に食品衛生上の考慮を必要とする食品、または、添加物の製造または加工を行う業者は、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととしたことであり、第三は、食品、添加物、器具または容器包装について、公衆衛生上の見地から必要な標示についての基準を定め、この基準を定められた食品、添加物、器具または容器包装は、その基準に合う標示がなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、または営業上使用してはならないこととしたこと等でございます。

本案は三月十一日本委員会に付託せられ、同十五日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、本日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、自然公園法案について申し上げます。

近時における国民生活の安定、都市の異常な膨張、都会生活の復

以上、御報告申し上げます。



### ◎旅館業法の一部を改正する法律

(昭三二、六、一五法一七六)

#### 一、提案理由(四月六日)

○政府委員(中垣国男君) たいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

近年健全なリクリエーションの普及、観光事業の振興等に伴い、旅館業は、とみにその重要性を加えて参りました。ところが、旅館業に対する規制は、従来単に施設面についてのみ、しかも主として公衆衛生上の見地から行なってきたのでありますが、旅館業の本来の性格から考え、このような観点のみからする規制では必ずしも十分とは言い得ないものがあるのであります。特に、最近は、一部の地域において、教育上からも、種々批判されるような事例も生じ、かたがた家庭の延長としての利用者の静穏な宿泊をはかる上からは、もとより、快適な生活環境を造成する上からも、旅館業に対しては、風俗的見地をも加味した規制を加える必要が生じて参りました。このような社会情勢に対処するため、政府におきましては、かねてから旅館業の経営方法の健全化について慎重に検討を重ねてきたのでありますが、今回、営業施設の水準の向上を期するとともに、風紀面をも考慮し、真に健全な旅館業の育成指導をはかること

につきまして、その成案を得ましたので、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容につきまして、その概要を申し上げますと、第一点は、公衆衛生の見地以外に、旅館業によって善良の風俗が害されることのないように、これに必要な規制をあわせて行い得るよう法目的を改めたことであります。

第二点は、従来施設の構造設備の基準は、地方の実情を考慮して、都道府県において適宜設けることとなっておりましたが、今般全面的に水準の向上をはかる意味において、これを政令で規定することに改めたことであります。

第三点は、新たに旅館業について、施設の使用法、広告方法等その利用の基準を政令で定めることとし、これによって営業の健全化を期したことであります。

第四点は、従来物的施設のみを営業許可の基準といたしておりましたが、さらに旅館業法に違法した場合は、一定の期間、許可を与えないことができるよう人的要件を加え、営業者の質的向上をはかることとしたことでもあります。

第五点は、営業者が刑法等風紀関係の法令に違反したときは、営業許可の取り消し、停止等の行政処分を行い得るようにしたことでもあります。

第六点は、学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内では、旅館が設けられることによつてその教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を与えないことができるように

するとともに、特にこの場合は、都道府県の教育委員会等の意見を求めるなど、この区域内においては、教育機関の意向が十分反映されるようにして、教育環境の清浄化を確保するよう措置いたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

#### 二、参議院社会労働委員長報告(四月二十六日)

○千葉信君 たいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

旅館業に対する規制は、従来単に施設面についてのみ、しかも主として公衆衛生上の見地から行なってきたのでありますが、旅館業法の本来の性格から考え、特に最近は、一部の地域におきまして、教育上からも種々批判されるような事例も生じ、かたがた家庭の延長としての利用者の静穏なる宿泊をはかる上から、また、快適な生活環境を造成する上からも、旅館業に対しては、風俗的見地をも加味した規制を加える必要が生じたというのが、この法律案の提案理由であります。

改正案の要点を申し上げますと、第一点は、善良の風俗が害されることがないように法目的を改めたこと。第二点は、施設の構造、設備の基準の向上をはかる意味において、これを政令で規定するこ

とに改めたこと。第三点は、施設の使用法、広告方法等、その利用方法の基準を政令で定めること。第四点は、物的施設のみならず、人的要件をも加えて営業者の質的向上をはかること。第五点は、営業者が関係法令に違反したときは、営業許可の取り消し、停止等の行政処分を行い得るようにしたこと。第六点は、学校の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内では、教育環境の清浄化を確保するように措置したこと、以上であります。

委員会におきましては、最近の社会情勢に基く本改正案の重要性にかんがみまして、特に法務委員会と連合審査を行い、また参考人を招致して意見を聴取する等、慎重審議を行なつたのであります。

委員会及び連合審査会において、最も論議の中心となりました問題を申し上げますと、善良の風俗はいかにして維持するか、臨検制度を復活するおそれはないか、旅館業と教育環境の清浄化の問題、旅館業と風俗営業との兼業禁止の問題、いわゆる赤線業者の旅館業への転業問題及び旅館業従業員の待遇改善問題等でありまして、その詳細は会議録により御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終りましたところ、本案について榊原亨君外四名より修正案が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

その要旨は、第一に、事実上の下宿営業を包括せしめるため、宿泊の定義を、寝具を使用して施設を利用することに改めること。第二は、立ち入り検査に際し、その検査を行う関係書類は、構造設備に関する書類に限る旨を明確にしたこと等でありませう。



て、高野委員より、また、日本社会党を代表して藤田委員より、それぞれ希望意見を述べて、修理案並びに修正部分を除く原案に対し賛意を表明されました。

討論を終り、修正案及び修正部分を除く原案について、順次採決いたしました結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院社会労働委員長報告(五月十七日)

○藤本捨助君 たいいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、健全なレクリエーションの普及、観光事業の振興等に伴い、旅館業はとみにその重要性を加えて参りましたが、現行旅館業法は、単にその施設面について、しかも、主として公衆衛生上の見地からのみ規制を行なっておるのでありまして、旅館業本来の性格から考へる場合、これをもって必ずしも十分とは言ひ得ないものがございませう。よつて、今回、営業施設の水準の向上を期するとともに、風紀面をも考慮し、健全な旅館業の育成指導をはかるため、所要の措置を講じようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に、その内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、旅館業によつて善良の風俗が害されることがないよう、公衆衛生上の見地以外に風俗の見地をも加味し、必要な規制をあわせて行

い得るよう法目的を改めたことであり、第二は、施設の構造、設備について全国的に水準の向上をはかるため、その基準を政令で規定することとし、また、営業の健全化を期するため、施設の使用方法、広告方法等、その利用方法の基準を政令で定めることとしたこととあります。第三は、営業許可の基準について、物的施設面のほかに人的要件をも加えて営業者の質的向上をはかることとしたほか、営業者が刑法等風紀関係の法令に違反したときは、営業許可の取り消し、停止等の行政処分を行い得るようにしたこととあり、第四は、学校の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内で旅館が設けられることにより、その教育環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可を与えないこととするとともに、特に、この場合、都道府県の教育委員会等の意見を求めるなど、この区域内においては教育機関の意向が十分反映されるよう、教育環境の清浄化を確保しようとしたこと等であります。

本案は、四月二十六日本委員会に付託せられ、五月十四日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、昨十六日審議に入り、本日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

### ○水道法 (昭三三、六、一五法一七七)

#### 一、提案理由(三月二十五日)

(引揚者給付金等支給法(昭三三―法一〇九)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院社会労働委員長報告(五月十五日)

○藤本捨助君 たいいま議題となりました水道法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

水道は、国民の日常生活に直結した公衆衛生上の基本施設であり、国民生活の合理化、生活水準の向上等のためまことに不可欠の要素であります。これを規制する現行の水道条例は明治二十三年に制定されたものでありまして、近年、水道事業の規模の拡大、技術の高度化に伴い、種々不備な点が生じておりますので、この際、国民の利便と、これによる生活の合理化と、その積極的な育成をはかるとともに、他方、水資源の総合的、合理的利用の促進、近代技術力の確保等、水道の普及と健全なる発達をはかるうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に、その内容のおもなる点について申し上げますれば、第一は、水道を大別して一般国民を対象とする水道事業と特定個人を対象とする専用水道とに分け、それぞれにつきまして、水質基準、施設

基準、技術者による布設及び管理、水質検査、従業員の健康診断等の規定を設けることとしたこと、第二は、市町村等の水道事業の経営者に対し給水の義務、供給規程設定の義務、消火せん設置の義務等を課することとしたこと、第三は、各戸への給水装置の基準を設けることとしたこと、第四は、市町村等の水道事業経営者に対して、浄水を供給する事業を規制し、また、水道事業の合理化のための勧告、市町村による買収の規定を設けることとしたこと、第五は、水道事業の認可、その取り消し、専用水道の布設工事の確認、水道施設の改善命令、給水停止命令、その他の監督規定を設けることとしたこと、第六は、給水人口五千人未満の簡易水宿に対する国庫補助、その他水道事業に対する助成の規定を設けることとしたこととあります。

本案は三月二十五日本委員会に付託せられ、同日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、五月七日審議に入り、数回にわたる審議を行い、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院社会労働委員長報告(五月十九日)

(南方同胞援護会法(昭三三―法一六〇)の委員長報告と一括して掲載)



◎日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定 (昭三二、四、三条三)

一、提案理由(二月十九日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めの件(昭三二一条)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院外務委員長報告(三月十五日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院外務委員長報告(三月二十六日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書 (昭三二、五、八条四)

一、提案理由(三月六日)

(在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三二一法一一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(四月十二日)

○野田武夫君 たいいま議題となりました日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めの件及び日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

チェコスロヴァキア及びポーランドは、昭和二十六年のサンフランシスコ平和会議に他の連合国とともに出席参加いたしました。わが国との平和条約にはソビエト連邦とともに署名をいたさなかつたため、わが国との国交は今日まで回復するに至らなかつた次第であります。しかるに、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効によりまして、日ソ間に平和関係が回復されましたので、政府は両国との平和処理を行うことに決定し、本年初頭より、それぞれロンドン及びニューヨークにおいて交渉を行いました。その結果、一月十三日

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書

にチェコスロヴァキアとの議定書が成立し、また、一月八日にポーランドとの協定が署名調印されました。これらの議定書及び協定は、いずれも戦争状態の終了、外交関係の回復及び大使の交換、国連憲章の諸原則の順守、内政不干渉、戦争請求権の相互放棄並びに通商に関する条約または協定の締結の諸事項につき、日ソ共同宣言の該当事項と全く同趣旨の規定を掲げた条約でありまして、日ソ共同宣言と異なり、戦争から生じた懸案の解決を将来に残すことのない、最終的平和処理を行なったものであります。

この二案件は、いずれも三月四日本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月十日討論に入り、日本社会党を代表して松本七郎君から賛成の意思が表明され、直ちに採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(四月十九日)

○笹森順造君 たいいま議題となりました四つの承認案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、国交回復に関するわが国とポーランド間の協定及びわが国とチェコスロヴァキアとの間の議定書、それぞれの批准について承認を求め二件につき申し上げます。



政府の説明によりますと、これら協定並びに議定書の署名に至るまでの経緯と内容の概要は次の通りであります。

ポーランドとチェッコスロヴァキアは、昭和二十六年九月のサンフランシスコ平和会議に、他の連合国とともに参加いたしました。が、平和条約には、ソ連とともに署名を行わなかったため、わが国とこれら二国との間の国交は回復されないうまま今日に至っております。あります。もつともその間、昭和二十九年末以降、両国から国交回復の交渉を始めた旨の申し出が二、三度あったのであります。が、政府は、これら東欧諸国との復交は、ソビエト連邦との国交回復の後に考慮するとの方針を持しておりました。しかるに、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効によって日ソの国交が回復いたしましたので、本年初めより、それぞれニューヨーク及びロンドンにおいて平和処理に関する交渉を両国に対して行いました結果、ポーランドとの協定は二月八日にまた、チェッコスロヴァキアとの議定書は二月十三日にそれぞれ署名が行われたのであります。

これらの協定及び議定書は、ともに戦争状態の終了、外交関係の回復、内政不干渉、戦争状態の結果として生じた請求権の相互放棄等、日ソ共同宣言と同趣旨の規定を盛り込んだ条約であります。が、日ソ間の場合と異なつて、戦争から生じた懸案の解決を将来に残すことのない最終的平和処理を行なつたものであるとの説明でありました。

委員会の質疑におきましては、これら協定及び議定書成立までの経緯について、たとえば昭和二十九年、ポーランドからの最初の復

交申し出に、わが方が応じなかつた事情、わが国と両国とが戦争状態に入った時期、及び当時の両国の亡命政権と現在の政権との法律的關係等につき、また、政治、経済、文化に関するものとしては、両国との国交回復の重要性、わが国と両国との貿易発展の見通し、ポーランドの対ソ、対自由国貿易の最近の情勢に伴う同国とわが国の貿易発展の可能性の有無、わが国は、これらの国との文化交流に意を用うべきこと等の問題にわたり、その他、両国に専任大使をすみやかに置くべきこと、ハンガリーその他の東欧諸国との復交についての政府の方針いかなん等、熱心に質疑、希望が述べられました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書及び貿易協力機関に関する協定、それぞれの受諾について承認を求め二件をあわせて報告いたします。

関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットは、国際通商の分野における国際協定として一九四八年に発足したのであります。が、その後の国際経済情勢の進展にかんがみ、一九五四年末の第九回ガット締約国団会議において、ガットの規約改正の討議が行われたのであります。これら諸議定書の内容は、お手元に配付の資料により御承知願うことといたします。が、要点は、国際收支上の理由に基く数量制限の緩和、輸出補助金の撤廃等、通商障壁の除去を目的とする改正、その他貿易協力機関成立に伴い、必要とされるガットの技術的修正を行なつたものであります。

次に、貿易協力機関に関するものについて申し上げますと、従来

ガットは、事実上設けられている総会、会期間委員会及び事務局により運用されておるのであります。が、その運用に関して明確な規定を欠いておつたのであります。この協定によって設立される貿易協力機関は、ガットの運用を主目的とする国際機関でありまして、これが成立の上は、前述の総会、会期間委員会及び事務局は、この機関に引き継がれることとなります。ガットの締約国たるわが国としては、この機関に参加することはきわめて有意義と考えるとの政府の説明でありました。

委員会の質疑におきましては、ガット三十五條援用国に対するこれが撤回交渉状況、欧州共同市場、欧州自由貿易地域等の傾向は、通商の自由化を目ざすガット本来の精神と矛盾しないかというような点、その他、ガット改正のわが通商政策に及ぼす影響等にわたり適切な質疑が行われました。

委員会は、四月十八日質疑を了し、採決においては、四件とも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎日本国とポーランド人民共和国との間の  
国交回復に関する協定

(昭三二、五、一八条五)

一、提案理由(三月六日)

(在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三二―法二一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(四月十二日)

(日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書(昭三二―条四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(四月十九日)

(日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書(昭三二―条四)の委員長報告と一括して掲載)

◎特殊核物質の賃貸借に関する日本国政

府とアメリカ合衆国政府を代表として  
行動する合衆国原子力委員会との間の  
第二次協定 (昭三二、五、二〇条六)

一、提案理由(五月十三日)

○高橋(通)政府委員 たいだいま議題となりました特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

一昨年十一月十四日に署名されました原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が国会の御承認を得まして同年十二月二十七日に効力を発生し、一方研究用原子炉の設置のため国内における諸措置も着々と整備されて参りました。すでに御承知の通り、政府は、さきに茨城県東海村原子力研究所に設置される溶液型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランの賃借に關しまして、前述の日米原子力協定に基き客年十一月二十三日米政府との間に第一次協定を締結いたしました。同協定は客年末国会の御承認を得て十二月十四日に効力を発生いたしました。

前述の溶液型研究用原子炉に次いで第二号炉として重水型研究用特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表として行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定

原子炉も客年十月発注されておりました。来春には完工を見る予定でございます。よって政府は、右の重水型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランの賃借を取りきめるため一昨年締結されました日米原子力協定に基きまして先般米ワシントンにおいて米政府との間に交渉を行なつて参りましたが、このほどその協定案文につきまして妥結に到達いたしましたので、五月八日在米下田臨時代理大使と米政府を代表する合衆国原子力委員会代表ジョン・A・ホールとの間で署名を行なつた次第でございます。

この協定におきましては、わが国は四キログラムをこえない量の同位元素U二三五を含有し、一九・五%ないし二〇%に濃縮されましたウラン約二十キログラム及び補てんのため必要なウランの追加量を、米国の原子力委員会より賃借することができることになっております。

賃借に関する経費としましては、濃縮ウランの使用料、消耗及び濃縮度低下補償料、及び再処理料金を原子力委員会に支払うこととなつておりますが、そのほかにわが国が負担する経費といたしましては、濃縮ウランの加工業者に支払う加工料、輸送料、梱包料または分析検査の費用等がある次第であります。

その他この協定は、濃縮ウランの引き渡し及び返還の手續、引き渡し後においてわが国が引き受けるべき責任等についても定めております。

前述の重水型原子炉は本年度中に組み立てを終り、来春には運転を開始する予定になっており、その成否は、将来のわが国原子力開



発計画の進展に大きな影響を持つものでございますので、その予定に間に合うよう濃縮ウランの加工が終り、入手できるよう発注するため、特に会期末にもかかわらず今次国会に提出して本第二次協定の締結について御承認をお願いする次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、本件につきましてすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

次に、特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

この協定の第一条は、合衆国委員会が溶液型研究用原子炉の燃料といたしまして日本国政府に貸貸する濃縮ウランの規格について、同位元素U二三五において一九・五%ないし二〇%の濃縮度であるべき旨定めております。

しかしながら、前記の原子炉のためのフィッション・チェンバー、これは原子炉の始動に際し必要な装置でございますが、これに装填される極微量のウラン、U二三五について約〇・六グラムでございますが、につきましては、その濃縮度が前記の規格を若干下回るものであつても原子炉の操作に支障がないことが判明いたしましたので、協定第一条に定める濃縮度は、特に右の原子炉のフィッション・チェンバーについては必ずしも適用するものでないこと、及び協定の両当事者は、右のフィッション・チェンバー用ウランについては二〇%をこえない範囲で随時合意することができるよう協定第一条

の特例を設けることといたしまして、五月八日ワシントンにおいて在米下田臨時代理大使と合衆国原子力委員会のジョン・A・ホールとの間に右に關し公文を交換いたしました次第でございます。

前記原子炉の運転開始を目睫に控えておりますので、特に会期末にもかかわらず今次国会に提出して本公文の交換について御承認を求める次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、本件につきましてすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第でございます。

### 二、衆議院外務委員長報告(五月十五日)

(国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告に一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

(千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件(昭三二一条)委員長報告に一括して掲載)

## ◎特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換

(昭三二、五、二〇条七)

### 一、提案理由(五月十三日)

(特殊核物質の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件(昭三二一条六)の提案理由を一括して掲載)

### 二、衆議院外務委員長報告(五月十五日)

(国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告を一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

(千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告を一括して掲載)



◎日本国とインドとの間の文化協定

(昭三二、五、二四八)

一、提案理由(三月五日)

○政府委員(井上清一君) ただいま議題となりました日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件及び日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件の二件につきまして、一括提案理由を説明いたします。

まずわが国とインドとの間には、歴史的に深い文化的つながりがあるのですが、戦後インドが独立するに及んで、ともにアジアにおいて重要な地位を占める両国の間に文化協定を締結したいという要望が両国において漸次高まって参り、昭和三十年十一月以来東京において協定締結交渉を行なつて参りましたその結果、協定案文につきまして意見の一致をみるに至りましたので、昭和三十一年十月二十九日に在京インド大使と重光前外務大臣との間にこの文化協定の署名調印が行われたのであります。

次に、ドイツ連邦共和国との協定につきましては、近來わが国とドイツ連邦共和国との間の文化交流が次第に活発となるに従い、伝統的に深い文化関係を有する両国間に文化協定を締結せんとする機運が次第に熟し、昭和三十年十一月以来東京において協定締結のための交渉を行なつて参りましたところ、本年二月に至り両国政府の間で協定案文につき意見の一致をみました。よつて、たまたま来日

したハルシュタイン西独外務次官と岸大臣との間で二月十四日この協定に署名調印を了した次第でございます。

この二協定は、さきに国会の御承認を得て締結いたしました日仏、日伊、日メキシコ及び日タイ等の文化協定とおおむね同様の規定を内容とし、わが国とそれぞれの相手国との間に伝統的に存在いたしております密接な文化関係を一層緊密なものとし、また、その文化交流を一層活発にすることを目的としておるのでございます。これらの協定の実施によりまして相手国との文化関係を通じて両国民間の相互理解は一層深められ、ひいては両国間の政治的及び経済的友好関係の増進に資するところ少くないものと確信いたすのでございます。

二、参議院外務委員長報告(三月十五日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件)(の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院外務委員長報告(三月二十六日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件)(の委員長報告と一括して掲載)

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

(昭三二、六、一条九)

一、提案理由(二月二十日)

○井上清(清)政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

御承知のようにわが国は去る昭和三十年四月にアメリカとの間に最初の二重課税防止条約を締結し、引き続きイギリス、スウェーデンとも同種の条約を締結すべく交渉を重ねて参りましたところ、まづスウェーデンとの間に交渉が妥結いたしましたので、昨年十二月十二日に本条約に署名調印した次第でございます。もちろん、わが国とスウェーデンとの間の経済的交流は日米間のそれほど緊密であるとは申しませんが、今後ますます緊密化すると考えられる両国間の経済関係に対して現在の両国の国内税法をそのまま適用いたしますと、両国間に二重課税の事態を生じて円滑な経済的通商協力の協力関係に対して大きな支障を生ずることと思われまふので、これらの事態の発生を避けるため、ここに本条約を締結し、これにより両国間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

の二重課税及び脱税等の問題を有効適切に処理し、両国の国民が安心して経済上、文化上の活動に従事できるようにし、両国間の経済関係の緊密化をはかりたいと考えている次第でございます。

よつて、ここに本条約の批准について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

二、衆議院外務委員長報告(三月十四日)

○野田武夫君 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件並びに在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、条約について申し上げます。わが国は、スウェーデンとの間に、所得に対する租税に關し、二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するために交渉を行いたしました結果、双方で合意に達しましたので、昨年十二月十二日、東京においてこの条約が署名調印されたのでございます。この条約は、昭和三十年に日米間に結ばれました二重課税防止条約とその内容においてほとんど同一であります。日本とスウェーデンとの経済関係に対しては、現在両国の国内税法上の制度を異にいたしておられます関係上、両国の国内税法をそのまま適用いたしますと、二重課税の事態を生じまして、円滑な経済的、通商協力の協力関係に大きな支障を生ずることと思われまふので、ここに本条約を締結し、これにより両国間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約



な支障を生ずることと思われまので、この条約により、両国間の二重課税及び脱税等の問題を有効適切に処理し、両国間の経済関係の緊密化をはからんとするものであります。

本件は、二月十八日国会に提出、外務委員会に付託されましたので、委員会において提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録について御了承を願います。

かくて、本件は、三月十三日、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

次は、在外公館の新設及び種類の変更を行うために在外公館の名称及び位置を定める法律並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正するものであります。

まず、在外公館の新設といたしまして、第一に、ネパール、ポーランド及びチェコスロバキアに大使館を新設すること、第二に、イエーメン、アイスランド、アイルランド、チュニジア、リビア及びモロッコに公使館を新設することでありま。しかし、これら三大公使館と六公使館はいずれも法律上の設置にとどめ、隣接国の駐在大使をして兼轄せしめることといたしております。

次に、在外公館の種類を変更するものとして、第一に、ドミニカ、ペルー、チリ、キューバ、ベネズエラ及びコロンビアの六公使館を大使館に昇格させること、第二に、ヘルシンキ総領事館をフィンランド公使館に切りかえることといたしております。

なお、この法案においては、これらの在外公館並びに外務省設置法の一部改正により新設されることになっております。在ジュネーヴ

まして、今後ますます緊密化すると考えられる日本・スウェーデン両国間の経済関係に対して、現在の両国の国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態を回避し、もって両国の経済的協力関係に生ずべき支障を取り除くため、両国がとるべき二重課税回避の方法を定めたものであります。

この条約の実施により、両国間の二重課税及び脱税の問題を有効適切に処理し、もって両国の国民が安心して経済上、文化上の活動に従事できるようにしたい所存であるとの政府の説明でありました。

委員会においては、本条約のわが国にもたらす実際上の効果、留学生に対する課税免除措置、外国人、ことに米国人及び米国人法人に対する課税状況、米国の軍人軍属がその身分喪失後、引き続き日本に滞在し営業するものの脱税の懸念等の諸点について質疑応答が行われました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、新たに国交回復の国、あるいは新たに独立した国との間に外交関係を開き、また中南米諸国との友好関係を増進する等の見地から、ネパール、ポーランド、チェコスロバキアの三カ国に大使館を、またイエーメン、アイスランド、アイルランド、チュニジア、リビア、モロッコの六カ国に公使館を新設し、なお、中南米のドミニカ、ペルー、チリ、キューバ、ベネズエラ及びコロンビアにある六つの公使館を大使館に昇格せしめ、さらに在ヘルシンキ総領事館を在フィンランド公使館に切りかえるものであります。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約

国際機関日本政府代表部、さらに、第二十五回国会において、名称及び位置を定められたのみで在勤俸がまだ定められていなかった在ソ連大使館に勤務する外務公務員の在勤俸をも定めております。ただし、ポーランド及びチェコスロバキアの二大使館につきましては、所在地における物価、為替相場等を調査中でありまして、本法案の提出時期に合いませんので、今回はその名称及び位置のみを定め、在勤俸につきましては後日法制上の措置をとることとなっております。

この法律案は、三月一日国会に提出、外務委員会に付託いたしましたので、委員会において提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録につき御了承を願います。

かくて、本法律案は、三月十三日、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(三月二十七日)

○笹森順造君 たいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件について申し上げます。

この条約は、さきに締結されました日米間の二重課税防止条約に次ぐ同種の条約として、昨年十二月十二日に署名されたものであります。これらの措置と同時に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正して、以上のうち、ポーランド、チェコスロバキア両大使館を除く在外公館、また外務省設置法の一部改正によつて新設される在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部、及びすでに設置されました在ソ連大使館、以上の在外公館に勤務する者の在勤俸を定めるものであります。

本法律案の審議におきましては、中近東及びアフリカ方面に専任大使派遣の必要、低開発国に設置する公館には、医学、文化等の専門館員を配置すべきこと、特殊語学に精通する館員の配置、養成の必要、館長たるべきものの心がまえ等の諸点につき質疑と要望が述べられました。

委員会は、三月二十六日、以上二件につきまして採決を行いましたところ、全会一致をもって条約を承認すべきものと議決し、また、法律案も全会一致をもって原案通り可決いたしました次第であります。右、御報告いたします。



### ◎航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (昭三二、三、二六国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(二月十九日)

○政府委員(井上清一君) ただいま議題となりました、航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件について提案理由を一括説明いたします。

昨年国会の御承認をいただいて日印、日仏、日豪の三航空協定を締結した次第であります。その後引き続き各国と航空協定締結の交渉を行なつて参りましたところ、このたびスイス及びブラジルに關しましては幸い意見の一致をみましたので、昨年五月二十四日にスイスとの航空協定、同年十二月十四日にブラジルとの航空協定にそれぞれ署名をいたしました。

これらの協定は、さきに国会の御承認を得て締結いたしました日米、日英、日加、日仏等の航空協定と同一の目的及び意義を有しております。その内容にも大差ございません。これらの協定が締結されますと、わが国の航空企業は相手国と双務的かつ平等の条件下これらの国に乗り入れる権利を有することとなるわけであり、

続及び条件を定めるとともに、付表において当事国航空機の運行路線を定めたものであります。これら協定の締結により、わが国の航空企業は、相手国たるスイス及びブラジルと、双務的かつ平等の条件下で相手国に乗り入れる権利を有することとなるわけであり、

委員会におきましては、「わが国の国際路線の今後の拡張計画いかん、わが国の国際航空企業に準備が十分でないうちに協定を結んでいく傾きはないか、特にスイスとの場合のごとく、相手国のみ先に乗り入れを許しているのは、将来、競争上わが方に不利とならないか」という質問、また、「ブラジル路線の開設は、わが国からの移民輸送に重点を置いたものか、ブラジルとの協定の路線には、将来、大阪への乗り入れを規定しているが、大阪空港、すなわち伊丹飛行場を国際空港とする準備がなされているか、米軍の管理下にある日本の空の管理を逐次わが方に回収して行く必要があるか、わが国が、いかに」等の質問がございました。

次に、文化協定に関する二件は、伝統的に深い文化関係を有するわが国とインドとの間及びわが国とドイツ連邦共和国との間には、一昨年来、文化協定締結の交渉が進められて参りまして、インドとの協定は、昨年十月二十九日に、ドイツ連邦共和国との協定は、本年二月十四日に、それぞれ署名が行われたものであります。

この二協定は、さきに締結されました日仏、日伊、日タイ等の文化協定とおおむね同様の内容を有するものであります。わが国と相手国との間に伝統的に存在しております文化関係を一そう緊密なものとするため、出版物、映画、学者、学生の交換等を通じて、文

航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件

よつて、これらの協定を慎重御審議の上、何とぞすみやかに御承認あらんことをお願いいたす次第であります。

次に所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

御承知のように、わが国は去る昭和三十年四月にアメリカとの間に最初の二重課税防止条約を締結し、引き続きイギリス、スウェーデンとも同種の条約を締結すべく交渉を重ねて参りましたところ、まずスウェーデンとの間に交渉が妥結いたしましたので、昨年十二月十二日に本条約に署名調印した次第であります。

#### 二、参議院外務委員長報告(三月十五日)

○笹森順造君 ただいま議題となりました日本国とスイス間、及び日本国とブラジル合衆国間の航空協定に関する二件、並びに日本国とインド間、及び日本国とドイツ連邦共和国間の文化協定に関する二件、以上四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、航空協定二件について申し上げます。政府の説明によりますと、スイスとの航空協定は、昨年五月二十四日に、またブラジルとの航空協定は、昨年十二月十四日に、それぞれ署名が行われたものであります。これら二つの協定の内容は、さきに締結されました日米、日英等の航空協定とほぼ同一のものであります。すなわち日本国と相手国の領域間に民間航空業務を開設し、業務運営開始の文化交流に努むべきことを規定しており、これらの協定の実施により、相手国との文化関係を通じて、両国民間の相互理解はさらに深められ、ひいては両国間の政治的、経済的友好関係の増進が期待されるものと政府の説明でありました。

委員会におきましては、今後はいかなる国と文化協定の締結を予定しているか、外交の十分でない東南アジア諸国等とも協定を結ぶべきではないか」という点、また、「アジアにおけるインドの影響力にかんがみ、仏教を通ずる親善増進、その他ベンドン会議でも強く要望されたアジア文化交流の機運に沿い、アジア全体につながるインドとの文化交流は、一そう具体的に推進すべきではないか」という点、「ソ連からは文化協定締結の申し出があつたかどうか、また、東独との貿易、文化の交流に關する政府の見解いかん」という質問、「技術の交流を考慮すべきではないか、さらにまた、この種文化協定を空文に終らせないよう、有効に実施するためには、予算措置が不十分であるから、予算面について、政府の今後の努力を要望する」等の質疑及び要望が熱心に述べられました。詳細は会議録に譲ることといたします。

委員会は、三月十四日、以上四件の採決を行いましたところ、四件とも、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告いたします。

#### 三、衆議院外務委員長報告(三月二十六日)

航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件



○須磨弥吉郎君 たいま議題となりました、航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件、日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件、日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件、日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、航空業務に関する二協定について申し上げます。

わが国は、航空業務に関する協定を締結するために、スイス及びブラジルと交渉をいたしておりましたところ、幸い意見の一致を見ましたので、昨年五月二十四日にスイスとの間に、また、十二月十四日にブラジルとの間に、それぞれ航空協定の署名調印が行われました。

この二協定は、いずれもわが国と当該国との間の民間航空業務を開設し、かつ運営することを目的といたしておりまして、協定の附表に定める路線に従い、業務運営開始の手續及び条件を双務的基礎において規定しているもので、その内容においては、さきに締結されました日米、日英、日加、日豪等の航空協定とほぼ同一なものであります。この協定の実施によりまして、わが国の航空企業が、当該国と双務的に、かつ平等の条件で相手国に乗り入れできるようになる次第であります。

次に、文化に関する二協定について申し上げます。  
わが国は、文化協定を締結するために、ドイツ連邦共和国及びイ

ンドと交渉をいたしておりましたところ、幸い意見の一致を見ましたので、本年二月十四日にドイツ連邦共和国との間に、また、昨年十月二十九日にインドとの間に、それぞれ文化協定の署名調印が行われました。

この二協定は、わが国とそれぞれの相手国との間に伝統的に存在しております密接な文化関係を一そう緊密なものとし、また、その文化交流を一そう活発にすることを目的といたしておりまして、その内容においては、さきに締結されました日仏、日伊、日メキシコ、日タイ等の文化協定とほぼ同一なものであります。この協定の実施によりまして、相手国との文化関係を通じて両国民間の相互理解は一そう深められ、ひいては両国間の友好関係の増進に資するものと期待される次第であります。

この航空業務に関する二協定は二月十八日に、また、文化に関する二協定は三月一日に、それぞれ国会に提出され、予備審査のため本委員会に付託されましたが、これら四協定とも、三月十五日参議院において承認の後本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、以上四協定につきましては、三月二十日、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもっていずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件 (昭三二、三、二六国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(三月五日)

(日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(昭三二一条八)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院外務委員長報告(三月十五日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、衆議院外務委員長報告(三月二十六日)

(航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めの件

(昭三二、五、一五国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

○高橋(通)政府委員 たいま議題となりました千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めの件につきまして提案理由を御説明いたします。

御承知のように捕鯨の国際取締りにつきましては、わが国も参加いたしております国際捕鯨取締条約がありまして、捕鯨の具体的な規制措置は、この条約に付属する附表に定められ、この附表の規定は、国際捕鯨委員会が修正する権限を持っております。

今回の議定書は、昨年十一月十九日にワシントンで作成され、わが国も同月二十九日に署名を了しているものであります。これは、条約による規制範囲を一部拡大するとともに、将来条約の附表に新しい規制措置を規定するための前提として必要な二つの改正を条約に加えるものであります。

すなわち、第一に、現在、ヘリコプターその他の航空機は探鯨等にのみ使用されておりました、捕鯨条約の規制の範囲内に入っております。

りませんが、将来これによる鯨の無秩序な殺害等が行われるおそれもありますので、条約第二条の「捕鯨船」の定義にヘリコプターその他の航空機を加えることによりまして、まず「捕鯨船」に適用がある規制措置をヘリコプター等に及ぼすとともに、将来必要があります場合には、これに関する別個の規制措置を附表において定めることができるようにするものであります。

第二の改正は、第五条の国際捕鯨委員会が附表修正権限を有する事項中に「監督の方法」を加えるものであります。これは次の二つの理由から必要となったものであります。

すなわち、まず、わが国等が主として使用する鯨肉の冷凍塩蔵船は、定義上は第二条にいう「母船」に含まれると解されるのであります。これは通常「母船」に適用される監督官その他の規制措置とは異なるものが適用されてしかるべきであり、現在の委員会の附表修正権限中には監督に関する附表の規定を修正する権限がございませんので、まず委員会の権限を規定する条約第五条を修正することが必要となった次第であります。

次に、最近において捕鯨の国際取締りを強化するため、従来の自国籍の監督官のほか公平な第三者としてのオブザーバーを母船に乗船せしめようとの提案がなされたのであります。これに関する規定を附表に設けるためにも、さきの冷凍塩蔵船の場合と同様第五の改正が必要となったのであります。

わが国といたしましては、以上のいずれの改正も、時宜に適したものと認められますので、ここにこの議定書の批准について御承認

を求め次第であります。

右の事情を御了承せられまして、御審議の上本件につきましましてすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

次に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めの件につきましまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、一昨年の十一月からワシントンで日米加ソの四カ国代表が参集いたしました北太平洋オットセイ会議を開催し、長期にわたり交渉を行なった結果、去る二月九日に至りましてようやく署名の運びとなった次第であります。

この交渉におきましては、まず、北太平洋のオットセイを海上猟獲していかどうか、猟獲していいとすれば、どの限度まで行えるかということにつきまして激しい議論が戦わされたのであります。が、結局、現在関係国が有する資料をもつてはこれらについて明確な結論を出すことができず、その結果、暫定条約という名前が示すように、北太平洋におけるオットセイについて十分な資料を得るための科学的調査の実施を主たる内容とする現在の条約案に落ちつくことになった次第であります。この科学的調査の中には、各加盟国が一定数のオットセイを海上で猟獲して行う調査も含まれております。このほか、この条約には、一九一一年のおつとせいの保護条約におけると同様、米国及びソ連が陸上で猟獲した獣皮を一定の割合でわが国及びカナダに配分する旨の規定、科学的調査の期間中商業的海上猟獲を禁止する旨の規定等が含まれております。

わが国としては、科学的基礎による漁業の国際的規制という原則千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めの件

に対しましては、もとより異存はないのであります。また、わが国は、この条約に参加することによりまして、条約に定める調査を行い、その結果、オットセイ資源の実態をつまびらかにし、また、同資源と他の有用な漁業資源との関係を明らかにした上で、オットセイの最も適正な猟獲方法の決定とその恒久的な保存と活用とを期することができるとありますので、この条約は、大局的に見ましてわが国の利益に合致するものであると考える次第であります。よって、政府は、この条約の批准について御承認を求め次第であります。

右の事情を了承せられ、御審議の上本件につきましてもすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第でございます。

次に、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めの件につきましまして提案理由を御説明いたします。

原子力の平和的利用を促進するために国際機関を設置するという構想は、一九五三年の国連総会におけるアイゼンハワー米大統領のいわゆる原子力国際プール提案に端を発し、その後国連を中心といたしまして折衝が続けられました結果、昨年十月二十三日に至りまして、米ソを含む八十一カ国の国際会議におきまして、この憲章が正式に採択され、同二十六日から署名のため開放され、わが国も同日これに署名を了した次第でございます。

この機関が行います事業のおもな内容は、加盟国が提供する物資、施設、役務等を、機関が、直接にまたは仲介者として、援助要請国に対しまして供給するといういわば原子力の国際銀行の役目を



果すところにあります。憲章には、また、機関がその役目を最も有効に果たすために必要な保障措置の規定、原子力に関する情報交換の規定、その他機関みずからの組織、運営及び機関と国連その他の機関との関係についての規定等が設けられておるのでございます。

憲章案に対しては、すでに、米ソ等世界の主要国を網羅いたしました七十八カ国が署名を了しており、また、米ソ英等原子力先進諸国は、この機関に対して必要な特殊核分裂性物質を提供する用意がある旨を表明しております。他面、機関発足の準備を行う準備委員会も、本年夏機関の第一回総会をウィーンで開催することを目途といたしまして、準備促進中でありますので、この憲章は、近い将来に、必要な十八カ国の批准を得て発効するものと期待されるのでございませぬ。

わが国は、原子爆弾の唯一の被災国でありまして、また、ようやく原子力平和利用のための研究、開発に乗り出した段階にもありますので、この機関の設立に対しましては、当初から深い関心と熱意を示して参りましたところ、昨秋の憲章採択会議におきまして、わが国は、機関の準備委員会の一に選出され、また、機関発足の上は、理事国として選ばれることがほぼ確実となつておる次第であります。

わが国は、この機関に参加することによりまして、原子力の平和利用の促進という人類の福祉に重大な関係のある国際協力の分野に積極的に参加協力することができますとともに、機関が活動を開始した暁には、機関から物資その他の援助を仰ぐことによつてわが国

自身の原子力関係部門の発展に資することができると私えられる次第でございます。

なお、機関の第一回総会は、国連総会の会期その他を考慮の上、一応本年八月おそくも九月初めには開催することに予定されており、また、このため本年六月ごろには準備委員会による一部理事国の指定が行われることになっておりますから、わが国といたしましても、おそくも五月中に批准書の寄託を了していることが必要であると考えられる次第であります。よつて、政府は、この憲章の批准について御承認を求めらる次第でございます。

右の事情を了承下さいまして、御審議の上本件につきましてもすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第でございます。

## 二、衆議院外務委員長報告(四月二十七日)

○山本利寿君 千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めめるの件及び北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、捕鯨取締条約の議定書について申し上げます。この議定書は一九四六年ワシントンで署名されました国際捕鯨取締条約の一部を改正するものでありまして、昨年十一月十九日にワシントンで作成され、わが国も同月二十九日同地で署名を了しました。捕鯨の国際的取締りにつきましては、わが国も参加しております

国際捕鯨取締条約がありまして、捕鯨の具体的な規制措置は条約に付属する付表に定められ、この付表の規定は、国際捕鯨委員会が修正する権限を持っております。

今回改正の第一点は、現在ヘリコプターその他の航空機は捕鯨条約の規制の範囲内に入っておりませんが、将来これによる鯨の無秩序な捕獲等が行われるおそれもありますので、条約中の捕鯨船の定義にこれらの航空機をも加えることにいたしましたことあります。改正の第二点は、国際捕鯨委員会が付表修正権限を有する事項中に、監督の方法を新たに加えたことあります。いずれの改正も、わが国としては、鯨の捕獲が無秩序に行われることを防ぎ、かつ、適時適正な監督の方法を考へることでありまして、何ら異議のないところであります。

次に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、一昨年十一月から、ワシントンで、関係国である日、米、加、ソの四カ国の代表が参集いたしましたして、北太平洋オットセイ会議を開催し、長期にわたり交渉を行なつた結果、去る二月九日に至り署名の運びとなつたものであります。

この会議においては、北太平洋のオットセイの海上捕獲の限度ないしはその可否につき明確な結論を得るに到らなかつたので、結局、オットセイの適正な捕獲方法を決定するため必要な科学的調査の実施を主たる内容とするこの暫定条約に落ちつくこととなつたのであります。この科学的調査においては、各加盟国が一定数のオットセイを海上で捕獲して行う調査も含まれております。このほか、

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について  
承認を求めめるの件

この条約には、科学的調査の期間中、商業的海上捕獲を禁止する旨の規定、米ソ及びソ連が陸上で捕獲した獣皮を一定の割合で日本及びカナダに配分する旨の規定があり、有効期間は六年であります。わが国は、この条約に参加することによつて、条約に定める調査を行い、その結果、オットセイ資源の実態をつまびらかにし、また、同資源と他の有用な漁業資源との関係を明らかにした上で、オットセイの最も適正な捕獲方法の決定と、その恒久的な保存とを期することができると考へられますので、この条約は、大局的に見て、わが国の利益に合致するものであると考へられるのでございます。

以上二案件は、いずれも三月二十五日外務委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、特にオットセイ条約につきましては、農林水産委員会との連合審査会を開き、かつ、利害関係を有する参考人を招致し、意見を聴取する等、慎重審議を重ねましたが、その詳細は会議録により御了承をいただきますと存じます。

質疑終了の後、四月二十六日、右二案件につき一括して討論を行い、日本社会党松本七郎君から賛成の意が表明せられ、直ちに採択の結果、二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院外務委員長報告(五月十五日)

○笹森順造君 たいま議題となりました四つの承認案件につきま



千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について  
承認を求めるとの件

五八四

して、外務委員会における審議の経過並びに結果を順次簡単に報告いたします。

まず、千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書について申し上げます。この議定書は、わが国も参加しております国際捕鯨取締条約に二つの改正を織り込むため、昨年十一月十九日に作成され、わが国も同月二十九日に署名を了したのであります。

今回の改正は、第一に、ヘリコプターその他の航空機が、将来、鯨の捕獲等に使用されれば、これらによる鯨の無秩序な捕獲が予想されるので、ヘリコプター等を現在から条約の規制のもとに置くために第二条を改正すること、第二に、母船に適用される監督官の乗船義務等の規定を、わが国などが使用しておる鯨肉の冷凍塩蔵船にそのまま適用することは不適當でありますので、これら冷凍塩蔵船については、母船に対すると異なつた規定を設ける必要があり、また、母船に従来の自国籍の監督官のほか、公平な第三者としてのオブザーバーを乗船させる必要が認められますので、これら監督官の方法に関する修正措置を捕鯨委員会が行へるよう第五条を改正すること、以上の二点が眼目でありまして、政府といたしましては、これらの改正は、いずれも時宜に適したもので、原則上異議はないと見解でありました。

次に、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約は、政府の説明によりますと、十九世紀以来の海上運送の発展に伴つて、海上運送に

関する免責約款が著しく発達し、最後には船主が何らの責任を負わないと同様の状態となりましたので、この免責約款を制限して、荷主を保護する見地から、運送人の義務、責任、免責事由等を統一的に規律することを内容とする本条約が千九百二十四年に作成され、わが国も翌二十五年に署名を了したのであります。しかるに、わが国に關しては、現行商法が欧米とは逆に、船主にとって必要以上で過酷でありますので、この条約の批准を行うためには、わが国海商法の改正等の問題について検討を必要とし、その検討が行われたのであります。第二次大戦となりましたため、今日まで批准は実現しなかつたのであります。そこで、このたびこの条約の批准を行い、この条約と現行商法との間の調整をはかる特別法の成立と相待つて、わが国海運業が現行商法のことにおいて過大な責任を負われる危険を解消させ、ひいては、わが国海運業の発展に寄与することを期したいとのことでありました。

次に、日本国とエジプトとの間及び日本国とイランとの間の文化協定それぞれの批准について承認を求めるとの両件について申し上げます。

この二つの文化協定は、今国会においてすでに承認されました日独間、日印間の文化協定とおおむね同様の内容を有し、ともにわが国と相手国との間の文化交流のための便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したものでありまして、エジプトとの協定は、本年三月二十日に、また、イランとの協定は四月十六日に、それぞれ署名が行われたのであります。

政府は、この二つの協定の締結は、わが国とエジプト及びイランとの友好親善をはかる上にきわめて有意義であると説明いたしております。

委員会は五月十四日、以上四案件の質疑を了し、討論を経て採決を行いましたところ、承認案四件全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告いたします。

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について  
承認を求めるとの件

五八五



◎北太平洋のおつとせいの保存に関する  
暫定条約の批准について承認を求める  
の件 (昭三二・五、一六国会において承認・未公布)

一、提案理由(三月二十七日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(四月二十七日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(五月十六日)

○委員長(笹森順造君) たいま議題となりました北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、本条約の署名に至るまでの経緯と内容の概要を申し上げます。この条約は、一昨年十一月からワシントンで、日米加ソの四カ

国が長期にわたって交渉を行いました結果、本年二月九日署名の運びとなったものでありまして、暫定条約という名に示される通り、北太平洋のオットセイについて十分な資料を得るための科学的調査を行うことを主たる内容とするものであります。従って調査期間中、オットセイの商業的海上猟獲は禁止されるのであります。条約には、右の調査に関する規定のほか、米国及びソ連が陸上で猟獲した獣皮を、一定の割合で、わが国及びカナダに分配する旨の規定等が含まれております。

戦後、わが国は、新しいオットセイ条約が締結されるまで、自発的にその海上猟獲を行わずに参ったのであります。政府におきましては、この暫定条約に参加し、条約に定める調査を行うことによつて、オットセイ資源の実態をつまびらかにし、またオットセイと他の漁業資源との関係を明らかにした上で、オットセイの適正な猟獲方法を決定し、その恒久的な保存と活用をはかることができるとの見地から、この条約は大局的に見て、わが国の利益に合致するものと考えるところの説明でありました。

本件については、農林水産委員会との連合審査会を行なつたのであります。これらの審議において、この条約実施に伴う関係漁民の救済措置、オットセイ保護条約と関係取締り法規との関係、従来国際会議におけるわが方主張の内容、この条約によつてわが国が行う調査の方法及び捕獲オットセイの処理方法等につき、熱心な質疑がございました。

委員会は、五月十五日質疑を了し、採決を行いましたところ、本

件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。右、御報告いたします。



### ◎国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

(昭三二、五、一七国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月十五日)

○須磨弥吉郎君 たいま議題となりました国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件、特殊核物資の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件、特殊核物資の貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件並びに千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のための開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、国際原子力機関憲章について御説明申し上げます。

原子力の平和的利用を促進するために国際機関を設置する構想は、一九五三年国連総会において米大統領が原子力の国際プールを提案したこと端を発し、その後国連を中心として協議が進められ、昨年十一月二十三日に至り八十一カ国の国際会議においてこの憲章が正式に採択され、わが国も二十六日にこれに署名いたし、すでに米ソ等世界の主要国を網羅した七十八カ国が署名を了しております。

この機関が行う事業のおもな内容は、加盟国が提供する物質、施設、役務等を、この機関が、直接に、または仲介者として援助要請国に対して供給するという、いわば原子力の国際銀行の役目を果たすところにあります。また、これを有効に果たすために必要な保障措置、原子力に関する情報交換、その他、機関みずからの組織、運営等が規定されております。わが国は、この機関の設立に対して当初から深い関心と熱意を持って協力して参り、すでに昨秋の憲章採択会議において機関の準備委員国の一つに選出され、また、機関発足の上は理事国に選ばれることがほぼ確実となっております。わが国は、この機関に参加することによって、原子力の平和利用の促進という、人類の福祉に重大な関係のある国際協力の分野に参加することができるとともに、機関が活動を開始した暁には、物質その他の援助を得ることにより、わが国における原子力の研究開発及び実用化の発展をも期することができると考えられます。

第二に、特殊核物資の貸借に関する日米第二次協定について申し上げます。

一昨年十一月、原子力の非軍事的利用に関する日米協定が締結されました。この原協定に基きまして、わが国は、昨年十一月第一次日米細目協定を結び、茨城県東海村原子力研究所に設置される溶液型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランを米国から賃借いたしました。続いて、第二号炉といたしまして重水型研究用原子炉も昨年十月発注されました。来春には完工を見る予定であります。よって、政府は、この重水型研究用原子炉に使用するための濃縮ウランの賃借を取りきめるため、一昨年締結されました日米原子力協定に基き、ワシントンにおいて米国政府との間に交渉を行い、五月八日この協定が署名された次第であります。

この規定におきまして、わが国は四キログラムをこえない量の同位元素U二三五を含有し、一九・五%ないし二〇%に濃縮されたウラン約二十キログラム、及び、補てんのため必要なウランの追加量を米国の原子力委員会から賃借することができることになっております。賃借に関する経費としましては、濃縮ウランの使用料、消耗及び濃縮度低下補償料及び再処理料金を米国の原子力委員会に支払うこととなっており、その他、わが国は濃縮ウランの加工業者に支払う加工料、輸送料等を負担することになっております。

第三に、特殊核物質の貸借に関する日米第一次協定第一条の特例に関する交換公文について申し上げます。

昨年十一月に締結されましたこの日米第一次協定第一条につきまして、溶液型研究用原子炉のためのフイソッション・チェンバー、すなわち、原子炉の始動に際し必要な装置に装填される極微量のウラ

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

ンの濃縮度は、この第一条に定めるウランの濃縮度を下回っても支障がないことが判明しましたので、この第一条の特例を設けることとし、これまた五月八日ワシントンにおいてこの交換公文が署名された次第であります。

第四に、国際砂糖協定の改正議定書につき御説明申し上げます。

わが国は、一九五四年、すなわち三年前に国際砂糖協定に参加いたしました以来、砂糖輸入国の立場から国際市場における砂糖需給計画の策定に参加いたして参りましたが、この協定改正のために、昨年中ニューヨーク及びジュネーブで国際会議が開かれ、わが国もこれに参加し、十一月二日この議定書が採択され、十二月十一日これに署名を了しました。

この議定書による改正の結果、わが国が受ける利益のおもなるものを申し上げますれば、第一に、協定に基く輸出国の輸出割当量が増加すること、第二には、輸出割当量を調整する価格点の水準が引き下げられること、第三に、わが国の投票数の増加に伴い、砂糖理事会におけるわが国の発言力が強化すること等であります。

以上四案件は、三月二十六日、五月九日、五月九日及び四月十一日、それぞれ外務委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、特に原子力関係の三案件につきましては、科学技術振興対策特別委員会との連合審査会を開き、慎重審議を重ねましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

質疑終了の後、今五月十五日、右四案件につき一括して討論を行い、日本社会党を代表して松本七郎君から賛成の意が表明され、直



国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

五九〇

ちに採決の結果、右四案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

(千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件 (昭三一、五、一七国会において承認・未公布)

### 一、提案理由(四月二日)

○政府委員(井上清一君) たいま議題となりました、日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、戦前におきましては、明治四十四年六月十六日に署名されました通商航海条約及び特別相互関税条約によって規律されておつたのでありますが、ノールウェーは、昭和二十七年十月、サン・フランシスコ平和条約第七条の規定によってこの条約を復活させる意向はなく、これにかわる新条約の締結を希望するといつて参りました。従いまして、戦後における両国の通商航海関係は、サン・フランシスコ平和条約第十二条の規定によって規律されて参つた次第であります。

しかしながら、平和条約第十二条の規定は、御承知のように、同条約の効力発生後四年間となつておりますので、両国間で、昭和二十八年十二月から新しい通商航海条約案の検討を開始したわけでありませんが、ようやく本年二月中旬に至り、わが国の主張を十分に採り入れた条約案の妥結をみましたので、条文、字句の整理を施した

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めるの件

五九一

上、二月二十八日に本大臣とランゲ・ノールウェー外務大臣との間に署名調印を了した次第であります。

わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、この条約によりまして初めて安定した基礎の上に置かれることとなるわけでありまして、両国間の友好関係及び両国民の間の一そう緊密な経済交流に資するところが大きいと認められますのみならず、この条約の締結が、現在なお交渉の途上にある他の諸国との通商航海条約の締結交渉にも好影響を与えることとなると考えられますので、ここにこの条約の批准について御承認を求める次第であります。

慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。ガットは、国際通商の分野における代表的な国際協定として一九四八年に発足したのでありますが、その後の国際経済情勢の進展にかんがみ、これを全面的に再検討する必要があると認められたので、一九五四年末ジュネーヴにおいて開催された第九回ガット締約国団会議においてガットの規約改正の討議が行われ、その結果、一九五五年三月十日に至り、ガットの改正に関する諸議定書、すなわち、ガット第一部、第二十九条及び第三十条改正議定書、ガット前文、第二部及び第三部改正議定書並びにガットの機構上の改正に関する議定書が作成されたのであります。

これらの議定書は、国際收支上の理由に基く数量制限の緩和、輸



出補助金の撤廃等、通商障壁の除去を目的とする改正を行うものあり、また、貿易協力機関の成立に伴い必要とされるガットの技術的修正を行うものであります。

わが国がこれらの改正諸議定書を受諾すれば、通商障壁の軽減についての義務を負うことになり、いわゆる貿易自由化の方向に進むことが要請されるのであります。改正ガットの趣旨は、国内産業に急激な打撃を与えることなく、漸進的に通商上の保護措置の減少をはかることにあり、国内生産者保護の道は保障されております。他面、輸出貿易に依存するわが国として、改正ガットに基く各国の通商障壁の撤廃によって益するところは、はなはだ大であると認められますので、ガットの改正諸議定書を受諾することは、きわめて有益な措置であると考ふる次第であります。

よって政府は、これらの改正諸議定書を受諾について御承認を求め次第であります。右の事情を了承せられ、御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。ガットは、現在事實上設けられている総会、会期間委員会及び事務局により運用されており、その運用に関して明確な規定を欠いております。一九五四年末ジュネーブで開催されたガット第九回締約国団会議において、ガットの規約改正が討議された際、あわせてこの問題がとり上げられ、その結果、一九五五年三月十日にこの貿易協力機関に関する協定が作成されたのであります。

リカに対して投資を行なっておらず、ワシントン輸出入銀行が主としてわが国の電力会社に対して、火力発電用設備資金として借款を供与している状態であり、将来わが国の輸出入銀行が取得する利子について免除されることとなる道を開くとともに、ワシントン輸出入銀行が取得する利子を免税することによって、わが国への投資の促進、ひいては日米間の経済交流の一そうの緊密化をはからんとする次第であります。

よって、ここに本議定書の締結について御承認を求め次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、本件についてすみやかに御承認あらんことを希望いたす次第であります。

## 二、参議院外務委員長報告（五月六日）

○笹森順造君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告いたします。

まず、日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めの件について申し上げます。

この条約の署名に至るまでの経緯と内容の概要は次の通りであります。すなわち、戦前のわが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、明治四十四年の通商航海条約及び特別相互関税条約によって規律されておりましたが、戦後、ノールウェーは同条約を復活させる意向はなく、これにかわる新しい条約の締結を希望する旨、申し

この協定により設立される貿易協力機関は、ガットの運用を主目的とする国際機関でありまして、その成立の際は、前記のガット締約国団会議、会期間委員会及び事務局は、それぞれ機関の総会、執行委員会及び事務局に引き継がれるものであります。ガットの締約国であるわが国としては、ガットの運用に当り、かつ、国際通商の分野における恒久機関として発足を予定されているこの機関に参加することは、きわめて有益な措置であると考ふる次第であります。

よって政府は、この協定の受諾について御承認を求め次第であります。御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

最後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

御承知のようにわが国とアメリカ合衆国との間には、昭和二十九年四月にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約、いわゆる日米所得税条約がございます。両国間の経済活動及び人的交流の円滑化をはかつていのであります。このたび日本輸出入銀行及びワシントン輸出入銀行が、それぞれ相手国内の源泉から取得する貸付金または投資の利子に対しまして、その相手国における課税を免除することとするため、右の条約を補足する議定書を締結することといたしたい次第であります。もちろん現状におきましては、日本輸出入銀行はアメ

て参ったのであります。従って、戦後における両国の通商関係は、サンフランシスコ平和条約第十二条の規定に基いて暫定的に律規されてきたのであります。昭和二十八年以来、両国間で新しい通商航海条約案の折衝が行われました結果、本年二月二十八日、本条約の署名が行われたのであります。この条約は、わが国としては、さきに締結せられました日米通商航海条約に次ぐ戦後第二番目の通商条約でありまして、両国間の通商航海関係を規律し、かつ、これを促進するため、輸出入貨物に対する最恵国待遇、相手国商船に対する内国民待遇及び最恵国待遇、その他入国、居住等の事項に関する待遇保障などを規定したものであります。政府といたしましては、わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、この条約によって初めて安定した基礎の上におかれることとなるのみならず、現在、交渉の途上にある他の諸国との通商航海条約の締結交渉にも好影響を与えることが考えられるとの見解でありました。

委員会においては、その他の諸国との通商航海条約締結交渉の現状と見通し、また、本条約の議定書に書かれているノールウェーと北欧諸国との経済上の特殊関係と本条約との関係等につき質疑があった後、四月三十日、採決を行いましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

次に、日米間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の補足議定書に関する件は、わが国と米国の間には、昭和二十九年四月に署名されたいわゆる日米所得税条約がありまして、両国間の経済活動及び人的交流の円滑化をはか



ておりますが、このたび日本輸出入銀行及びワシントン輸出入銀行が、それぞれ相手国内の源泉から取得する貸付金または投資の利子に対して、相手国における課税を免除することとするため、右の条約を補足する本議定書が作成されたのであります。

政府の説明によりますと、現状においては、日本輸出入銀行はアメリカに対して投資を行なつておらず、ワシントン輸出入銀行が、主としてわが国の電力会社に対して借款を供与している状態であり、主としてこの議定書の締結によつて、将来わが方の輸出入銀行が取得する利子について免税される道を開くとともに、本措置により、わが国への投資の促進をはかりたいとのことでありました。

委員会においては、この議定書の内容は、相互的な建前になつていようだが、日本の輸出入銀行が、米国に貸付または投資することとは差し当り予想されないので、実体的には片務的約束ではないか。また、むしろ広範な基礎において、実質的相互免除となるこの種のものと考え得られなかつたかとの点、さらにまた、東南アジア諸国とこの種協定を結ぶ必要性等についても質問がございました。委員会は、四月三十日、本件の採決に入りましたところ、本件も全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

### 三、衆議院外務委員長報告(五月十七日)

○野田武夫君 ただいま議題となりました日本国とノールウェーと

促進することになる次第であります。

第二に、ガットの改正に関する諸議定書について申し上げます。関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットは、国際通商の分野における代表的な国際協定として一九四八年に発足したのでありますが、その後の国際経済情勢の進展にかんがみ、これを全面的に再検討する必要があるためでありまして、一九五四年末、第九回ガット締約国団会議におきましてガットの規約改正の討議が行われ、その結果、一九五五年三月十日に至り、ガットの改正に関する諸議定書が作成されたのでございます。

諸議定書とは、第一、ガット第一部第二十九条及び第三十条改正議定書、第二、ガット前文、第二部及び第三部改正議定書、第三、ガットの機構上の改正に関する議定書の三つであります。これらの議定書は、国際収支上の理由に基く数量制限の緩和、輸出補助金の撤廃等、通商障壁の除去を目的とする改正を行うものであり、また、貿易協力機関の成立に伴い必要とされるガットの技術的修正を行うものであります。

改正ガットの趣旨は、国内産業に急激な打撃を与えることなく、漸進的に通商上の保護措置の減少をはかることにあり、国内生産者保護の道は保障されておるわけであり、他面、輸出貿易に依存するわが国としては、改正ガットに基く各国の通商障壁の撤廃によつて益するところははなはだ大であると認められますので、ガットの改正諸議定書を受諾することはきわめて有益な措置であると考へられるのであります。

日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件

の間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件、関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書を受諾について承認を求めめるの件、貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めめるの件並びに所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一に、日本国とノールウェーとの間の通商航海条約について御説明申し上げます。

わが国とノールウェーとの間の通商航海関係は、明治四十四年に締結された両国間通商航海条約等によつて律せられておりました。戦後ノールウェーはこの条約を復活させる意向はなく、これにかわる新しい条約の締結を希望して参りましたので、昭和二十八年十二月から両国間に新条約締結の折衝が行われ、今年二月二十八日、東京においてこの条約の署名調印を見るに至つたのであります。

この条約は、両国民の間の貿易上及び通商上の関係を促進するため、無条件の最惠国待遇及び内国民待遇の相互供与を基礎とするもので、その内容並びに形式においても、戦後わが国が結びました唯一の通商航海条約であります。日米間の通商航海条約のつとたものであります。両国間の通商航海関係は、この条約により初めて安定した基礎の上に置かれ、両国民間の一そう緊密なる経済関係に資するところが大きいものと認められ、また、この条約の締結が、わが国が行なつております他の諸国との通商航海条約の締結交渉をも

第三に、貿易協力機関に関する協定について申し上げます。

ガットは、現在事実上設けられている締約国団会議、会期間委員会及び事務局により運用されておりますが、その運用に関して明確な規定を欠いております。一九五四年のガット第九回締約国団会議においてガットの規約改正が討議された際、あわせてこの問題が取り上げられ、その結果、翌一九五五年三月十日にこの貿易協力機関に関する協定が作成された次第であります。この協定により設立される貿易協力機関はガットの運用を主目的とする国際機関であり、また、その成立の際には、前に述べましたガット締約国団会議、会期間委員会及び事務局は、それぞれこの機関の総会、執行委員会及び事務局に引き継がれるものであります。この機関は、ガット締約国の対外貿易総額の八五%を占める締約国により受諾された時に効力を生ずることになっており、所在地はジュネーヴに決定されることとが予定されております。

わが国は、この機関への参加を通じ、国際通商部門におけるわが国の地位の擁護をはかることができ、特に新たに設置される執行委員会の一員に選任される可能性が大であるので、その上は貿易上のわが国の利害主張をより有効に反映できることが期待されるのであります。

最後に、日米所得税条約の補足議定書について申し上げます。わが国とアメリカ合衆国との間には、昭和二十九年に締結されました、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約、すなわち日米所得税条約がありまして、両国間の経済



活動及び人的交流の円滑をはかっているものでありますが、このたび、日本輸出入銀行及びワシントン輸出入銀行が、相手国内の源泉から取得する貸付金または投資の利子に対しまして、その相手国における課税を免除するため、この条約を補足する議定書を締結することとなり、三月二十三日、東京においてこの議定書が署名調印されました。

もちろん、現状におきましては、日本輸出入銀行はアメリカに対して投資を行なっておらず、ワシントン輸出入銀行が主としてわが国の電力会社等に対して借款を供与している状態でありますが、将来わが国の輸出入銀行が取得する利子について免除されることとなる道を開くとともに、ワシントン輸出入銀行が取得する利子を免税することによって、わが国への投資の促進をはからんとするものがあります。

以上四案件は、三月二十八日、四月一日、四月一日及び四月一日、それぞれ予備審査のため外務委員会に付託され、参議院において承認後、五月六日、四月十九日、四月十九日及び五月六日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録により御了承を願います。

質疑終了の後、今五月十七日、第一、第二、第三の案件を一括して、討論は省略して採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。続いて、第四の案件、すなわち、日米所得稅条約の補足議定書について討論に入り、日本社会党松本七

郎君から反対の意向が表明され、直ちに採決の結果、多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎関税及び貿易に関する一般協定の改正  
に関する諸議定書の受諾について承認  
を求めめるの件

(昭三二、五、一七国会において承認・未公布)

一、提案理由(四月二日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二、二〇条)の提案理由を一括して掲載)

二、参議院外務委員長報告(四月十九日)

(日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書(昭三二、二、二〇条四)の委員長報告を一括して掲載)

三、衆議院外務委員長報告(五月十七日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二、二〇条)の委員長報告を一括して掲載)

◎貿易及び貿易に関する一般協定の改正  
に関する諸議定書の受諾について承認  
を求めめるの件



◎貿易協力機関に関する協定の受諾につ

いて承認を求めるの件

(昭三二、五、一七国会において承認・未公布)

一、提案理由(四月二日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二条)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院外務委員長報告(四月十九日)

(日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書(昭三二、二条四)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院外務委員長報告(五月十七日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二条)の委員長報告と一括して掲載)

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件

(昭三二、五、一七国会において承認・未公布)

一、提案理由(四月二日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二条)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院外務委員長報告(五月六日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二条)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院外務委員長報告(五月十七日)

(日本国とノールウェーとの間の通商航海条約の批准について承認を求めめるの件(昭三二、二条)の委員長報告と一括して掲載)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の補足議定書の締結について承認を求めるの件



### ◎千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めめるの件

(昭三二、五、一五国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(四月十日)

○井上(清)政府委員 たいま議題となりました千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めめるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

十九世紀以来の海上運送事業の発展に伴い、運送人对荷主の利害の衝突を国際的に解決する必要が生じたので、第一次大戦後、海上運送における運送人の責任を統一的に規律する国際条約起草の準備が開始され、数回の国際会議を重ねた結果、一九二四年ブラッセルでこの条約が作成されたのであります。

戦前、海運について一流国でありましたわが国は、前記の条約交渉に当初から参加し、一九二五年にこれに署名を了したのであります。その批准のためにはわが国海商法の改正等の問題についての検討を必要とし、そのうち第二次大戦となり、ついに批准は実現しないうまま今日に至ったのであります。

プトとの間の文化協定の批准について承認を求めめるの件並びに日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、文化協定につき御説明申し上げます。日本国とエジプトとの間の文化協定は本年三月二十日カイロにおいて、また、日本国とイランとの間の文化協定は四月十六日東京において、それぞれ署名調印されたものであります。この両協定は、ともに、戦後わが国が結びましたフランス、イタリア、メキシコ、タイ、ドイツ及びビンドとの文化協定と内容においてほぼ同様のものでありまして、文化交流のための諸種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について定めたもので、両国との文化関係を通じて、当事国相互の国民の理解を深め、両国の親善関係の増進をはからんとするものであります。

次に、一九二四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約は、海上運送に伴う運送人の責任を明確にすることにより、一方において荷主を保護するとともに、他方において海上運送企業の円滑な発展を促進しようとするものであります。

本条約は、一九二四年条約作成の翌年、すなわち大正十四年にわが国も署名いたしました。その批准のためには、わが国海商法の改正等の問題についての検討を必要とし、そのうち第二次大戦となり、ついに批准をしないまま今日に至った次第であります。しかし

この条約は、海上運送に伴う運送人の責任を明確にすることにより、一方においては荷主の保護、他方においては海上運送企業の円滑な発展を促進しようとするものであります。わが国がこの条約の批准を行いますと、わが国の海運業が、取引の実情に即さない現行商法のもとにおいて過大な責任を負担せられる危険が解消し、戦後再び昔日の地位を取り戻しつつあるわが国の海運事業の安定した発展に寄与するものと考えるのであります。

なおわが国は、署名の際にベルギー外務大臣にあてた書簡をもちまして、船長その他運送人の使用人の航海上の過失に基いて生じた損害についての運送人の責任を免除する条約第四条2(a)の規定の受諾及び内国沿岸貿易に条約の規定を適用することを留保したのであります。第四條2(a)の規定に對する留保は撤回し、また第九條第一項の貨幣單位に関する條項は、現狀に即しませんので、新たにその適用を留保することといたしました。

よつて政府は、この條約の批准について御承認を求めめる次第であります。何とぞ右の事情を了承せられ、御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月六日)

○山本利寿君 たいま議題となりました、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めめるの件、日本国とエジ

プとなら、わが国がこの条約の批准を行えば、わが国の海運業が取引の実情に即さない現行商法のもとにおいて過大な責任を負担せられる危険が解消し、わが国海運業の安定した発展が期待されるのであります。なお、わが国は、本条約署名の際、船長その他運送人の使用人の航海上の責任に基いて生じた損害についての運送人の責任を免除する本条約第四条2(a)項の規定の受諾及び内国沿岸貿易に本条約の規定を適用することをそれぞれ留保いたしました。今回の批准に際しては、内国貿易に関する留保は存置しますが、第四条2(a)項の規定に関する留保は撤回し、また、第九條第一項の貨幣單位に関する條項は、現狀に即しませんので、新たにその適用を留保することといたしました。

また、本条約批准に伴う国内措置として、国際海上物品運送法案が今国会に提出されております。

エジプト及びイランとの間の文化協定は四月十一日及び二十二日に、また、船荷証券に関する条約につきましては四月四日に、それぞれ外務委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細は会議録につき御了承を願います。

質疑終了の後、五月二日討論に入り、日本社会党を代表して松本七郎君から、二文化協定について協定実施に必要な十分な予算の確保を期せられたる旨を政府に要望し、賛成の意が表明され、直ちに以上三件を一括して採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。



千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告 (五月十五日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名されれ国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

(昭三二、五、一五国会において承認・未公布)

一、提案理由(四月十二日)

○井上(清)政府委員 ただいま議題となりました日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件につきまして提案理由を説明いたします。

昭和三十一年三月エジプト政府からわが方に対して文化協定を締結したい旨の申し入れがあり、先方はその後の交渉におきましてもきわめて熱意のあるところを示しましたので、ほどなく案文について意見の一致を見るに至ったのでございますが、同年夏スエズ問題の突発により一時署名を延期するのやむなきに至りました。その後、本年二月にエジプト側より早急に署名を行いたい旨の申し入れがあり、わが方といたしましてもエジプトとの友好親善をはかる上に本協定の締結が有意義であると考えられますので、去る三月二十日カイロにおいて在エジプト土田大使とA・ファッターフ・ハサン・エジプト外務副大臣との間で本協定の署名調印を行なった次第であります。

本協定は、戦後わが国が締結いたしましたフランス、イタリア、メキシコ、タイとの文化協定または今期国会においてすでに御承認

日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

を得ましたドイツ、インドとの文化協定と内容的におおむね同様のものがございます。両国間の文化交流のための諸種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したものであり、この協定の実施によりエジプトとの文化関係を通じて両国民の間の相互理解が一そう深められ、両国の親善関係の増進に資するところ少くないものと期待されます。

よって、ここに本協定の批准について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本件につき御承認あらんことを希望いたします。

次に、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は、一九五四年に国際砂糖協定に参加して以来、砂糖輸入国の立場から国際市場における砂糖需給計画の策定に積極的に参加してきたのであります。同協定は、有効期間五カ年でありましたが、発効後三年目の一九五六年に改正を行うこととなっております。この改正は、国際連合主催による協定改正のための砂糖会議が客年五月にニューヨークで、さらに同年十月にジュネーブで開催され、わが国も代表を出席せしめたところ、同会議は十一月二日日本議定書を採用いたしました。

この議定書による改正の結果、わが国が受ける利益のおもなものは、協定に基づく輸出国の輸出割当量が増加すること、輸出割当量を調整する価格点の水準が引き下げられること、及びわが国の投票数



の増加に伴い砂糖理事會におけるわが国の発言力が強化することであり、委員長報告と一括して掲載）

政府におきましては、右の利点を考慮し、客年十二月十一日にこの議定書に署名いたしました。また、この議定書第四条(1)の規定により、同日までに受諾を行うことのできない国は、本年七月一日までに議定書を受諾するよう努力する旨の通告をあらかじめ英国政府に行なっておき、その後七月一日までに正式の受諾を行えばよいこととなっており、この規定により、政府は、客年十二月二十四日に右の通告を行なっております。

よって、この際は、この議定書を受諾について御承認を求める次第であります。

右の事情を察せられ、御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

### 二、衆議院外務委員長報告(五月六日)

(千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(五月十五日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の

## ◎千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

(昭三二、五、一七国会において承認・未公布)

### 一、提案理由(四月十二日)

(日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の提案理由と一括して掲載)

### 二、衆議院外務委員長報告(五月十五日)

(国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(五月十七日)

○笹森順造君 たいま議題となりました四つの承認案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書は、国際砂糖協定の一部を改正す

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

るため、昨年十一月二日にジュネーブにおける国際連合砂糖會議により採択されたものであります。そのおもなる改正点と、これに対するわが国の立場を申し上げますと、第一に、輸出国の輸出割当量が増加されましたので、わが国としては買付先の選択が以前より自由となり、特に台湾、フィリピン、インドネシアの輸出货量が大幅に増加したため、これら諸国との輸入交渉が円滑になること、第二に、輸出割当量の増減の基準となる価格点が引下げられましたので、糖価が以前よりも低い点で安定する仕組みとなったこと、第三に、砂糖理事會における輸出入国双方の票数の分配を変更しました。が、わが国の票数は増加しましたので、理事會におけるわが国の発言力が強化される等の諸点であります。

政府におきましては、これらの利点を考慮して、昨年十二月十一日に改正議定書に署名をいたしました。が、受諾期限である本年一月一日までに受諾手続を完了することが困難でありましたため、議定書の規定に基いて、来たる七月一日までに受諾するよう努力する旨の通告を英国政府に対し行なつてあるとの説明でありました。

委員会の質疑におきましては、砂糖の問題は複雑かつ重要なものであるから、政府は砂糖の輸入を行う一方、国内における砂糖の生産、加工、販売、消費等の面を考慮した総合政策を立てる必要があるとして、政府の方針をただし、希望が述べられました。

次に、国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件について申し上げます。

政府の提案理由を簡単に説明いたしますと、この憲章は、原子力



千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

の平和的利用を促進するために、国際機関を設置するという構想の具体化として、昨年十月二十三日に米ソを含む八十一カ国の会議において採択されたものでありまして、わが国は同月二十六日に署名を了したのであります。

憲章によって設立される国際原子力機関は、加盟国が提供する物質、施設、役務等を機関が仲に立つて援助要請国に供給するといふ、いわば原子力の国際銀行の役目を果すものでありまして、すでに米、ソ、英等の原子力先進諸国は、この機関に対して必要な特殊核分裂性物質を提供する用意がある旨を表明しておるのであります。

わが国は、この機関の設立に対して、当初から協力的態度を示し、機関発足のための準備委員会の一員に選出され、また、機関発足の上は、極東地域における技術先進国として、理事会の一員に選ばれることが、ほぼ確実となつておりますので、政府におきましては、この機関に参加することによつては、原子力平和利用の促進という国際協力の分野に積極的に参加するとともに、機関が活動を開始した上は、機関から物質その他の援助を仰ぐことによつて、わが国自身の原子力平和利用の研究、開発に資することとしたいとの見解でありました。

本件に関しては、米国議会の本憲章批准の見通し、ユーラトムと本機関との関係等につき熱心が質疑がございました。

次に、特殊核物質の賃貸借に関する日米間の第二次協定の締結及び特殊核物質の賃貸借に関する日米間定の協第一条の特例に関する

公文の交換、それぞれについて承認を求めるの両件について申し上げます。

政府はさきに、茨城県東海村原子力研究所に設置される溶液型研究用原子炉に使用する濃縮ウランの賃貸借に関して、米政府との間に第一次協定を締結しましたが、この第二次協定は、右の原子炉に次いで、第二号炉として、同じく東海村に建設される重水型研究用原子炉に使用する濃縮ウランの賃貸借に関して定めたものでありまして、去る五月八日に署名が行われたのであります。

この協定において、わが国は四キログラムをこえないウラン二三五を一九・五％から二〇％までの間に濃縮したウラン及び補てんに必要な追加量を米国の原子力委員会から賃借できることになっております。なお、右の第二号原子炉は、来春には完工し、運転を開始する予定でありますので、それまでに濃縮ウランを入手できるように発注する必要がありますので、大件につき、今国会中に承認を求めたいとの説明でありました。

また、第一次協定第一条の特例に関する交換公文は、次のような趣旨のものであります。

この協定の第一条は、溶液型研究用原子炉の燃料として日本国政府に賃貸される濃縮ウラン濃縮度をウラン二三五について一九・五ないし二〇％と定めております。しかるに、右の原子炉のためのフィッシャーン・チェンバー、つまり中性子の密度を測定する器械に装てんされるごく微量のウランは、濃縮度が右の規格を若干下回るものであつても、原子炉の操作には差しつかえないことが判明し

ましたので、協定第一条に定める濃縮度は、右のフィッシャーン・チェンバー用ウランについては必ずしも適用されないこと、及びこのウランの濃縮度については二〇％をこえない範囲で、日米両国政府間において随意合意することができることとし、右に関する公文が五月八日に交換されたのであります。

この細目協定に関しては、わが国の原子力発電計画の見通し、この細目協定に当つてわが方が希望した燃料の買上げの主張が通らず、賃貸の形となつたいきさつ等につき質疑がございました。

委員会は、五月十六日、以上の四件の質疑を了し、採決を行いましたところ、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

右、報告いたします。

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開設された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件



### ◎日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

(昭三二、五、一五国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(四月二十四日)

○井上(清)政府委員 たいま議題となりました日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を承めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この協定につきましては、昨年末在京イラン大使館を通じて協定締結方申し入れがあり、自來東京において交渉を続けて参りましたところ、案文について双方の意見の一致を見ましたので、去る四月十六日東京において岸外務大臣とホモイン・ゴズ・ナカイ駐日イラン大使との間でこの協定の署名調印を行なった次第であります。

この協定の内容は、従来わが国が締結いたしましたフランス、イタリヤ、メキシコ、タイとの文化協定または今国会におきましてすでに御承認を得ましたドイツ、インドとの文化協定等とおおむね同様のものでありまして、両国間の文化交流のための諸種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したものであり、この協定の締結により、イランとの文化関係を通じて両国民の間の相互理解が一そう深められ、両国の間の親善関係の増進に資するところ少くないものと期待されます。

よって、ここに本協定の批准について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本件につき御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月六日)

(千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(五月十五日)

(千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件(昭三二一条)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)

(昭三二、三、二二成立)

#### 一、提案理由(二月七日)

(昭和三十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院予算委員長報告(三月八日)

○山崎巖君 たいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)、同特別会計予算補正(特第一号)につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら補正二案は、昭和三十一年度本予算と同時に去る二月一日予算委員会に付託され、本八日討論、採決されたものであります。御承知の通り、その間に内閣の交代があったのであります。本委員会におきましても、岸内閣総理大臣より、前内閣の提出したこれら補正二案はそのまま新内閣が引き継ぐ旨の言明があったのであります。

本補正の内容は、一般会計歳入面において、所得税及び法人税の自然増収四百億円を計上し、このうち三百億円を産業投資特別会計に新たに設ける賞金へ繰り入れ、残りの百億円を地方交付税交付金の増加に充当するものであります。この結果、昭和三十一年度における一般会計予算総額は、歳入歳出ともにそれぞれ一兆七百四十九

億二千二百余万円となっております。

以上の補正を行なった目的の第一は、本年度経済の好況に伴う租税の大幅の自然増収を有効に使用するために、新たに産業投資特別会計に資金を設けることとし、その財源として三百億円を同会計に繰り入れまして、今後の財政投融资の資金源に充当することであり、しこうして、この資金の使用は、三十二年において百五十億円を予定し、残りは三十三年以降に持ち越すことと相なっております。第二に、地方団体に交付する地方交付税交付金は、法人税及び所得税収入の自然増加に應じて当然増加したものでありまして、これらの自然増四百億円の百分の二十五に相当する百億円が計上されておるのであります。しこうして、これに関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計において所要の補正が行われております。以上が補正予算の内容であります。

次に、委員会における質疑の若干について申し上げます。まず、本補正を近く提出される予定の第二次補正予算と分離した理由いかん。ことに、昭和三十一年度食糧管理特別会計の赤字三十四億円は、決算上すでに確定したものであるから、当然本補正に計上すべきである、また、同会計の三十一年度分の赤字百六十一億円は、財政法第十二条にいう会計年度独立の原則からしても、また、三十一年度においては赤字を年度内補正で措置した点から見ても、当然に本年度内の補正予算で処理すべきではないか、以上のような質疑がありました。これに対し、政府側より、本補正は三十一年度の財政投融资の資金源に直接関係を持つものであるから、本予算審議



の必要上から、他の補正と切り離して、早急に提出したものである。他の経費の補正は、三十年度食糧管理特別会計の赤字処理を含め、一括第二次補正予算として提出する。また、食糧管理特別会計の三十一年度分の損失は三十二年七月末日までに最終的に確定されるものであるから、赤字の処理は決算確定後に持ち越すのが至当と思う。また、このように既往の損失額を後年度において補てんした例は、従来とも、食管のみならず、他の特別会計においても若干あったことで、決して財政法違反とはならないとの答弁がありました。

また、地方財政に關しましては、年々累増する公債費が地方財政に対していよいよ重圧を加えつつあるが、これが対策いかんとの質疑がありました。政府は、これに対し、今回の交付税交付金百億円のうち、地方公務員に対する年末手当〇・一五分十六億円、その他八億円を除いた七十六億円を来年度における公債費の財源として交付する予定である、すなわち、来年度分の公債費のうち、かつての給与引き上げの財源となった地方債の元利償還費二十億円の全額及び失業対策事業、公共事業、中小学校建築等の財源となった地方債の利払い費百五十五億円の半額程度は国でめんどうを見る予定であるが、これらの数字のうちには不交付団体の分をも含んでいるので、これを除くと、今回の七十六億円で大体措置できるとい見込でみえる、なお不足分はでき得る限り善処したい、という答弁がございました。

なお、これに関連して、あらかじめ年度繰り越しを予定して本年

度分交付税を計上するのは無理ではないかとの質疑がありました。これに対しては、この交付税は、事務上の手続からいっても、年度内に使い切ることは困難であるし、特例法を設けて、来年度分の交付税と合せて交付したいとの答弁がございました。

本補正につきましては、質疑終了後、日本社会党より、政府はこの案を撤回し、すみやかに以下申し述べるとき要綱に従って編成がえの上、再提出すべしとの動議が提出されました。その要綱は、一、政府は補正予算の編成を二回に分割しているが、この方式を改め、正第一号で一括して一般経費の不足を充足すべきである、二、必要な財政支出の充足を優先的に行うとの観点から、産業投資特別会計への繰り入れはとりやめ、食糧管理特別会計における昭和三十一年度より昭和三十一年度の赤字見込み計百九十五億円を計上する、三、歳出面では、そのほか、遺族及び留守家族等援護費、社会保険費、沖繩住民に対する土地補償代払い等十一件を計上して、歳出総額を五百億円とし、その財源には租税及び印紙収入の自然増収五百億円を充当すべきであるというのであります。

本日午後討論に入り、採決の結果、社会党の組みかえ要求動議は否決され、補正予算二案は政府原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院予算委員長報告(三月二十二日)

○苦米地義三君 たいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)、同特別会計予算補正(特第1号)、同一一般会計

予算補正(第2号)、同特別会計予算補正(特第2号)及び同政府関係機関予算補正(機第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計及び特別会計の第一次補正は、経済好況に伴う一般会計の自然増収の一部を、産業投資特別会計に新たに設ける資金に繰り入れ、今後の産業投資を経済情勢に応じて計画的に行う道を開くとともに、所得税及び法人税の増収額に見合う地方交付税交付金を追加計上することを内容とするものであります。すなわち、所得税及び法人税の増収四百億円を財源とし、そのうち三百億円を産業投資特別会計資金に繰り入れ、同会計の原資の補完に充当するとともに、百億円を地方交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れ、地方交付税交付金の財源に充当しようとするものであります。

次に、一般会計予算補正(第2号)ほか二件の第二次補正は、三十一年度の予算作成後に生じた事由により、当面必要とされる最小限度の所要額を計上いたしましたものであります。すなわち、戦傷病者戦没者遺族等援護費二十八億円、国民健康保険助成費十億円、義務教育費国庫負担金十七億円、旧軍人遺族等恩給費二十六億円、地方交付税交付金十億円等を追加計上するとともに、沖繩関係特別措置費十一億円を新規計上し、なお、食糧管理特別会計の三十年度末赤字補てんのため、三十四億円を同特別会計へ繰り入れることといたしております。

第二次補正の財源といたしましては、酒税、物品税、関税の増収百三十億円のほか、雑収入等約十七億円を計上いたしております。

第一次及び第二次補正の結果といたしまして、昭和三十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに五百四十七億円を増加いたしました。一兆八百九十六億円と相なるのであります。なお、特別会計及び政府関係機関の予算についても、所要の補正が行われております。以上が昭和三十一年度予算補正の概要の内容であります。

予算委員会におきましては、池田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、三月十九日、二十日及び二十二日の三日間にわたって、岸内閣総理大臣並びに関係閣僚に対し質疑を行いました。以下、これら質疑のうち二、三のものについて簡単に御報告申し上げます。

「今回の補正予算は、産投特別会計資金への繰り入れ及び地方交付税の増額などのように、三十一年度の自然増収を三十二年以降の財源として使用しようとするものが多く、補正予算の要件たる緊急性を欠くのみならず、財政法の会計年度独立の原則に違反する疑いがある。食糧会計の赤字は、何ゆえに三十年度分だけを補てんして三十一年度分を補てんしないのか。また、地方交付税の増額合計百十億円については、当然三十一年度分として地方に交付すべきものを、ほとんど全部三十二年度分として交付するばかりでなく、これをひもつきとして地方債の元利償還に充てさせることは交付税の建前に反するものではないか。また、地方債の元利補給金は、本来、交付税とは別途に国から支出すべきものであり、これを交付税でまかなうのは、地方にとっては自分で自分の財源を食うに過ぎないではないか」などの質疑がありました。

これに対して政府側から、大体次のような答弁がございました。



「各会計年度の経費は、その年度の歳入をもって支弁するのが原則であるが、それと同時に、財政法は継続費や特別の資金等の例外も認めている。三十一年度には千億円にも上る異常な自然増収が見込まれるので、財政法第四十四条の規定に基く資金を設けることは、何ら財政法違反でないばかりでなく、財政に弾力性を持たせ、その効率化をはかる上に必要かつ適切である。三十一年度の食管会計の赤字については、決算確定後にこれを補てんするのが本則である。ことに今回は政府内に設けられた臨時食糧管理調査会において、価格体系や損失の処理等について根本的検討を加えることとなつているので、決算確定を待つて措置することにした次第である。また、地方交付税の増額は、所得税、法人税及び酒税の増収に伴う当然の結果であるが、三十一年度中に全部は使用しきれないので、二十四億円を三十一年度分として交付するほか、残金は三十二年の交付税に加算して交付することとした。しこうして三十二年においては、地方交付税の配分基準に公債費が加えられるので、今回の補正による地方交付税の増額は、結局、公債費対策の一環となるのである。以上のような政府側の答弁がありました。このほか委員会における質疑は、きわめて広範多岐にわたっておりましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくして本日をおもひまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して吉田委員は反対、自由民主党を代表して迫水委員は賛成、緑風会を代表して森委員は賛成の旨それぞれ述べられました。

これら討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十一年度補正予算五案は、多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎昭和三十一年度特別会計予算補正(特第1号)

(昭三二、三、一二成立)

一、提案理由(二月七日)

(昭和三十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月八日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(三月二十二日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)の委員長報告と一括して掲載)

一、試案理由(二月廿日)

◎昭和三十一年度特別会計予算補正(特第1号)

昭和三十一年度特別会計予算補正(特第1号)



◎昭和三十一年度一般会計予算

(昭三二、三、三二成立)

一、提案理由(二月七日)

○池田国務大臣 昭和三十一年度予算編成の方針及びその骨子につきましては、先日本会議において御説明いたしましたところであり、予算委員会において本日から御審議をお願いするに当りまして、あらためて、その概要を御説明申し上げたいと存じます。

まず、財政規模について申し上げます。三十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも一兆一千三百七十四億円であります。三十一年度の当初予算に比べ、一千二十五億円の増加となっております。また、財政投融资につきましては、三千二百四十六億円で六百七十三億円の増加となっておりますが、経済規模の拡大と考え合せますならば、この程度の規模が適当であると存じます。

次に、一般会計について申し上げます。まず歳入のうち、主要なものは、申すまでもなく租税及び印紙収入であります。九千四百六十九億円を見込んでおり、歳入全体の約八三%に相当しております。税制改正につきましては、本会議において御説明いたしました通り最重要事項として取り上げ、国民負担の軽減合理化をねらいとする大幅減税を行うこととしております。すなわち、所得税につきまして、低額所得者の負担の軽減に留意しつつ、税率の累進度の緩

和に重点をおき、初年度一千九十億円、平年度一千二百五十億円の減税を実施することといたしております。同時に、特別減免措置の合理化による増徴、ガソリン税率の改訂を行う予定でございます。これら税制の改正案の詳細につきましては、別途政府委員をして説明いたさせます。

次に、専売納付金につきましては、たばこ売上数量の見込みに基づきまして、三十一年度比五十五億円を増額し、一千八百八十二億円と予定しております。

次に、歳出のうちおもな経費につきまして、その概要を申し述べることといたします。

まず、社会保障関係費につきましては、特に重点をおき、三十一年度比九十二億円を増額して一千二百二十六億円を計上し、医療施策、低所得者対策の両面にわたって、内容の充実に努めております。

生活保護費につきましては、予算額は、三百六十五億円で三十一年度比二億円の増加にとどまりましたが、これは保護対象人員の最近の減少傾向を見込んだ上のものであります。内容を見ますと、生活保護基準の引き上げ、母子加算の拡充など、一段と施策の前進を織り込んでおります。

社会保険費につきましては、まず、遠からず国民がみな医療保険に加入することを目標として、国民健康保険の普及促進をはかり、その被保険者数が三十一年度比五百万人増加して、三千五百万人に達するものと見込んでおります。また、政府管掌健康保険の

事業の健全な発達をはかるため、三十一年度と同様三十億円を厚生保険特別会計の健康勘定へ繰り入れることとしております。

失業対策といたしましては、最近における雇用状況の好転、三十一年度における経済の活況並びに公共投資の増大に伴う雇用の増加を考慮し、その吸収人員は若干減少するものと見込みましたが、他方一般失業対策事業の賃金単価を、現行の二百八十二円から三百二円に引き上げてその改善をはかり、事業内容の充実に努めることとしております。これに、失業保険費を合せました予算額は、三十一年度比四億円減の三百四十八億円となっております。

結核対策といたしましては、死亡率は、幸い、目立って低下して参りましたが、新規発病者は依然跡を断ちませんので、その予防に重点をおいております。すなわち、健康診断及び予防接種を全額公費負担とするほか、医療内容においてもその充実をはかり、三十一年度比十四億円増の百四十八億円を計上いたしております。

以上のほか、社会保障関係の経費としましては、母子福祉貸付金及び世帯更生資金貸付金を増額し、医療費貸付補助金を新設する等の措置を講じております。

次に、文教関係費であります。重要経費について見ますと、三十一年度比、百二十二億円増加し、一千三百四十七億円となっております。

し、教育、研究の経費につきましても相当に増額いたしております。

以上のほか、恵まれない児童生徒のための給食及び教科書の給付の対象を拡大いたしますとともに、文化、スポーツの振興につきましても特に配意いたしました。

また、科学技術の振興につきましては、例年に比べて特に重点を置き、三十一年度比六十三億円を増額し、百七十九億円を計上いたしております。

特に原子力の平和利用に関しましては、原子力研究所の整備等について飛躍的に予算の増額をはかり、予算において六十億円、国庫債務負担行為において三十億円を計上しております。

恩給関係費につきましては、旧軍人遺族等恩給の受給見込み人員の増加、ベース改訂の平年度化等により約六十億円増加いたしました。また、文官等恩給につきましても、若干の増額をいたしました。これにより恩給関係費総体として、六十一億円増加して九百六十一億円に及ぶこととなります。

次に、防衛関係費につきましては、自衛力の質的増強に重点を置くことといたしております。防衛庁経費にしましては、最近毎年相当の予算の繰越額を生じておりますことから、本年度は、予算計上額を切り詰め、三十一年度比八億円増の千十億円を計上しております。従いまして、防衛分担金の減額と相俟って、防衛関係費といたしましては、三十一年度とほぼ同程度の規模にとどめたのであります。



さらに、賠償等対外債務の処理につきましては、自立国家としての責務を果すため、百十五億円増額して、二百十五億円を計上しております。

公共事業関係費につきましては、産業基礎の整備、なかんずく輸送力の増強を重点と考へ、道路及び港湾整備の予算を大幅に増額いたしました。すなわち、急速に道路の整備を行うこととし、揮発油税を一キロリットル当り四千八百円引き上げて、道路整備事業の財源を充実することとし、一般財源の増額四十億円と合せて道路整備費の予算を三十一年度比で約二百億円増額して五百四十八億円といたしております。また、地方の道路整備費につきましても、地方道路税、軽油引取税の改訂によりその財源の充実に努めております。道路整備に次いで、港湾整備の予算を五割増加し、工業用水道、都市計画等の予算についても増額いたしました。これにより、重要鉱工業地帯の産業立地条件の整備を促進できると存じます。また、北海道、東北、離島等特定地域の開発につきましても、特に留意しております。

以上のほか、治山治水対策事業費、食糧増産対策事業費等につきましても、その充実に努めておりますが、新たに特定多目的ダム建設工事特別会計及び特定土地改良工事特別会計を設けまして、事業の促進、予算執行並びに工事施行の合理化をはかることといたしております。

以上を通じ三十二年の公共事業関係費の計上額は、一千六百四十五億円となり、三十一年度比で二百二十五億円の増加となり

ました。これに失業者対策を兼ねて行われる特別失業対策事業及び臨時就労対策事業の予算計上額を合せますれば、公共事業関係費の総額は一千七百五十四億円に及ぶこととなります。

住宅対策につきましては、三十一年度におきましては、民間自力建設を含め約四十三万戸の住宅建設を計画しておりましたが、三十二年におきましては一段とこれを強化することといたしております。すなわち、公営住宅、公庫住宅及び公団住宅等を合せて、財政資金で約二十万戸の建設を予定し、その際、住宅規模の適正化及び不燃化、高層化の促進等、質的向上にも努めることといたしております。これに要する資金といたしましては、公営住宅、住宅金融公庫及び日本住宅公団の総体につきまして七百三十七億円を予定し、三十一年度比で二百二十五億円を増額しております。

なお、三十二年におきましては、上下水道等環境衛生施設の整備を促進することとしております。

以上の重要事項のほか、一々の事項についての説明は省略することといたしますが、さきに閣議決定いたしました予算編成方針にのっとり、特に中小企業の育成強化、貿易の振興、農林漁業の経営安定等につきまして、後に申述べます財政投融资と相俟って、所要の予算を重点的に計上することとしております。

特別会計及び政府関係機関の予算につきましても、一般会計に準じ、経費の重点的、効率的使用をはかりますとともに、事業の円滑な遂行を期することといたしまして、所要の予算を計上いたしております。ここでは、そのうち重要な二、三の点につきまして申し添

えます。

まず食糧管理特別会計であります。価格体系、損失の処理等この会計の基本問題を処理するため、政府に特別調査会を設置し、その結論を待って、この会計の健全化の具体策を立てることといたしております。従いまして、三十二年におきましては、現行管理制度を存続し、米の消費者価格は据え置くこととして予算を編成いたしました。

次に、国有鉄道につきましては、最近における産業の隘路を打開いたしますとともに、今後における経済の発展に伴う輸送量の増大に対処するため、三十二年以降五カ年間に約六千億円、初年度一千六十九億円の工事を実施することといたしております。これによる建設工事の量は、三十一年度のほぼ二倍に達することになり、貨物の輸送の円滑化、旅客の混雑の緩和も、遠からず期待できるものと存じます。その財源といたしましては、三十一年度とほぼ同じく三百十五億円の外部資金を予定するほか、運輸収入の相当の増収を見込みますとともに、経費の面におきましても極力節約に努めておりますが、なお、所要資金のすべてを満たすことができせんので、これを運賃値上げによる増収に待つこととし、貨客平均一三%の値上げを予定いたしております。

このほか特別会計といたしましては、さきに申し述べました特定多目的ダム建設工事特別会計及び特定土地改良工事特別会計のほか、国有財産特殊整理資金特別会計を新設し、官庁建物の高層化、集約化を進めるとともに、都市における住宅敷地にあてる等土地の

効率的使用の一助といたすこととしております。

政府関係機関につきましては、北海道開発公庫において、東北地域の開発事業資金の融資をあわせ行うこととし、またかねて懸案となっておりました公営企業金融公庫を新設して、公営企業のためにする公募債の消化を容易ならしめることといたしました。

地方財政につきましては、ここ一兩年、地方財政の立て直しのため、相当思い切った諸施設を講じて参りました結果、地方団体側の自主的な努力と相俟ち、地方財政の現状は相当改善されておりますが、三十二年におきましても、さらにその運営の健全合理化を推進することといたしております。

まず、地方交付税の算定基準である所得税、法人税、酒税に対する率を百分の二十五から百分の二十六に引き上げ、三十二年予算としては一千八百六十八億円を計上いたしました。また地方税につきましても、国税に準じて、事業税等の減税を行うことといたしましたが、最近における地方税収の増加にかんがみ、交付税交付金の増額とあわせてみますと、地方財源は相当豊かになり、各種地方単独事業を増加するなど行政内容を充実してゆく道が開けるものと思われまます。なお、地方団体間の財源偏在の是正をはかるため、地方譲与税の配分方法を改訂いたしますほか、公債費の圧迫を緩和するため、できる限り普通債を削減する等、歳入構成の適正化をはかることに留意いたしております。

最後に財政投融资につきましては、幸い経済の好況に伴って増加いたしました原資を活用して、経済拡大に積極的に寄与し得るよ



う、重点的にその使用をはかることといたしております。その総額は前に申し述べました通り、三千二百四十六億円でありますが、運用面におきましては、電力等産業基盤の整備、住宅対策、中小企業対策の三つを重点事項として取り上げ、その他が国経済において立ちおくれれており、かつ、民間の力のみによつては十分な発展を期待し得ない分野に配分することといたしております。

終りに、昭和三十三年度予算と同時に提出いたしました昭和三十一年度補正予算につき一言申し添えます。

この補正は、産業投資特別会計への繰り入れ及び地方交付税の増加を内容とするものであります。産業投資特別会計への繰り入れ三百億円のうち百五十億円は、昭和三十三年度財政融資の原資として使用することを予定しております。三十三年度予算と密接に関連するものでございます。

以上、ごく概略を御説明申し上げましたが、なお詳細にわたりますには、政府委員をして補足して説明させることといたします。

二、衆議院予算委員長報告(三月九日)

○山崎巖君 たいま議題となりました昭和三十三年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算三案は、去る二月一日予算委員会に付託され、本九日討論、採決されたものであります。

御承知の通り、その間、石橋内閣より岸内閣への内閣の交代が

ます。

一般会計の規模は、たいま申し上げました通り、前年度の当初予算に比較いたしましたして、一千二十五億円余増大いたしておりますが、このような予算規模の増大にもかかわらず、他面において減税の施策が講ぜられており、その金額は、明年度において、所得税について一千九十一億円余と算定されております。これに租税特別措置の合理化等による増減収、揮発油税等の増収を加除するとき、純減税額は七百二十億円余となっております。しかし、積極的施策と減税を同時に可能ならしめました基礎は、御承知の通り、昨今の経済の異常な好況を反映した租税及び印紙収入のいわゆる自然増収にあるのであります。その金額は明年度一千九百二十二億円余と想定されておるのであります。

そこで、まず、かかる膨大な租税の自然増収の根拠いかにいう点が問題にされたのであります。政府の説明によりますと、明年度の経済情勢は依然として好況を予測され、三十一年度と比べて、さらに鉱工業の生産水準において二・五%、雇用に二%、賃金水準で六%の増を見込み得るから、二千億円近くの増収の見積りをしても決して過大でないというのであります。

明年度予算に織り込まれている重点的な施策は、政府の説明によりますと、次の通りであります。すなわち、まず第一に、産業発展の基礎をつちかい、特に経済の各部門間の不均衡を是正するための施策として、(イ)電源開発の促進、(ロ)道路、港湾、国鉄等、輸送部門の増強、(ハ)貿易の振興、海外投資、技術協力の積極化、(ニ)中小企業

あつたのでありますが、本委員会においても、後継岸内閣総理大臣より、前内閣の提出した予算三案は、石橋内閣の閣議において責任をもって決定したものであり、日本経済の現状にとり最も適切かつ有意義なものであるから、石橋内閣と同様な閣僚で組織いたして新内閣としても、これらをもそのまま引き継ぐ旨の言明があつたのであります。

これら予算三案の内容につきましては、本議場において、池田大蔵大臣より、当面する内外の経済情勢、財政政策の基本的方向、金融及び為替政策等、詳細な説明がありましたので、すでに十分御承知のことと思われまふ。従つて、ここでは、重複を避けるため、主として予算三案をめぐつて展開されました予算委員会における質疑を中心にして御報告いたしたいと存じます。

まず、財政の規模について申し上げます。昭和三十三年度一般会計は、歳入歳出とも一兆一千三百七十四億円であります。三十一年度当初予算に比べ、一千二十五億円の増加となつております。次に、特別会計は、新設の特定多目的ダム建設工事、特定土地改良工事及び国有財産特殊整理資金の三特別会計を加え、総数三十九億円で、その総計は、歳入二兆三千二百五十八億円で、歳出二兆二千二百億円であります。また、政府関係機関は、公営企業金融公庫を新設して総数十一億円であります。その総計は、収入一兆一千四百五十億円で、支出一兆六百六十九億円余となつております。なおまた、財政融資について申し上げますと、その金額は三千二百四十六億円であります。前年度に比べて六百七十三億円の増加であり

並びに農林漁業に対する諸施策、(四)国土総合開発の促進等でありまふ。第二に、国民生活の不均衡を是正するため、減税のほか、(イ)生活保護その他の社会的救済措置の強化、(ロ)国民皆保険を目標とした国民健康保険の普及推進及び結核予防措置の全額公費負担、(ハ)引揚者に対する対策、住宅及び文教振興の諸対策。第三に、科学技術の振興、特に原子力平和利用の促進、質的増強に重点を置く自衛体制の整備、公務員給与の引き上げ及び地方財政の充実等があげられておるのであります。

次に、委員会における質疑応答の若干を御報告申し上げます。

まず、予算審議の一つの焦点はインフレと国際収支の見通しいかんとという問題に向けられたのであります。インフレに関する質疑を要約いたしますと、「経済活動が昨今のように活発化しているときには、財政はむしろ控え目な役割を演ずるのが本筋である。しかるに、国民所得との比率からしても、三十三年度の予算規模は過大であり、しかも財政融資、公共事業その他の面から、民間の経済活動を刺激する要因がはなはだ強い。さらに物価は三十一年度を通じて徐々に高騰しつつあるにもかかわらず、政府の施策は、国鉄運賃の引き上げとか、揮発油税の引き上げとか、商品コストを上げるような方向にばかり働いており、物価抑制に対しては何らのきめ手を持っていない。これではインフレは必至と思われ、どうか」というのであります。これに対する政府の答弁は、「予算の規模は経済活動の拡大と見合つており、しかも収支の均衡を保つておるから



健全である。健全財政と並んで金融も健全金融、すなわち貸し出しを資金の蓄積のワック内にとどめるといふ方針を堅持していきたい。従って、貯蓄の増強等によって資本の蓄積をはかるとともに、資金の供給は経済発展に真に緊要な部門を優先的に扱ふよう指導していきたい。設備投資の伸びも明年度においては若干鈍るであろうし、また物価も長期的に見れば大した上昇率は示していない。すなわち、卸売物価は、二十八年を基準とすれば四ないし六%の上昇で、英米とはほぼ同様の率であり、消費財物価は日本の方が上昇率が低い。最近の消費財の部分的値上りも一時的、季節的な現象にすぎず、生産財のうち最も懸念されるのは鉄鋼であるが、それも製品輸入の増加等によって価格騰貴を抑制していきたい。さらに、国鉄運賃の引き上げも一般的な物価騰貴を招来するおそれなく、輸送施設の改善は、むしろ物資の需給を緩和し、ひいてはコスト引き下げに役立つともいえる。このような情勢が現れてインフレは起らない。また起してはならないと考えている。以上のような答弁でありました。

インフレと関連して、国際収支の見通しについていろいろと論議せられたのでありますが、質疑の要旨は次のようなものであります。すなわち、「政府の国際収支に関する見通しは甘過ぎる。国際的要因としては、米国及びヨーロッパそれぞれに景気の前途に対して警戒すべき徴候が現われ、しかも輸出競争はいよいよ激化する情勢である。また、国内的要因としては、経済規模の拡大と物価騰貴は原材料輸入の増大と輸出の停滞を招くおそれがある。このような対外的及び対内的な要因からして、輸出目標二十八億ドルは達成でき

ず、他方輸入は予定の三十二億ドルを大幅に上回る結果になりはしないか」というのであります。これに対する政府の答弁は、「国際的な高原油気は明年度も続くものと見てよい。輸出競争は激化すると思われるが、未開発国の開発も進み、その生活水準も次第に上ってきておることを考えると、輸出目標は達成できると思う。また、原材料輸入は、手持ち在庫が比較的豊富であるため、今後そう増大するとも思わない。ただ、政府としては、これらが内需に回るものをできるだけ押えて、輸出に向うよう施策を講じていきたい。輸出振興の方策としては、やはり通商航海条約の締結とか、賠償、関税問題の解決、あるいは現行の通商協定の改善というような経済外交の強化、推進が必要である。国際収支の前途に対しては決して安易な見通しは持っていないが、輸出の増強が経済発展の支柱である以上、いたずらに輸入を抑制することは得策ではない」というのであります。

次に取り上げられましたのは、減税の性格と、いわゆる低額所得階層の人々に対する施策であります。「政府は一千億減税を誇示しているが、実際に減税の恩恵を受けるのは中以上の所得階層に限られ、しかもそれは高所得者ほど有利である。しかるに、低所得階層の人々は、減税の恩恵に全然あずからないのみか、運賃の引き上げ並びに漸次起りつつある物価の高騰により、かえって生活を脅かされておる。政府はこれらの人々に対してどういふ施策を講じていくのか」というのであります。これに対して、「政府は、戦後の税制改正においては、基礎控除あるいは扶養控除の引き上げ等、低

額所得者に対する減税を主眼としてきた。しこうして、その結果、国民各階層の租税負担を昭和十五年当時と比べてみると、年収三十万、五十万、八十万という中堅階層の人々の負担があまりにも重過ぎるので、これをならすために、今回の減税は税率の軽減を主体として行っている。これによって、もちろん低所得の人々も相当程度減税されるはずである。しかし、もともと免税点以下の人々に対しては減税のしようがないが、少くとも、これらの人々に対しては、税負担をふやさなため、間接税の増徴はとりやめた。また、統計によれば、低所得者も一般的には所得水準の上昇が見られるが、政府の施策としては、日雇い労働者の賃金及び生活保護の基準額引き上げ、さらには母子福祉及び世帯更生の貸付資金の増額、医療費貸付金制度の創設等、各般の措置を講じておる」との答弁でございました。

これに関連して、社会保障の問題が取り上げられ、「政府は、社会保障制度の拡充強化に対し、いかなる具体的な計画を持っておるか。また、明年度においては、国民健康保険の普及をはかり、被保険者数を五百万人ふやす計画のようであるが、地方財政窮乏の現状から見て、これは困難であると思うが、いかに」との質疑が行われました。これに対する政府の答弁は、「社会保障制度の拡充強化は、経済の発展、国民生活水準の向上を基礎に行われ得るものであるが、昨今のような経済情勢から見ると、その速度を早めていきたくはない。今回の予算では、もとより地方財政関係その他種々困難はあるが、医療保険制度を全国民に及ぼそうと、四年間の計画でスタートしている。次に、結核対策は、早期発見、早期治療に重点を置き、

健康診断、予防接種等は全額公費負担とする。さらに、国民年金制度については、三十二年から二カ年間を調査期間とし、三十四年度から実施していきたい。しこうして、明年度は、とりあえず、暫定措置の意味で、生活保護の母子加算を一千円に引き上げることとした」というのであります。

次に、雇用の問題に關しまして、「労働力人口の増加は、政府統計の上から見て、年々百万人以上と推定し得るのであるが、三十二年の経済計画では八十九万人しか見込んでいない。これは明らかに少な過ぎる。従つて、ここですでに二、三十万人の差が生ずるのであるが、この上に完全失業者六十万人、さらに潜在失業者ないしは不完全失業者が一千万人近くもある。しこうして、これらの人々に対しては何らの雇用対策も示されていないにもかかわらず、政府は完全雇用を云々している。これは偽わりの看板を掲げるものではないか」との質疑がなされたのであります。政府は、「雇用に關しましては、十年ないし十五年というかなり長期的な計画を立てていく必要がある。労働力人口の伸びは昭和四十年を越すと急激に縮小するものと見られるから、国民総生産を今のようになんて七ないし八%ずつ伸ばしていけば、大体十年余りで雇用対策の成果をあげ得るものである。完全雇用の目標に近づぐためには、産業基盤の強化、生産性の向上、それに続く経済の拡大発展という一連の過程を推進する施策を講じている」とのことでありました。

次に、論議の焦点となった食糧管理特別会計における赤字処理の



問題については、昨日の本議場においても討論せられたのであります。委員会における質疑応答の概略を申し上げます。

質疑の要旨は、「政府は昭和三十一年度における自然増収を産業投資特別会計等に繰り入れ、翌年度以降に使用することとし、一方、食管の前年度の赤字百六十一億円を補てんせずして後年度に繰り越さんとしているが、これは財政法にいう年度独立の原則にも反するのみならず、健全財政をも裏切るものではないか。また、右百六十一億円の赤字の原因は、食管会計をいかに分析することによって明白であるのに、食管会計の合理化に藉口し、食糧管理特別調査会を設けて、これが結論を待つて処理せんとするのは、ことさらに解決を遷延し、責任を回避するものであつて、ひつきよう政府は消費者米価を引き上げる底意を持っているものと認められるが、どうか」ということであります。これに対する政府の答弁の要旨は、「昭和三十一年度の損失額は、食糧管理特別会計法付則第二項により、その決算の確定を待つて、一般会計より補てんすることを適当と認める。米価の値上げを前提として、かかる措置をとるものではない。政府は米価については、白紙である。食管会計の合理化については、政府において責任を持つて決定するものであるが、同会計は種々複雑であるから、慎重検討する必要があるので、調査会に諮問することにした」というのであります。

次に、防衛問題に関する質疑応答について申し上げます。質疑の要旨は、「三十一年度の防衛庁予算の特色は質的充実にあるといわれているが、これははなはだ重大な問題を含んでいる。すなわち、政

府は米國に七種類の誘導弾の貸与を申し入れておられるが、これらはいずれも原子弾頭をつけ得る兵器である。しかして、原子兵器優先主義に基く米國軍の再編成に伴い、日本國內においても、第一駐兵師団と交代に原子機動部隊が駐留し、日本が原水爆の基地となつてくるのは必ずではないか。このような危険を回避するためにも、安全保障条約、行政協定の改廃が速急に必要ではないか」というのであります。これに対して、政府の答弁は「誘導弾は研究用として貸与を申し入れておられるが、これらはいずれも射程の短かい防衛用のものである。また、原子兵器の持ち込み及び原子機動部隊の駐留に関しては、必ず事前に米國政府より相談があることになつておられるが、たとひ相談があつても、これに應ずる意思はない。さらに、安全保障条約及び行政協定は、自衛力の漸増等漸次しかるべき環境を作つた上で、日米兩國で検討し、改廢の方向に進めていく方針である。」以上の通りでございます。

次いで、給与改訂の問題について申し上げます。質疑の第一は、「現在与野党で激しく対立し、しかも公務員の組合がこぞつて反対している給与法案の取扱いについては、四者会談において、内閣委員会は小委員会を設置して検討を待つことになつておられるが、政府は両党のこの話し合いをどう思うか。第二に、「人事院の勧告は一年前の昨年三月の資料を基礎としており、また、昨年末、内閣委員会は、給与改訂をすみやかに実施するよう決議を行なつたにもかかわらず、来年度に実施を持ち越した理由いかん」というのであります。これに対して、政府は、「人事院勧告を尊重し、公正なる立場で

検討し、提案をした。現在これに反対もあるが、賛成の声も聞いている。ただし、給与制度は重要なものであるから、内閣委員会で公正妥当な結論が出れば、これに應ずるにやぶさかでない。また、財政事情もあつて提案がおくれたのは遺憾ではあるが、人事院の調査対象となつた民間事業よりなお低い中小企業労働者が多いことや、公務員の恩給制度等の事情も考え合せなければならぬ」との答弁があり、なお、給与法改正の性格について明らかにせられました諸点は、「一、給与は平均六・二%の引き上げとなるが、今回の改正の重点は、給与体系の変更にあること。二、生活給と職務給の調和に十分努めたこと」等でありました。また、「地域給に関しては廃止をしたが、現在政府と与党で検討中である」とのことでもございました。

最後に、地方行財政の問題について申し上げます。本問題に関する質疑は、「まず所得税の減税に伴う地方財政の減収をどうするか。また、年々増大する公債の元利償還費に対してどう援助してやるか。さらに、市町村の合併は、実施後分村、分町の運動が絶えない等、住民の失望を買うような事例が多いが、その後の対策はどうか。特に財政上もつて優遇措置を講ずる必要があるのではないか」というのであります。これに対する政府の答弁は、「国税の減税に伴う地方財政の減収については、地方財政全体の収支を総合的に勘案した結果、もっぱら交付税の税率引き上げによつた。交付税の税率引き上げは一%であるが、交付税総額は、前年度の当初予算と比べて、約二百四十億円の増加である。なお、地方の財源としては、ほかに約七百億円近くの地方税の自然増収を見積ることができ

る。また、公債費の累増が地方財政を圧迫しておることに対しては、二十一年度の補正予算に計上しておる交付税の一部を明年度に繰り越され、明年度の交付税と合せて配付される場合に、その配付基準の中に公債費の一部を加えることとし、また三十三年度以降についても所要の措置を講ずるつもりである。さらに、町村合併がうまくいっていない箇所は約一千町村あるが、これは町村の合併計画に行き届かない点が相当あつたためである。従つて、現在府県でもう一度練り直しをさせており、それに自治庁で適当な調整を加えた上で、知事に勧告せよという段取りになつておる。また、予算上の助成措置としても、前年度の二億円を大幅に増額して十四億円にしておる」との答弁がございました。

以下、予算案審議の過程における質疑応答のおもなる事項について御紹介申し上げますが、なお、このほか、憲法改正問題を初め、外交、内政、各般にわたり、真摯活発なる質疑応答が行われたのであります。

次に、予算委員会におきましては、予算審議に慎重にするため、去る二月十八日、十九日の二日間公聴会を開き、朝日新聞論説委員土屋清君外七名の方々より、それぞれ専門の角度より公述をわすらわしたのであります。これが内容は会議録に譲り、報告を省略いたします。

また、予算三案の内容を細目にわたつて審議するため、分科会を四日間開きましたことを、あわせて御報告いたします。

質疑は昨八日をもつて終了し、本日討論、採決を行いました結



果、昭和三十二年度予算三案は政府原案通り可決されました。以上、御報告申し上げます。

三、参議院予算委員長報告(三月三十一日)

○苦米地義三君 たいま議題となりました昭和三十二年一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、財政の規模について申し上げますと、一般会計予算は、歳入歳出とも一兆一千三百七十四億円で、前年度当初予算に比べ、一千二十五億円余の増となっております。

次に、明年度予算に織り込まれている政府の重要施策の概要について申し上げますと、まず、一般会計歳入について、明年度においては、最近のわが国経済の好況に伴い、租税及び印紙収入、専売納付金について一千九百七十七億円余の増収が期待されておりますために、来年度において、所得税につき一千九十二億円余の減税を行うこととし、他面、租税特別措置の整理合理化、揮発油税の増収等を加減し、純減税額七百二十億円余をもって国民負担の軽減合理化をはかり、さらに、その上、一千二十五億円余を歳出増加財源として、重点的に政府の重要施策を推進することといたしておるものであります。

政府の重要施策のうち、おもな経費について、その概要を申し上げますと、社会保障関係費につきましては、一千二百二十六億円を充て、低所得者対策、国民健康保険の普及促進、結核予防措置の充

合理化等がはかられております。

また、地方財政につきましては、地方交付税率を1%引き上げ、地方税の自然増収とも関連し、地方行政内容の充実、住民福祉の増進を期するとともに、地方公共団体の財源調整、公債費対策等についても特に配慮せられております。

特別会計につきましては、食糧管理特別会計は、昭和三十一年度補正の後も赤字を持っておりませんが、本制度の基本的問題を検討するため、政府に臨時食糧管理調査会を設置し、その結論を待って、健全化の具体策を講ずることとし、昭和三十二年においては現行制度を存続し、米の消費者価格は据え置くこととして予算が編成せられております。なお特別会計は、ダム建設事業及び食糧増産対策事業の促進をはかるための特定多目的ダム建設工事特別会計及び特定土地改良工事特別会計並びに国有財産の運用の合理化をはかるための国有財産特殊整理資金特別会計の三特別会計が新設せられることとなっております。その結果、総数三十九となり、その歳入一兆三千二百五十八億円余、歳出は二兆二千二億円余となっております。

政府関係機関につきましては、日本国有鉄道は、昭和三十二年を初年度として輸送力増強をはかることとし、一千六十九億円余の建設工事を実施いたしますが、所要経費の一部不足のために、貨客平均一三%の値上げを実施することとせられております。このほか北海道開発公庫において、東北地域の開発事業資金の融資をあわせ行うよう機構を拡充するとともに、公営企業のための公募債の消化

実、失業対策事業の事業内容の改善等がはかられており、文教関係費につきましては、一千三百四十七億円をもって、義務教育職員の給与改訂、小中学校の統合、二部授業の解消、国立学校の施設の充実、教育研究経費の増額、学校給食及び教科書給付対象の拡大等が配意せられ、また、科学技術振興費につきましては、特に原子力研究所の整備等について、国庫債務負担行為とともに、大幅な増額が見込まれ、防衛関係費につきましては、従来の繰越額等をも勘案し、前年度とほぼ同額にとどめ、自衛力の質的増強に重点を置いて、わが国自衛体制の整備を期することとしております。

公共事業関係費につきましては、産業基盤の整備、特に輸送力の増強に重点を置き、道路、港湾等の整備をはかり、道路については、揮発油税率の引き上げと並行して大幅の増額を行うとともに、北海道、東北、離島等、国土総合開発についても留意せられております。

また、住宅対策費といたしましては、財政資金で約二十万戸の建設を予定し、民間建設と合わせ年間五十万戸の建設を期待するとともに、住宅規模の適正化、不燃化、高層化の促進等、質的向上をはかり、あわせて上下水道等、環境衛生施設の整備を促進することとせられております。

そのほか、中小企業の育成強化、貿易の振興、海外投資、国際技術協力の積極化、農林漁業の経営安定対策等につきまして、財政投融資と相俟って、所要の予算が計上せられております。ほかに、公務員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨に従って、給与の改訂

を容易にするため、公営企業金融公庫を新設して、総数十一となり、その予算総計は、収入一兆一千四百五十億円余、支出は一兆六百六十九億円余となっております。

また、財政投融資につきましては、昭和三十三年の計画資金は、三千二百四十六億円余で、前年度の計画に比べ、六百七十三億円余の増となっておりますが、最近の経済の好況に伴い増加した原資を活用し、わが国経済の隘路部門である電力、鉄鋼、輸送力等の産業基盤の整備拡充によって、なお一段と経済規模の拡大をはかり、ひいては完全雇用の推進にも努めるとともに、住宅対策、中小企業対策に重点をおいて資金の運用を期せんとしております。

本三案は、二月一日国会に提出せられましたので、予算委員会におきましては、二月七日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、三月九日、衆議院よりの送付を待って、十一日より本審査に入り、委員会を十三日間、分科会を三日間開催し、慎重に審議を重ねましたが、さらにこの間二日間にわたり公聴会を開くとともに、山際日銀総裁を参考人として質疑をする等、審議の周到を期した次第であります。予算審議に当りましては、内政、外交諸般の問題について広範囲にわたり熱心な質疑応答が行われましたが、以下、そのうちおもなる事項について簡単に御報告申し上げます。

まず、予算編成の前提としておる経済諸条件の見通しが、あまりにも楽観的に過ぎるが、世界景気の最近の基調から考え、来年度の国際収支は悪化する一方、国内においても予算規模の拡大等によるインフレのおそれが多いのではないか、また、最近、日銀のとった



公定歩合の引き上げは、その警戒的措置ではないのか」との質疑がありました。これに対し大蔵大臣より、「世界景気は、来年度も大体好調の維持が予想せられ、経済外交の推進等、輸出の振興に努力すれば、輸出二十八億ドルの達成は可能である。輸入については輸入原材料在庫が多いので三十二億ドルに抑制し得て、国際収支は見込通り均衡すると思われる。また、国内物価についても大体心配はない」旨答弁があり、また日銀総裁よりは、「今回の公定歩合の引き上げは、経済界、金融界の現状に対する警戒信号という意味ではないが、日銀としては今後の推移に即応して、いつでもその機能を發揮し得る態勢におくという意思表示の一つである。来年度予算は均衡財政であることは認めるが、執行に当っては、特に経済界に急激な変化を与えないよう、慎重な配慮を要望する」旨答弁がありました。

次に、減税の問題について、「政府は一千億減税を誇示するが、その実態は、高額所得階層に片寄っている。減税の恩典を受けない階層は、運賃値上げ等によって、かえって生活困窮に陥るのではないかと、また、所得税減税に重点をおいて直接税、間接税の関係、所得税、法人税等の均衡についての配慮がなされていないのではないか」という質疑がありました。これに対し大蔵大臣より、「所得税の減税割合では、低所得者の方が高額所得者より高率にいたしておる。直接税、間接税の現行比率はおおむね妥当と思われるが、法人税については、今回は中小法人の減税に重点をおき、法人税全般については将来の自然増収の推移に応じ軽減合理化をはかりたい。配

うなことは考えない。原子兵器の持ち込みについては、現在まで何らアメリカ側から意思表示もなく、また、万一あるとしても、断固断わる信念である」旨答弁がありました。

次に、地方財政の問題であります。地方財政健全化政策の最後に残された最も重要な問題である地方債の措置について、本年度の措置はきわめて不完全であるし、これを根本的にはどう処理されるのか」という質問がございました。これに対し、自治庁長官より、「本年度は、さきの補正予算で計上された地方交付税のうち、八十六億円をもって、三十二年に償還される給与関係費公債の半分は全額と、一般公共事業等三種の施設費公債については、その利子の半分を交付税の中でまかなうことにした。この措置は、三十二年に限り行うものであって、三十三年以降については別個の法律を設けて、予算上も独立した地方債対策を講じ得るよう政府として努力したい」と答弁され、大蔵大臣は、「公債の元利償還費を基準財政需要の単位費用に入れることにも問題があり、自治庁長官の言われた方法にも問題があると思うが、将来の財政計画を十分勘案して、地方財政の健全化を進めたい」と答弁されました。

次に、国家公務員の給与改訂について、「政府は人事院勧告をどう取り扱うのか、近く三公社五現業について仲裁々定があれば、それとの均衡をはかる必要はないか」との質疑がありましたが、内閣総理大臣より、「政府としても、勧告はできるだけ忠実に実施するのが義務であると考え、今回の給与改訂案を作成した。今後勧告は尊重するが、仲裁々定があっても、直ちに一般公務員につけ加える考

当所得、租税特別措置等についても、将来さらに再検討して行く方針である」との答弁がありました。

次に、社会保障問題につきましては、「政府は国民皆保険を目途とし、来年度、五百万人の国民健康保険被保険者数の増加を見込んで、予算で見ている事務費が過少にすぎ、地方財政窮乏の折柄、これが実現は困難ではないか、また五人未満の零細企業については、政府管掌健康保険によるべきではないか」との質疑がありましたが、厚生大臣より、「困難な事情は予想せられるが、四カ年計画の目標は堅持し、事務費についても来年度ある程度引き上げたが、さらに、実態に即応した国庫負担に努め、市町村の熱意にこたえた、零細企業については、財政負担の関係もあり、慎重に検討したい」との答弁がありました。

防衛問題につきましては、日本の独立を完成するため、現行の不平等、片務的な安保条約、行政協定を改廃する意思はないか、岸首相が訪米の際、日本が海外派兵など、新たな軍事的義務を負わされることのないと約束できるか、また、原水爆兵器の持ち込みは断わるといふが、革命的戦略構想の時代において、日米共同防衛の体制をとる以上、こぼみ切れないのではないかと、質疑がございました。これに対し、内閣総理大臣より、「安保条約、行政協定は全面的に再検討すべき時期に来ていると思うが、日米共同防衛の体制はなお維持する必要があり、安保条約第四条に期限をつける意思は、差し当りはない。訪米の際は、一般的な話し合いをするのであって、防衛問題にも触れるが、憲法に反するとき軍事義務を負うよ

えはない」との答弁があり、人事院総裁より、「勧告は、毎年三月を基準として調整するので、その後の推移については、七月ごろに調整を終るため、現在は全く白紙である。人事院としては、法の建前から、生計費及び民間給与との比較において勧告するものであるから、三公社等とは、ある程度の均衡は必要と考えるが、必ずしも同一水準にしなければならぬとは考えていない」との答弁がありました。そのほか、食糧特別会計の赤字に関連して、米価の問題、国鉄運賃の値上げと輸送力増強五カ年計画の問題、住宅対策などにつき、活発な論議がなされましたが、これらの詳細は会議録について御承知を願います。

かくして、本日をもちまして質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して湯山委員より反対、また、自由民主党を代表して安井委員より賛成、また、緑風会を代表して森委員より賛成の旨、それぞれ述べられました。これをもって討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十三年度予算三案は、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。



◎昭和三十一年度特別会計予算

(昭三二、三、三一成立)

一、提案理由(二月七日)

(昭和三十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月九日)

(昭和三十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(三月三十一日)

(昭和三十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十一年度政府関係機関予算

(昭三二、三、三一成立)

一、提案理由(二月七日)

(昭和三十一年度一般会計予算の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月九日)

(昭和三十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(三月三十一日)

(昭和三十一年度一般会計予算の委員長報告と一括して掲載)

一、提案理由(三月十八日)

◎昭和三十一年度一般会計予算



◎昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号) (昭三二、三、二二成立)

一、提案理由(三月十八日)

○池田国務大臣 政府は今回昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)、特別会計予算補正(第2号)及び政府関係機関予算補正(第1号)を国会に提出いたしました。ここに予算委員会の御審議をお願いするに当りまして、その概要を御説明いたします。

一般会計予算補正の追加額は、歳入歳出ともに百四十七億円であります。これにより、さきに提出いたしました予算補正(第1号)と合せまして、三十一年度一般会計予算総額は、一兆八百九十六億円となる予定であります。

歳出におきましては、昭和三十一年度の予算作成後に生じた事由により、当面必要とされる最小限度の所要額を計上いたしました。

これを義務教育費国庫負担金について見れば、三十年度における義務教育教職員給与費の実支出額に基く負担額が、三十年度予算計上額を上廻り不足することが確定し、さらに、三十一年度十二月第二十五回国会において成立いたしました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に関連して、教職員の期末手当が増額されることとなったので、三十一年度の国庫負担金を増額する必要があります。

政府関係機関予算補正は、成立予算の予算総則に規定されている国民金融公庫、中小企業金融公庫の借入限度額を増加することを内容とするものであります。

以上、昭和三十一年度予算補正につきまして概略申し述べましたが、なお詳細にわたりますは、政府委員をして補足説明いたさせます。

二、衆議院予算委員長報告(三月十九日)

○山崎巖君 ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本補正予算三案は、去る十三日委員会に付託され、昨十八日池田大蔵大臣より提案理由の説明を聴取した後、直ちに審議に入りました。

まず、一般会計予算の補正について申し上げます。一般会計における予算補正の追加額は、歳入歳出ともに百四十七億円となっております。これによって、さきに本院を通過しました補正(第1号)を合せまして、昭和三十一年度一般会計予算総額は一兆八百九十六億円となるわけでございます。

あり、そのほか、遺族及び留守家族等援護費、国民健康保険助成費、旧軍人遺族等恩給費、地方交付税交付金などについても、これと同様の趣旨で成立予算に追加して所要額を計上することが必要となったのであります。

また、食糧管理特別会計の損失は、三十年度末において完全に補てんされる予定でありましたが、その決算確定の結果、なお損失を残すこととなりましたので、これを一般会計の負担で補てんするための所要額三千三億円余を計上しております。

なお、沖繩問題については、講和条約発効前における米軍接收による土地等の損失の補償に関する問題は、早急に解決することが困難でありますので、土地等の所有者等の困窮の現状を考慮し、特別措置として見舞金を贈ることとし、その他の対策とあわせて沖繩関係特別措置費十一億円を新規に計上することといたしました。

次に、一般会計歳入についてであります。租税及び印紙収入百三十億円を追加計上いたしました。これは三十一年度の税収が、国民所得の予想以上の伸びを反映して、大幅の収入増加が見込まれ、そのうち所得税、法人税につき四百億円を第一次の補正予算に計上いたしました。今回の補正を行うに当り、その財源として、さらに、酒税、物品税、関税の増収百三十億円を引き当てることとしたものであります。

なお、租税収入のほか、歳入として雑収入等約十七億円を計上いたしました。特別会計予算補正としましては、交付税及び譲与税配付金特別会

歳出のおもなるものについて申し上げます。まず、義務教育費国庫負担金の追加額十七億四千五百万円は、昭和三十年度における教職員給与費の実支出額に基く国庫負担金の不足額十億三千万円と、さらに昨年末支給した期末手当〇・一五カ月の国庫負担金七億四千三百万円とを補うための措置であります。遺族及び留守家族等援護費二十八億円、国民健康保険助成費十億六千九百万円、旧軍人遺族等恩給費二十五億九千万円、地方交付税交付金十億円、国庫受入預託金利子六億七千五百万円等は、いずれも、三十一年度の予算編成後に生じた事由によって、当面必要とされる最小限度の所要額を計上いたしましたものであります。また、沖繩関係特別措置費十一億円につきましては、米軍の接收による土地その他の損失補償に関する問題が、早急なる解決が困難であるので、土地所有者等の困窮の現状を考慮して見舞金を支給する等のため計上されておるのであります。食糧管理特別会計の昭和三十年度決算による損失額三十三億五千六百万円の繰り入れにつきましては、昨年二月には百六十七億円の赤字が見込まれ、その補てんの措置を行なったのであります。その後、三十年度決算の結果、なお三十三億五千六百万円の損失が残ることとなったので、これが補てんを行わんとするものであります。

次に、本予算の歳入について申し上げます。さきの第一次予算補正におきましては、所得税及び法人税の増収四百億円を財源としたのであります。今回は酒税、物品税、関税等の増収百三十億円、官業収入、雑収入の増加十七億円、合計百四十七億円をもってまか



なることとなっております。

特別会計の予算補正としましては、交付税及び譲与税配付金特別会計及び漁船再保険特別会計給与保険勘定において、一般会計予算補正と関連して所要の補正を行うとともに、予算総則の一部を改めて、輸出保険特別会計における保険契約の限度額を増加することとなっております。

また、政府関係機関予算補正におきましても、予算総則に規定されておる国民金融公庫、中小企業金融公庫の借り入れ限度額をそれぞれ増加することとなっております。

以上が補正三案の内容の概略でございます。

次に、委員会における質疑の若干について御報告いたします。

第一は、沖縄における土地問題に関するものであります。質疑の要旨は、「講和条約発効後五年にもなっておりますのに、いまだに土地接取に対する補償の問題が解決されていない。これは、はなはだ無責任ではないか。また、この補正予算に計上しておる見舞金の支給は本年度限りのものであるかどうか。これは当然に米国側が支払うべきものと思われがいかに。さらに、沖縄住民の利益を守るためにも、もっと積極的に米国に働きかけるべきではないか」との質疑がございました。これに対する政府の答弁は、「この問題に関しては従来も米国側としばしば折衝してきたが、条約の解釈については双方の間に意見の一致を見ないため、いまだに妥結に至っていない。見舞金の支給は今回限りのものであり、われわれとしては、これは米国側に支払いの義務があると解釈し、その旨通告済みである。ま

た、沖縄の施政権は条約上米国にあるから、個々の問題についてとやかく言うのは米国の内政に干渉することともなるので、むしろ施政権の返還という方向に交渉を進めていきたい」、以上の通りでありました。

次に、公務員の給与改善の問題について申し上げます。

まず、一般職員につきましては、現在提案されております給与法の改正案に関し、俸給表の分断、ことに行政職俸給表を中央、地方に分けたこと、あるいは賃金の上下格差等の給与体系の問題、また民間及び三公社、五現業との賃金均衡の問題等について論議がかわされたのでありますが、これらの論点は内閣委員会に設置される小委員会においてさらに審議を重ねることになりますので、ここでは一、二の点について申し上げます。

「今回の給与表の改正により、現行俸給表に比較して不利益を受ける者はないか。また、切りかえの場合、格づけされる等級が違うだけで将来相当の賃金の開きが出てくる。こうした職階級給与のものは、下級職員は希望を持って働くことができなくなるおそれはないか」との質問があり、これに対し、政府は、「改正案は、給与制度改善を前提としており、おつ、人事院勧告を尊重したものである。不利益を受ける者はないはずであるが、なお実施上十分に調整していききたい。各等級についてもワク外昇給を認めると同時に、責任の度合い等に応じて上の等級にかわることもできるから、下級職員については十分配慮をしたものである」との答弁がありました。

次に、地方公務員給与改訂に対する政府の見解は、「国家公務員

の給与改善六・二%に沿った経費並びに昇給原資は地方財政計画に組んである。ただし、国家公務員より給与水準の高い自治体があり、これが赤字の原因ともなったことは資料によって明らかであるから、国家公務員給与との均衡をはかることも必要である。赤字再建団体の給与については、それぞれの再建整備計画に合せ、できるだけ改善の措置を講じたい」とのことでありました。

なお、三十年度食糧管理特別会計赤字補てんの問題につきましては、赤字の原因、赤字の実数、さらに政府の赤字を招来した措置及びその責任等につき、昭和三十一年二月の昭和三十年度予算補正と関連して質疑応答がなされましたが、これらは会議録に譲ることいたします。

その他、原水爆使用禁止のための特派派遣の問題、日ソ漁業交渉等に関する外交問題、警察の思想調査等、治安問題等につきましても質疑が行われましたが、これらはすべて会議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

かくて、本十九日午前質疑を全部終了いたし、引き続き討論、採決を行なった結果、多数をもって本予算補正三案はいずれも政府原案の通り可決された次第でございます。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院予算委員長報告 (三月二十二日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)



◎昭和三十一年度特別会計予算補正(特第2号)(昭三十一、三、二二成立)

一、提案理由(三月十八日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月十九日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(三月二十二日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)(昭三十一、三、二二成立)

一、提案理由(三月十八日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(三月十九日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第2号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(三月二十二日)

(昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)



## ◎昭和三十三年特別会計予算補正(特第1号) (昭三三、四、二六成立)

### 一、提案理由(四月二十日)

○池田国務大臣 政府は、今回、昭和三十三年特別会計予算補正第一号を国会に提出いたしました。ここに予算委員会の御審議をお願いするに当りまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の予算補正は、新たに設置を予定いたしております臨時受託調達特別会計の予算につきまして、国会の議決を求めようとするものであります。

日本政府に供与される艦船を国内において調達することに関しましては、かねてアメリカ合衆国政府との間において協議を重ねて参つたところ、最近に至りようやく打ち合せも終わったのであります。その際アメリカ合衆国政府におきましては、諸外国との間の先例もあり、いわゆる直接調達方式によることなく、日本政府との間に契約を締結し、日本政府が国内において調達する方式をとりたい旨申し入れがあったのであります。

政府といたしましては、提供される艦船の調達が国内において行われますことは好ましいことと思われまじ、また間接調達方式によりましても別段異存がございませんで、この申し入れに応じたいと考えます。

アメリカ合衆国政府との間に、同国政府の負担におきまして艦船を調達して引き渡すことを目的とする受託調達契約を締結し、この契約を履行するため、政府が国内においてその調達をいたしますためには、予算措置によらなければなりません。この場合には、特別会計を設置してその経理を一般会計と区分して行うことが、財政法の建前に沿うものと考えられますので、この際臨時受託調達特別会計の新設につき、別途法律案の審議を国会に求めるとともに、ここにその予算につきまして、御審議を願うこととなつたのであります。

今回予定しております艦船は、二千三百トン級二隻であります。その建造所要経費は約六十七億円と見積られております。今回の予算補正におきましては、その総額につきまして契約を締結する権限を政府に与えられますよう国庫債務負担行為につき議決を求めますとともに、艦船の出来高に応じてアメリカ合衆国政府から支払いを受けます金額を受け入れ、これをそのつど直ちに支払いに充てますために、昭和三十三年に予定される十二億七千万円の歳入歳出予算の御審議をお願いするものであります。

アメリカ合衆国政府との間におきましては、この調達に関しおおむね打ち合せも整つておりますので、これを実行に移すため、すみやかに御賛同を得たいと存する次第であります。

なお、公共企業体等の給与問題につきましては、公共企業体等労働委員会の仲裁を尊重いたします趣旨のもとに所要の予算措置を講ずるよう準備を進めております。一両日中には国会に提案いたし御審議を願う所存でありますことをこの機会に申し添えておきます。

### 二、衆議院予算委員長報告(四月二十三日)

○山崎巖君 ただいま議題となりました昭和三十三年特別会計予算補正(特第1号)に関する予算委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る四月十六日委員会に付託され、本日討論、採決されたものであります。

本予算補正は、新設の臨時受託調達特別会計に関するものであります。この会計は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き米國より無償で譲渡される予定の艦船二隻を日本国内で調達するために、日米両国間で締結される受託調達契約の実施に伴い、新たに設けられるものであります。

譲渡を予定される艦船は二千三百トン級警備艦二隻であり、その建造所要経費は総額約六十七億円と見積られておりますが、この予算補正において、その総額六十七億余円を限り、昭和三十三年以降三カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和三十三年度において結ぶことができるよう議決を求めるとともに、艦船の出来高に応じて米國より所要の金額を受け入れ、これをそのつど直ちに支払いに充てるため、本年度分として歳入歳出に十二億七千万円が計上されております。

次に、この予算に関連した質疑応答について申し上げますと、日米双方の間に締結される受託調達契約は、国と国との間に重大な権利義務の関係を生ぜしめるものであるから、当然に国会の承認を要

昭和三十三年特別会計予算補正(特第1号)

六三七

する条約を必要とするものではないか、また、艦船の調達方法並びに支払い手続はどうか」という質疑がありました。政府の答弁は、「艦船の供与は相互防衛援助協定に基くものであり、今回の受託調達契約は、単に私法上の権利義務を生ぜしめるにすぎないから、特別の条約を必要としない。また、調達の方法は目下検討中であるが、業者の技術的能力並びに受注手持量等を考慮した上で、競争を加味した随意契約によるつもりである。さらに、支払い手続は、大体一カ月ごとに政府が業者から請求書を受け取り、これを審査の上、米國側の契約担当官に送付して、支出官からドルで支払いを受けることになる」というのであります。その他、当面する外交問題、防衛の基本方針、原子力の平和利用の問題等について重要な質疑が行われたのであります。これらは、会議録でごらんを願うこととし、報告を省略させていただきます。

本日、質疑終了後、討論、採決を行い、本補正予算案は政府原案通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院予算委員長報告(四月二十六日)

○苦米地義三君 ただいま議題となりました昭和三十三年特別会計予算補正(特第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この予算補正は、新たに設置される臨時受託調達特別会計の予算に関するものであります。すなわち日米相互防衛援助協定に基き、



日本国政府に無償で譲渡される予定の二千三百トン級艦船二隻について、米国政府による直接調達方式によることなく、日本国政府との間に契約を締結し、日本国政府が国内においてこれを調達することとなりましたので、その経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設け、所要の予算措置を講じようとするものであります。右、艦船二隻の建造所要経費は約六十七億円と見積られておりますが、この予算補正におきましては、その総額につきまして、昭和三十三年度以降三カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和三十三年度において結ぶことができるよう、国庫債務負担行為につき議決を求めておりますとともに、艦船の出来高に応じて米国政府から支払いを受ける金額を受け入れ、これをそのつど直ちに支払いに充てるために、昭和三十三年度においては、十二億七千万円の歳入歳出が予定されております。以上が、本補正予算の大体の内容であります。

予算委員会におきまして、四月二十四日、本予算補正について池田大蔵大臣及び小滝防衛庁長官から説明を聞いた後、同日及び二十五日の二日間にわたり、岸内閣総理大臣並びに関係閣僚に対し質疑を行いました。以下、これら質疑のうち、予算に直接関連する若干の事項について簡単に御報告を申し上げます。

すなわち、「岸総理は、安保条約その他日米両国間の基本的な諸問題について話し合いを行うため、近く訪米されるのであるから、今回の駆逐艦受託調達のごときは、その話し合いによって日米関係が調整された後に行うべきではないか、この駆逐艦のほかにも、わんでおるものであるから、不足を生ずるおそれはない。また、艦船の建造能力や機器の製造能力は十分あるので、産業上の圧迫となるような心配はない。今後の防衛生産については、防衛計画の正式決定を待ち、それに即応してわが国防衛産業の育成をはかる方針をはかる方針である」などの答弁がございました。このほか委員会における質疑は、きわめて広範囲にわたっておりましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月二十五日をもちまして質疑を終了し、二十六日、討論を行いましたところ、日本社会党を代表して、中田委員が反対討論をされました。これをもって討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十三年特別会計予算補正(特第1号)は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

が国にはすでに二十八隻の駆逐艦があるのであるが、これらの駆逐艦は戦力ではないか、今回建造される駆逐艦には、原子兵器や誘導弾など装備しないか、米国政府の委託を受けて日本政府が調達することとなっておるが、日米両国政府間の取りきめであるにもかかわらず、なぜ条約または協定の形式をとらないのであるか、また、このような間接調達方式によって日本側にどのような利益があるか、資材の値上り等で六十七億円では不足する場合どうするか、また、この駆逐艦の国内調達によって造船その他平和産業を圧迫するおそれはないか、防衛生産に対する政府の基本的方針を明らかにしても「らいたい」などの質疑がございました。これに対しまして、岸内閣総理大臣から、「M S A協定に基き供与を受ける駆逐艦を国内において調達することは、かねてから日米双方の間に協議を重ねてきたことで、私の訪米と直接関係のある問題ではない、わが国に現在ある駆逐艦等は、自衛のため必要な限度内のものであって、憲法第九条に言う戦力ではない、原水爆を中心とするいわゆる核兵器を持つことは、憲法上適当ではないと思う」などの答弁があり、関係閣僚及び政府委員から、「今回建造しようとする駆逐艦の装備は、対潜装置に重点を置いて、原子兵器はもちろん、誘導兵器も取りつけない。米国政府との契約は公法的なものではなく、私法上の契約であるから、条約または協定によることを必要としない、間接調達方式は、将来わが国で使用する艦船について、その設計、監督、検査等すべて日本側でやれるので便宜が多いこと、日本の技術水準の向上に役立つこと等の利益がある。建造に必要な経費は、最高限を見込